改正 施設基準 (令和2年4月版) 追補

令和2年(2020年)4月 社会保険研究所

以下の事務連絡等により、本書103頁~1083頁の内容に一部訂正、追加情報がありましたので追補いたします。 ○令和2年3月31日 厚生労働省保険局医療課事務連絡 令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項 の一部訂正について

該当箇	1771	訂正前	訂正後				
		基本診療料の施設基準等	13—12				
通則事項							
取扱い通知	下から 16行目	〔次行に追加〕	医師事務作業補助体制加算(許可病 床が全て一般病床である保険医療機 関を除く。)				
	下から 25行目	データ <mark>提出加算</mark> 入退院支援加算3	入退院支援加算3				
	上から 1行目	精神科救急入院料(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)精神科急性期治療病棟入院料(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)精神科救急・合併症入院料(令和2年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)特定一般病棟入院料の注7					
	トから 1行目	し次行に追加り	表3 施設基準等の名称が変更されたが、令和2年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出が必要でないもの				
診料		'					
A003 オン	ノライン診	療料					
取扱い通知 ^{別添1} 第2の7	下から 6行目	(2) 当該保険医療機関内に脳神経外 科又は脳神経内科の経験を5年以 上有する医師又は頭痛患者に対す る情報通信機器を用いた診療に係 る研修を修了した医師を配置して いること	(2) 当該保険医療機関内に脳神経外 科 <mark>若しくは</mark> 脳神経内科の経験を5 年以上有する医師又は頭痛患者に 対する情報通信機器を用いた診療 に係る研修を修了した医師を配置 していること				
基本料等加	 算						
】A200 絲	合入院体	制加算					
取扱い通知 ^{別添3} 第1	上から 6行目	ただし、地域において質の高い医療の提供体制を確保する観点から、医療機関間で医療機能の再編又は統合を行うことについて地域医療構想調整会議(医療法第20条の14第1項に規定する協議の場をいう。)で合意を得た場合に限り、小児科、産科又は産婦人科の標榜及び当該診療科に係る入院医療の提供を行っていない場合であっても、施設基準を満たしているものとする。	ただし、地域において質の高い医療の提供体制を確保する観点から、 医療機関間で医療機能の再編又は統合を行うことについて地域医療構想調整会議(医療法第20条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下この項において「地域医療構想調整会議」という。)で合意を得た場合に限り、小児科、産科又は産婦人科の標榜及び当該診療科に係る入院医療の提供を行っていない場合であっても、施設基準を満たしているものとする。				
	取扱い通知 診料	下から 16行目 下から 16行目 下から 16行目 下から 15行目 下から 11行目 下から 11行	下から 16行目				

頁	該当箇	所	訂正前	訂正後
181		下から 3行目	(5) 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、脳神経外の、当該診察を提供し、当該診察を提供し、監察を提供し、とは、大学をであるは、24時のでは、24時のでは、10年のでは	(5) 内科、精神科、外科科及び診察を提供し、性性、性性、性性、性性、性性、性性、性性、性性、性性、性性、性性、性性、性性
182		上から 10行目	(3) 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科及び産療科及び産療機し、当該診察科に係る入院医療を提供しただし、特別のでは、24時間対応のでは、24時間が高いでは、100円では他院のでは、100円では他院のでは、24時間が、連つが、があれば、必ずものであるが、必ずものであるが、必ずものであるが、以ること。	(3) 内科、精神科、外科、外科、外科、外科、所科科、斯神科、斯神経外科、斯神科、斯科科、斯科科、斯科科、斯科科、斯科科、斯科科、斯科科、斯科科、斯科
	A207-4		員夜間配置加算	
197	取扱い通知 ^{別添3} 第4の4	上から 17行目	<u>ケ</u> 当該保険医療機関において、夜 勤時間帯を含めて開所している院 内保育所を設置 <mark>している</mark> こと。	ケ 当該保険医療機関において、夜 勤時間帯を含めて開所している院 内保育所を設置 <u>しており、夜勤を</u> 含む交代制勤務に従事する医療従 事者の利用実績があること。
[42	2] A226-2	緩和ケ	ア診療加算	
210	施設基準告示 第八・二十三	上から 5行目	白川町	白川 <mark>村</mark>
211	取扱い通知 ^{別添3} 第14	上から 25行目	(5) (1)のア <mark>及び</mark> イに掲げる医師 <u>のうち、悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合に</u> は、以下の <u>ア又はイ</u> のいずれかの研修	(5) (1)のア、イ、オ及び力に掲げる 医師のうち、悪性腫瘍の患者に対 して緩和ケアに係る診療を行う場 合には、以下のア又はイのいずれ

頁	該当筐	所	訂正前	訂正後
			を修了している者であること。	かの研修を修了している者である こと。
212		上から 3行目	(8) (1)のア <mark>及び</mark> イに掲げる医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任ではないこと。	(8) (1)のア <u>、</u> イ <u>、オ及びカ</u> に掲げる 医師については、緩和ケア病棟入 院料の届出に係る担当医師と兼任 ではないこと。
【55	A234-2	感染防	 止対策加算	
225	取扱い通知 ^{別添3} 第21	下から 19行目	(8) (7)に規定するカンファレンスは、(2)のアからエ及び2の(3)のアからエ及び2の(3)のアからエの構成員それぞれ1名以上が直接対面し、実施することが原則であるが、以下のアからウを満たす場合は、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(以下「ビデオ通話」という。)が可能な機器を用いて参加することができる。	(8) (7)に規定するカンファレンスは、(2)のアからエ及び2の(3)のアからエの構成員それぞれ1名以上が直接対面し、実施することが原則であるが、以下のアからウを満たす場合は、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(以下「ビデオ通話」という。)が可能な機器を用いて実施することができる。
		下から 9行目	(9) 当該保険医療機関又は感染防止対策加算2に係る届出を行紙2」を療機関が「別添3」の「別るがと現所で、場所の少ない地域【→319頁】に関係の少ない地域【→319頁】に展資。のののののののでは、以ので、は、ののののでは、ののののでは、のののでは、ののののでは、ののののでは、のののののでは、ののののののでは、ののののののでは、ののののののでは、ののののののでは、のののののののの	(9) 当該保険医療機関又は感染防止 対策加算2に係る届出を行った至 療機関が「別添3」の「別るがこり に掲げる医療を提供しているが に掲げる医療を提供しているが に掲げる医療機関(特定機の 属する保険医療機関(特定機の 属する保険医療機関(特以上病病 院、DPC対象病院及び一般の病 院、DPC対象病院及び一般の に基本科院とのの場合は、 以デオ るによいての ア及び可能な機器を用いて 連話が可能な機器を用いて 連話ができる。
226		下から 10行目	(8) (7)に規定するカンファレンスは、(3)のアからエ及び1の(2)のアからエの構成員それぞれ1名以上が直接対面し、実施することが原則であるが、以下のアからウを満たす場合は、ビデオ通話を用いて参加することができる。	(8) (7)に規定するカンファレンスは、(3)のアからエ及び1の(2)のアからエの構成員それぞれ1名以上が直接対面し、実施することが原則であるが、以下のアからウを満たす場合は、ビデオ通話を用いて実施することができる。
227		上から 1行目	(9) 当該保険医療機関又は感染防止加算1に係る届出を行った医療機関が、「別添3」の「別紙2」に療が、「別添3」の「別紙2」に療療を提供しているが医療を提供しているが医療を提供しているが医療機関(特定機能病院、許可保険医療機関(特定機能病院、 DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く。)の場合は、以下のア及びイを満たすときに限り、ビデオ通話が可能な機器を用いて参加することができる。	(9) 当該保険医療機関又は感染防止加算1に係る届出を行った医療機関又は感染療機関が、「別添3」の「別紙2」に療が、「別添3」の「別紙2」に療資源の少ない地域【→319頁】に属する保険医療機関(特定機能病院、西PC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期る院科1のみを届け出ていア及びイを満たすときは、ビデオることができる。
		下から 3行目	イ 感染症治療の早期モニタリング において、アで設定した対象患者 を把握後、適切な微生物検査・血 液検査・画像検査等の実施状況、 初期選択抗菌薬の選択・用法・用 量の適切性、必要に応じた治療薬	イ 感染症治療の早期モニタリング において、アで設定した対象患者 を把握後、適切な微生物検査・血 液検査・画像検査等の実施状況、 初期選択抗菌薬の選択・用法・用 量の適切性、必要に応じた治療薬

頁	該当篋	5所	訂正前	訂正後
			物モニタリングの実施、微生物検 査等の治療方針への活用状況など を経時的に評価し、必要に応じて 主治医にフィードバックを行い、 その旨を診療録等に記載する。	物モニタリングの実施、微生物検 査等の治療方針への活用状況など を経時的に評価し、必要に応じて 主治医にフィードバックを行い、 その旨を診療録に記載する。
	·】A243 後		品使用体制加算	
235	取扱い通知 ^{別添3} 第26の2	下から 2行目	後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の3【→810】を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。	後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の 様式40の 3【→810】 を用いること。
[66	A245 7	一夕提出	出加算	
239	取扱い通知 ^{別添3} 第26の4	下から 4行目	(6) 基本診療料の施設基準等第十一 の九〔十一〕【→151頁、269頁】に 掲げる、データ提出加算の届出を 行うことが困難であることについ て正当な理由がある場合とは、電 子カルテシステムを導入していな い場合や「医療情報システムの安 全管理に関するガイドライン」に 規定する物理的安全対策や技術的 安全対策を講ずることが困難であ る場合等が該当する。	(6) 基本診療料の施設基準等第十一の十一【→151頁、269頁】に掲げる、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由がある場合とは、電子カルテシステムを導入していない場合や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に規定する物理的安全対策や技術的安全対策を講ずることが困難である場合等が該当する。
特定	2入院料			
【83	3) A308 E	回復期リバ	ビリテーション病棟入院料	
269	取扱い通知 ^{別添4} 第11	下から 4行目	(6) 当該病棟への入院時等に測定する日常生活機能評価については、別添6の 別紙21【→ 722】を用いて測定すること。	(6) <u>2の(4)及び(5)又は3の(5)において日常生活機能評価による測定を行う場合にあっては、</u> 当該病棟への入院時等に測定する日常生活機能評価については、別添6の 別紙21【→ 722】を用いて測定すること。
270		上から 9行目	(7) 毎年7月において、1年間(前年7月から6月までの間。)に当該入院料を算定する病棟に入院していた患者の日常生活機能評価について、別添7の 様式49の4【→ 832】により地方厚生(支)局長に報告を行うこと。	(7) 2の(4)及び(5)又は3の(5)において日常生活機能評価による測定を行う場合にあっては、毎年7月において、1年間(前年7月から6月までの間。)に当該入院料を算定する病棟に入院していた患者の日常生活機能評価について、別添7の様式49の4【→832】により地方厚生(支)局長に報告を行うこと。
【84	- 1 A308-3	地域包	舌ケア病棟入院料	
279	取扱い通知 ^{別添4} 第12	上から 2行目	(7) (6)の明治のでは、 (7) (6)の明治のでは、 (6)の明治には、 (6)の明的には、 (6)の明治には、 (6)の明的には、 (6)の明治には、 (6)の明治には、 (6)の明治には、 (6)の明治には、 (6)の明治には、 (6)の明治には、 (6)の明治には、 (6)の明治には、 (6)の明治には、 (6)の明治には、 (6)の明治には、 (6)の明治には、 (6)の	(7) (6)のリステーシーででは、1 には、1 には、1 には、2 には、2 には、2 には、2 には、2 には、2 には、2 には、2

頁	該当筐	所	訂正前	訂正後
			 含むものとする。 <mark>なお</mark> 、リハビリ	含むものとする。リハビリテーシ
			テーションの提供に当たっては、	ョンの提供に当たっては、当該患
			当該患者の入棟又は入室時に測定	者の入棟又は入室時に測定したADL
			したADL等を参考にリハビリテーシ	等を参考にリハビリテーションの
			<u>ョンの必要性を判断し、その結果</u> について診療録に記載するととも	<u>必要性を判断し、その結果につい</u> て診療録に記載するとともに、患
			に、患者又はその家族等に説明す	<u>こじ原跡に記載りることもに、忠</u> 者又はその家族等に説明するこ
			<u>ること。</u>	<u> と。</u>
282		上から	「注3」、「注4」 <u>、</u> 「注7」 <u>及び「注</u>	「注3」、「注4」 <u>、</u> 「注7」 <u>及び「注</u>
		21行目	9」に規定する看護職員配置加算、看	9」に規定する看護職員配置加算、看
			護補助者配置加算 <u>、</u> 看護職員夜間配	護補助者配置加算、看護職員夜間配置加算を表が地域包括なる定様問題
			置加算 <u>及び地域包括ケア病棟特別入</u> 院基本料の施設基準に係る届出は、	置加算 <u>及び地域包括ケア病棟特別入</u> 院料の施設基準に係る届出は、
[93	L 5】A317 特	 定一般病		が行り他放金手に保る周山は、
304	取扱い通知	下から	2人以上	2名以上
	別添4	25行目		
	第20	下から	なお、当該専従の看護師又は社会	なお、当該専従の看護師又は社会
		18行目	福祉士については、週3日以上常態	福祉士については、週3日以上常態
			として勤務しており、かつ、所定労	として勤務しており、かつ、所定労
			働時間が22時間以上の勤務を行って	働時間が22時間以上の勤務を行って
			いる専従の非常勤の看護師又は社会 福祉士(入退院支援及び地域連携業	いる専従の非常勤の看護師又は社会 福祉士(入退院支援及び地域連携業
			福祉士(入退院支援及び地域連携業 務に関する十分な経験を有する看護	<u>福祉士(入退院支援及び地域連携業 </u> 務に関する十分な経験を有する看護
			師又は社会福祉士に限る。)を2名組	師又は社会福祉士に限る。)を2名以
			み合わせることにより、常勤看護師	上組み合わせることにより、常勤看
			等と同じ時間帯にこれらの非常勤看	護師等と同じ時間帯にこれらの非常
			護師等が配置されている場合には、	勤看護師等が配置されている場合に
			当該基準を満たしているとみなすこ	は、当該基準を満たしているとみな
F ==	:ナ-19 (4) (ラ)	\ 7	とができる。	<u>すことができる。</u>
			療資源の少ない地域 白川 <mark>町</mark>	~~ [[[
319	取扱い通知	下から 4行目	日川 ^四] 	白川村
	別紙2	71111		
	7331124		特掲診療料の施設基準等	
新設項	目の施設基	 準	1414的20011420000公子 1 4	
			食事指導料の注2	
325	取扱い通知	上から	(1) 外来化学療法を実施するための	(1) 外来化学療法を実施するための
	第1の6	3行目	専用のベッド(点滴注射による化	専用のベッド(点滴注射による化
	714 1 - 7 0		学療法を実施するに適したリクラ	学療法を実施するに適したリクラ
			イニングシート等を含む。)を有す	イニングシート等を含む。)を有す
			る治療室を保有し、専任の常勤管 理栄養士が1人以上配置されてい	る治療室を保有し、外来化学療法 を実施している保険医療機関に5
			「垤木食エが1八以工配直されてい」 ること。	年以上勤務し、栄養管理(悪性腫
				瘍患者に対するものを含む。)に係
				る3年以上の経験を有する専任の
				常勤管理栄養士が1人以上配置さ
				れていること。
)1·31 腎代 	I		1. Etyck let v.
327	取扱い通知	下から	ウ 腎移植について、患者の希望に	ウ 腎移植について、患者の希望に
	第4の10	5行目	応じて適切に相談に応じており、 かつ、腎移植に向けた手続きを行	応じて適切に相談に応じており、 かつ 緊発植に向けた手続きを行
			かつ、背移値に回けた手続きを行 った患者が <mark>前年度</mark> に3人以上いる	かつ、腎移植に向けた手続きを行った患者が <mark>前年</mark> に3人以上いるこ
			こと。	と。
L			¥	-

頁	該当篋	新所	訂正前	訂正後		
	200-2 血流予備量比二			n±k		
339	取扱い通知 第35の2	下から 2行目	血流予備量比コンピューター断層 撮影の施設基準に係る届出は、別添 2の 様式37の2【→ 934】を用いるこ と。	血流予備量比コンピューター断層 撮影の施設基準に係る届出は、別添 2の 様式37の2【→ 934】 <u>及び様式52</u> 【→974】を用いること。		
C.思	FIIワ 油推去9	中加谷	C .	179747 を用いること。		
340	則7 連携充 取扱い通知 第37	天川昇 下から 1行目	(3) 当該治療室の <mark>配置図及び</mark> 平面図 を添付すること。	(3) 当該治療室の平面図を添付すること。		
第37 111 21 11 22 12 12 12						
349	取扱い通知 第76の2	上から 10行目	夕(世刊)	(4) 同種死体膵島移植術を行うに当 たり医療関係団体より認定された		
K70 353	03-2 腹腔鎖 取扱い通知 第75の4	下から 3行 原下 上から 9行目	(4) 日本組織移植学会が作成した「ヒト組織を利用する医療行為の安全性確保・保存・使用に関するガイドライン」等関連学会からる旨を届け出ている基準等を遵守している基準等を適安全性の実施であると。 (5) 同種死体膵島移植術の実施にに保等に関する法律第3条に規定する、再生医療等提供基準を遵守していること。 (2) 関連学会より認定された施設であること。 (2) 関連学会より認定された施設であること。 (2) 関連学会より認定された施設であること。 (3) [略]	設であることを証する文書の写し を添付すること。		
K86		 第下仙母服	 窒固定術(内視鏡手術用支援機器を用い	る場合)		
354	取扱い通知 第78の2の3	上から 1行目	2 腹腔鏡下仙骨膣固定術(内視鏡 手術用支援機器を用いた場合)に 関する施設基準	2 腹腔鏡下仙骨膣固定術(内視鏡 手術用支援機器を <mark>用いる</mark> 場合)に 関する施設基準		
		上から 6行目	イ 腹腔鏡下仙骨膣固定術 (内視鏡 手術用支援機器を <mark>用いた</mark> 場合)	手術用支援機器を用いる場合)		
	10・注3 薬	削服用歴	管理指導料(情報通信機器を用いた服薬			
356	取扱い通知 第97	上から 1行目	第97 薬剤服用歴管理指導料の注 3に規定する保険薬局 1 薬剤服用歴管理指導料の注3に 規定する施設基準	第97 薬剤服用歴管理指導料の4 (情報通信機器を用いた服薬指導) 1 薬剤服用歴管理指導料の4に関 する施設基準		
調剤	15・注2 在	宅患者オ	ンライン服薬指導料			
357	取扱い通知 第100→101	上から 1行目	第100 在宅患者オンライン服薬指 導料	第101 在宅患者オンライン服薬指 導料		
通則事	項					
360	取扱い通知 第 1	上から 18行目	(3) 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料、長期脳波ビデオ同時記録検査1、光トポグラフィー、終夜睡眠ポリグラフィー(1及び2以外の場合)(安全精度管理下で行うもの)、筋電図検査(単線維筋電図(一連につき))、骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術)、後縦靱帯骨化症手術(前方進入によるもの)、脳腫瘍覚醒下マッ	(3) 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料、長期脳波ビデオ同時記録検査1、光トポグラフィー、終夜睡眠ポリグラフィー(1及び2以外の場合)(安全精度管理下で行うもの)、筋電図検査(単線維筋電図(一連につき))、骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術)、脳腫瘍覚醒下マッピング加算、網膜付着組織を含む硝子体切		

頁	該当箇所		訂正前	訂正後
			ピング加算、網膜付着組織を含む 硝子体切除術(眼内内視鏡を用い るもの)、人工中耳植込術、人工内 耳植込術、植込型骨導補聴器移植 術、植込型骨導補聴器交換術、鏡 視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪 性腫瘍手術を含む。)、鏡視下喉頭 悪性腫瘍手術、胸腔鏡下拡大胸腺 摘出術(内視鏡手術用支援機器を 用いる場合)	除術(眼内内視鏡を用いるもの)、 人工中耳植込術、人工内耳植込 術、植込型骨導補聴器移植術、植 込型骨導補聴器交換術、鏡視下咽 頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍 手術を含む。)、鏡視下喉頭悪性腫 瘍手術、乳腺悪性腫瘍手術(乳輪 温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わ ないもの)及び乳輪温存乳房切除 術(腋窩郭清を伴うもの))、胸腔 鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手術 用支援機器を用いる場合)
361		上から 3行目	腹腔鏡下仙骨膣固定術 (内視鏡手 術用支援機器を用いた場合)、腹腔 鏡下膣式子宮全摘術 (内視鏡手術 用支援機器を用いる場合)、腹腔鏡 下子宮悪性腫瘍手術 (子宮体がん に限る。)、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍 手術 (子宮頸がんに限る。)、腹腔鏡 で子宮悪性腫瘍手術 (子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、高エネルギー放射線治療、1回線量増加加算並びに強度変調放射線治療(IMRT)に係る年間実施件数	腹腔鏡下仙骨膣固定術 (内視鏡手 術用支援機器を用いる場合)、腹 腔鏡下膣式子宮全摘術 (内視鏡手 術用支援機器を用いる場合)、腹 腔鏡下子宮悪性腫瘍手術 (子宮 腔鏡下子宮悪性腫瘍手術 (子宮悪性 腫瘍手術 (子宮悪性 腫瘍手術 (子宮悪性 腫瘍鏡下子宮悪性腫瘍手術 (度腔鏡下子宮悪性腫瘍手術 (度腔鏡下子宮悪性腫瘍手術 (度変)、 度がんに対して内視鏡手術 用、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大
366		下から 9行目	(14) 調剤基本料の注6に規定する保 険薬局	<u>(14)</u> 調剤基本料の <u>注7</u> に規定する保 険薬局
367		上から 14行目	ウイルス疾患指導料 (ウ指)第 号 喘息治療管理料 (喘管)第 号	外来栄養食事指導料の注 2 (外栄食指)第 喘息治療管理料(外栄食指)第 (喘管)第
		下から 23行目	乳腺炎重症化 <mark>予防・ケア</mark> 指導料 (乳腺ケア)第 号	(4 = 344 : 1 / 71 : 4
368		下から 14行目	皮下連続式グルコース測定 (持血測)第号持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測 定器を用いる場合) (持血測1)第号	持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定(持血測1)第号
375		上から 9行目	医科点数表第2章第10部手術の通則 の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵 巣癌症候群患者に対する子宮附属 器腫瘍摘出術に対する乳房切除術)	医科点数表第2章第10部手術の通則 の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵 巣癌症候群患者に対する子宮附属 器腫瘍摘出術)
377	取扱い通知 第4	下から 12行目	腎代替療法指導管理料 ニコチン依存症管理料	腎代替療法指導管理料 夜間休日救急搬送医学管理料の注3 に掲げる救急搬送看護体制加算1 ニコチン依存症管理料
378		上から 21行目	子宮附属器腫瘍摘出術(遺伝性乳癌 卵巣癌症候群患者に対する <mark>乳房切</mark> 除術に限る。)	子宮附属器腫瘍摘出術(遺伝性乳癌 卵巣癌症候群患者に対する子宮附 属器腫瘍摘出術に限る。)
		下から 22行目	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手 術用支援機器を用いる場合) 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除 で内視鏡支援機器を用いる場合) 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡 手術用支援機器を用いる場合)	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手 術用支援機器を用いる場合) 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡 手術用支援機器を用いる場合)

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
378	下から 6行目	腹腔鏡下仙骨膣固定術(内視鏡手術 用支援機器を用いた場合)	腹腔鏡下仙骨膣固定術(内視鏡手術 用支援機器を用いる場合)
379	上から 11行目	導入期加算 2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除 又は 1 肺葉を超えるもので内視鏡 手術用支援機器を用いる場合) 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテ ルによるもの) 麻酔管理料(Ⅱ)(麻酔中の患者の看 護に係る適切な研修を修了した常 動看護師が実施する場合に限る。) 調剤基本料の注 5 に掲げる地域支援 体制加算(調剤基本料 1 を算定し ている保険薬局で、令和 3 年 4 月 1 日以降に引き続き算定する場合 に限る。)	導入期加算2 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの) 麻酔管理料(Ⅱ)(麻酔中の患者の看護に係る適切な研修を修了した常勤看護師が実施する場合に限る。)
	下から 16行目	持続血糖測定器加算	排尿自立指導
		腹腔鏡陽	る場合) 腹腔鏡所

頁	該当箇所		訂正前	訂正後
	医学管理等			
(b-	25] B002	/B003	開放型病院共同指導料	
399	取扱い通知 第8	上から 3行目	ア 当該 2 次医療圏の当該病院開開会にない。20以上の診療しているでは、 20以上の診験は、 20以上の診験は、 20以上の診験は、 20以上の診験は、 20以上のが登録が、 2次医療圏のいが登録が、 2次医療圏のいが登録が、 3を主とと、 3を主とと、 3を主とと、 3を主とと、 3を主と、 3を手が2を手が2を手が2を手が2を手が2を手が2を手が2を手が2を手が2を手が2	ア当該2次医療圏のい(高を) 10 と 10 と 10 と 10 と 10 と 2次医療圏のい(高を) 10 と 2次医療圏のい(高を) 2次医療圏のいのを 2次医療圏のいるは当該の 5 を 10 を
(b-	31] B005	-8 肝炎	インターフェロン治療計画料	
403	取扱い通知 第11の5	上から 3行目	(1) 肝疾患に関する専門的な知識を 持つ医師による診断(活動度及び 病期を含む。)と治療方針の決定が 行われていること。	(1) 肝疾患に関する専門的な知識を 持つ <mark>常勤の</mark> 医師による診断(活動 度及び病期を含む。)と治療方針の 決定が行われていること。
在宅医	- · · -			
(c-6			訪問看護·指導料 ·建物居住者訪問看護·指導料	
424	施設基準告示	下から	注4	<u>注6</u>
	第四・四	9行目		
425	施設基準告示 第四・四の 三の二 施設基準告示	上から 2行目 上から	注4	注 <u>6</u> 注 <u>6</u>
	第四・四の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の三の	2行目		
[c-	13】C152-	-2 持続	血糖測定器加算	
431	取扱い通知 第16の11	下から 7行目	ア 糖尿病の治療に関し、専門の知 識及び5年以上の経験を有する常 勤の医師が1名以上配置されてい ること。	ア 糖尿病の治療に関し、専門の知 識及び5年以上の経験を有し、 <u>持</u> <u>続血糖測定器に係る適切な研修を</u> 修了した常勤の医師が1名以上配 置されていること。
		下から 4行目	ウ 糖尿病の治療に関し、持続皮下 インスリン注入療法に従事した経 験を2年以上有し、持続血糖測定 器に係る適切な研修を修了した常 勤の看護師又は薬剤師が1名以上 配置されていること。なお、ここ でいう適切な研修とは、次の事項 に該当する研修のことをいう。	ウ 糖尿病の治療に関し、持続皮下インスリン注入療法に従事した経験を2年以上有し、持続血糖測定器に係る適切な研修を修了した常勤の看護師又は薬剤師が1名以上配置されていること。 エ ア及びウに掲げる適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

頁	該当箇所		訂正前	訂正後		
			נין דרויי	אשנו		
【d-2】D006-4 遺伝学的検査						
432	取扱い通知 第18の1の2	上から 3行目	「診療報酬の算定方法の一部改正に 伴う実施上の留意事項について」(平 成30年3月5日保医発0305第1号) の別添1「医科診療報酬点数表に関 する事項」第2章第3部第1節第1 款D006-4 遺伝学的検査(1)のエに掲 げる疾患	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)の別添1「医科診療報酬点数表に関する事項」第2章第3部第1節第1款D006-4遺伝学的検査(1)のエ <u>又は</u> に掲げる疾患		
【d-	13】D211- D211-		り歩行試験 ルウォーキングテスト			
439	取扱い通知 第22の3	上から 6行目	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテストの施設基準に係る届出については、別添2の 様式24の6 【→918】 <u>及び様式52</u> 【→974】を用いること。	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテストの施設基準に係る届出については、別添2の 様式24の6 【→918】を用いること。		
【d-	14】D215	·3·二 胎	児心エコー法			
439	取扱い通知 第22の4	下から 2行目	胎児心エコー法の施設基準に係る 届出については、別添2の 様式24の 3【→ 916】 及び様式4 を用いるこ と。	胎児心エコー法の施設基準に係る 届出については、別添2の 様式24の 3 【→916】 <mark>及び様式52</mark> 【→974】を 用いること。		
	\ ビリテーシ					
	1】疾患別リ					
463	取扱い通知 第38	下から 1行目	(3) 当該治療が行われる専用の機能 訓練室の配置図及び平面図を添付 すること。	(3) 当該治療が行われる専用の機能 訓練室の平面図を添付すること。		
465	取扱い通知 第39	上から 1行目	(3) 当該治療が行われる専用の機能 訓練室の配置図及び平面図を添付 すること。	(3) 当該治療が行われる専用の機能訓練室の平面図を添付すること。		
	3】H006 ∮	難病患者	リハビリテーション料			
479	取扱い通知 第46	上から 7行目	(3) 当該治療が行われる専用の機能 訓練室の <mark>配置図及び</mark> 平面図を添付 すること。	(3) 当該治療が行われる専用の機能 訓練室の平面図を添付すること。		
(h-	5】H007-2	2 がん患	者リハビリテーション料			
481	施設基準告示別表第十の二の二	上から 2行目	一食道がん、 で表する。 で表する。 で表する。 で表する。 で表する。 で表する。 で表する。 で表する。 で表する。 で表する。 で表する。 で表する。 で表する。 で表する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	一がん患者であって、がんの治療のために入院している間に手術、化学療法(骨髄抑制が見込まれるものに限る。)、放射線治療若しくは造血幹細胞移植が行われる予定のもの又は行われたもの		

頁	該当筐	所	訂正前	訂正後
			これらの部位に対象治療が行われたもの 療法若しくは放射線治れたもの 原発性脳腫瘍又は転移性脳腫瘍 のといるであるといるの がんの治療のたは放射線治れた患がんの治療のないる がんの治療のないなが、でいるではないである。 でいるではなががれた。 のではなががれた。 のではなががれた。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	ニ 緩和ケアを目的とした治療を行っている進行がん又は末期がんの患者であって、症状の増悪により入院している間に在宅復帰を目的としたリハビリテーションが必要なもの
483	取扱い通知	上から	(3) 当該治療が行われる専用の機能	
	第47の2	3行目	訓練室の <mark>配置図及び</mark> 平面図を添付 すること。	訓練室の平面図を添付すること。
(h-	6] H007-3	3 認知症	患者リハビリテーション料	
484	取扱い通知 第47の3	上から 20行目	(3) 当該治療が行われる専用の機能 訓練室の <mark>配置図及び</mark> 平面図を添付 すること。	(3) 当該治療が行われる専用の機能 訓練室の平面図を添付すること。
	科専門療法			
	[I008-2			
492	取扱い通知 第49	上から 2行目	(3) 当該治療が行われる専用の施設 の配置図及び平面図を添付すること。	(3) 当該治療が行われる専用の施設の平面図を添付すること。
	取扱い通知 第50	下から 1行目	(3) 当該治療が行われる専用の施設 の配置図及び平面図を添付するこ と。	(3) 当該治療が行われる専用の施設の平面図を添付すること。
処置	<u> </u>			
(j-3	B】J038 人	、工腎臓		
501	取扱い通知 第57の2	下から 16行目	ウ 腎移植について、患者の希望に 応じて適切に相談に応じており、 かつ、腎移植に向けた手続きを行った患者が <mark>前年度に3人以上</mark> いる こと。 <u>なお、腎移植に向けた手続きを行った患者とは、臓器移植ネットワークに腎臓移植希望者として新規に登録された患者又は腎移植が実施された患者又は腎移植が実施され透析を離脱した患者をいう。</u>	ウ 腎移植について、患者の希望に応じて適切に相談に応じており、かつ、腎移植に向けた手続きを行った患者が前年に3人以上いること。なお、腎移植に向けた手続き等を行った患者とは、臓器移植ネットワークに腎臓移植希望者として新規に登録された患者、先行的腎移植が実施された患者又は腎移植が実施され透析を離脱した患者をいう。
手術		· K005	. 注 わこ,エラリリン,パ笠和笠	
(k-1)		: K007 下から	・注 センチネルリンパ節加算(1) 皮膚悪性腫瘍切除術(センチネ)	皮膚悪性腫瘍切除術(センチネル
510	取扱い通知 第57の8	トから 4行目	(1) 及膚悪性腫瘍切除術(センディ ルリンパ節加算を算定する場合に 限る。) の施設基準に係る届出は、 別添2の 様式50の4【→ 970】及び	及層悪性腫瘍切除術(センデネル リンパ節加算を算定する場合に限 る。)の施設基準に係る届出は、別添 2の様式50の4【→970】及び様式52

頁	該当箇所		訂正前	訂正後
			様式52【→974】を用いること。 (2) 当該治療に従事する医師の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従、専任・非専任の別)及び勤務時間を別添2の様式4【→869】を用いて提出すること。	【→974】を用いること。
[k-7]	1】K通則4 取扱い通知 第75の4	: K703 下から 2行目	-2 腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術 (3) 外科又は消化器外科を担当する 医師の氏名、勤務の態様(常勤・ 非常勤、専従・非専従、専任・非 専任の別)及び勤務時間を、別添 2の 様式4 【→869】により提出す ること。	〔削除〕
(k-1	1】K通則4	: K910	-2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼炸	与術
550	取扱い通知 第78の4	下から 2行目	(2) 医師が経験した当該手術の症例 数が分かる書類を添付すること。 (3) 倫理委員会の開催要綱(運営規 定等)の写しを添付すること。	(2) 倫理委員会の開催要綱(運営規 定等)の写しを添付すること。
(k-3	3】K通則18		4-2 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術 3-2 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術	
556	取扱い通知	上から	<u>(2)</u> 以下のアからエまでの手術を術	(2) 以下のアからエまでの手術を術
	第61の7	6行目	一者として <u>、合わせて10例</u> 以上実施 した経験を有する常勤の医師が1 名以上配置されていること。	者として <u>、合わせて 5 例</u> 以上実施 した経験を有する常勤の医師が 1 名以上配置されていること。
(k-3	3】K通則18		4-2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 ぬ切除及び肺葉切除又は1肺葉を超える:	もの)
557		下から 3行目	※ K 514-2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 (肺葉切除又は1 肺葉を超えるもので 内視鏡手術用支援機器を用いる場合) は、施設基準の改正により、令和2 年3月31日において現に当該点数を 算定していた保険医療機関であって も、令和2年4月以降において当該 点数を算定するに当たり届出が必要 (「通則事項」の取扱い通知「第4」 を参照)	〔削除〕
調剤	J			
(y-1	1】調剤OO 取扱い通知 第88	調剤基本 下から 5行目	料 <u>ただし書きの</u>	<u>ただし書の</u>
602		下から 13行目	イ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 又は在宅患者緊急時等共同指導料 の基となる調剤に係る処方箋 <u>。た</u> だし、在宅患者訪問薬剤管理指導 料の処方箋については、単一建物 診療患者が1人の場合は受付回数 の計算に含める。	イ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 又は在宅患者緊急時等共同指導料 の基となる調剤に係る処方箋 <u>。た</u> だし、在宅患者訪問薬剤管理指導 料(在宅患者オンライン服薬指導 料を除く。)の処方箋については、 単一建物診療患者が1人の場合は 受付回数の計算に含める。
		下から 9行目	別表の「5」の居宅療養管理指導費	別表の「4」の居宅療養管理指導費
604		上から 19行目	ア 保険薬局の個々の店舗について、その土地 <mark>及び</mark> 建物が特定の保 険医療機関の所有である場合にお ける当該店舗	ア 保険薬局の個々の店舗について、その土地 <mark>又は</mark> 建物が特定の保険医療機関の所有である場合における当該店舗

頁	該当筐	所	訂正前	訂正後
[y-3	3】調剤00・	注2 特別	問制基本料	
606	取扱い通知 第90	上から 10行目	5 1の(1)については、診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局である場合は、平成30年4月1日以降に開局したものに限り「特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局」と判断する。	5 1の(1)については、病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局である場合は、平成28年10月1日以降に開局したもの、診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局である場合は、平成30年4月1日以降に開局したものに限り「特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局」と判断する。(ただし、平成30年3月31日以前に不動産の賃貸取引又は譲り渡しの契約を行うなど、当該開局に係る手続きが相当程度進捗している場合には、平成30年4月1日以降に開局したものと判断しない。6の(2)及び8の(2)において同じ。)
[y-4	4】調剤00・	注4 100)分の50算定する保険薬局	
607	取扱い通知 第91	上から 5行目	地方厚生局長等	地方厚生(支)局長等
		下から 4行目	<u>・</u> 薬剤服用歴管理指導料の麻薬管理指導加算、薬剤服用歴管理指導料の重複投薬・相互作用等防止加算及び在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	・ 薬剤服用歴管理指導料の麻薬管理指導加算・ 薬剤服用歴管理指導料の重複投薬・相互作用等防止加算・ 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料
	5】調剤00・		成支援体制加算 	
608	取扱い通知 第92	下から 7行目	(イ) 以下の①から③までの3つの要件を満たし、かつ、④及び⑤のいずれかの要件を満たすこと。	(1) 以下の①から③までの3つの要件を満たし、かつ、④及び⑤のいずれかの要件を満たすこと。なお、②、④及び⑤については、保険薬局当たりの直近1年間の実績とする。
		下から 4行目	② 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績としては、当該加算の施設基準に係る届出時の直近1年間に在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費の算定回数の合計が保険薬局当たりで12回以上であること。	② 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績としては、在宅患者訪問薬剤管理指導料 <u>(在宅患者オンライン服薬指導料を除く。第92において同じ。)</u> 、在宅患者緊急助問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費の算定回数の合計が保険薬局当たりで12回以上であること。
609		上から 12行目	 ・薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料の特定薬剤管理指導加算2 ・薬剤服用歴管理指導料の吸入薬指導加算 ・薬剤服用歴管理指導料の調剤後薬剤管理指導加算 ・服用薬剤調整支援料2 ・かかりつけ薬剤師指導料を算定している患者に対し、吸入薬指導加算、調剤後薬剤管理指導加算及び服薬情報等提供料の算定に相当 	 ・ 薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料の特定薬剤管理指導加算2 ・ 薬剤服用歴管理指導料の調剤後薬剤管理指導加算・ 服用薬剤調整支援料2 ・ かかりつけ薬剤師指導料を算定している患者に対し、調剤後薬剤管理指導加算及び服薬情報等提供料の算定に相当する業務を実施し

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
		する業務を実施した場合(薬剤服 用歴の記録に詳細を記載するなど して、当該業務を実施したことが 遡及して確認できるものでなけれ ばならないこと。) ・ かかりつけ薬剤師包括管理料を 算定している患者に対し、特定薬 剤管理指導加算2、吸入薬指導加 算、調剤後薬剤管理指導加算、服 用薬剤調整支援料2又は服薬情報 等提供料の算定に相当する業務を 実施した場合(薬剤服用歴の記録 に詳細を記載するなどして、当該 業務を実施したことが遡及して確 認できるものでなければならない こと。)	た場合(薬剤服用歴の記録に詳細を記載するなどして、当該業務を実施したことが遡及して確認できるものでなければならないこと。) ・ かかりつけ薬剤師包括管理料を算定している患者に対し、特定薬剤管理指導加算2、調剤後薬剤管理指導加算、服用薬剤調整支援料2又は服薬情報等提供料の算定に相当する業務を実施した場合(薬剤服用歴の記録に詳細を記載するなどして、当該業務を実施したことが遡及して確認できるものでなければならないこと。)
	下から 3行目	(ハ) かかりつけ薬剤師包括管理料を 算定する患者については、⑧の服 薬情報等提供料のほか、③の重複 投薬・相互作用防止加算及び在宅 患者重複投薬・相互作用等防止管 理料、⑤の外来服薬支援料並びに ⑥の服用薬剤調整支援料に相当す る業務を実施した場合には、当該 業務の実施回数を算定回数に含め ることができる。この場合におい て、薬剤服用歴の記録に詳細を記 載するなどして、当該業務を実施 したことが確実に遡及できるもの でなければならないこと。	(ハ) かかりつけ薬剤師包括管理料を 算定する患者については、⑧の服 薬情報等提供料のほか、②の調剤 料の麻薬を調剤した場合に加算される点数、③の重複投薬・相互作 用防止加算及び在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料、⑤の 外来服薬支援料並びに⑥の服用薬 剤調整支援料に相当する業務を実施 回数を算定回数に含めることができる。この場合において、 事を関係できる。この場合において、 用歴の記録に詳細を記載するとができる。この場合において、 連及して確認できるものでなければならないこと。
611	下から 12行目 下から 5行目	「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」(平成29年10月6日付け薬食総発第1006第1号)に基づき、薬局機能情報提供制度において、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「有」として都道府県に報告していること。 (23)上記(22)の処方箋集中率が85%を超えるか否かの取扱いについては、「第88 調剤基本料」の「3調剤基本料に係る処方箋の受付回数、同一グループ及び不動産の賃貸借取引関係等に関する考え方」の(3)に準じて行う。	「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」(平成29年10月6日付け薬食総発第1006第1号)に基づき、薬局機能情報提供制度において、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「有」として直近一年以内に都道府県に報告していること。 (23) 上記(22)の処方箋集中率が85%を超えるか否かの取扱いについては、「第88 調剤基本料」の「2 調剤基本料の施設基準に関する留意点」に準じて行う。

※次の届出様式等を訂正・追加

頁					本追補の頁
	診療料・力				772110
627	別紙7	一般病棟用の重症度、医療・看護	————— 必要度Ⅰに	係る評価票	本追補22枚目
628		一般病棟用の重症度、医療・看護必要度			本追補23枚目
629		一般病棟用の重症度、医療・看護			本追補24枚目
		評価の手引き	2 2/2 (- //	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 2111 1771
	別紙7・ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセ				プト電管加珊シ
	別裁 7 3	ステム用コード一覧	必安及A	・し項目に依るとい	. ノト电昇処性ノ
頁		訂正前		訂正後	
645	A6 輸血や	血液製剤の管理	"		
下表	646340500 乾	燥人血液凝固 <mark>第IX</mark> 因子複合体	646340500	乾燥人血液凝固第9[200国際単位(溶解)	
		PSB-HT静注用200単位「二 ·ヤク」	621154301	PPSB-HT静注 チヤク」 200国	
	646340501 乾	燥人血液凝固 <mark>第IX</mark> 因子複合体	646340501	乾燥人血液凝固第91 400国際単位(溶)	
	646340502 乾	燥人血液凝固 <mark>第IX</mark> 因子複合体	646340502	乾燥人血液凝固第91 500国際単位(溶解	
		PSB-HT静注用500単位「ニ ヤク」	621154501	PPSB-HT静注 チヤク」 500国	用500単位「二 祭単位溶解液付
	646340503 乾	燥人血液凝固 <mark>第IX</mark> 因子複合体	646340503	乾燥人血液凝固第9[1,000国際単位	
646 下表	621769701 ア	'ドベイト静注用250	621769701	アドベイト静注用2 250国際単位(溶)	
	621769801 ア	′ドベイト静注用500	621769801	アドベイト静注用5500国際単位(溶	
	621769901 ア	アドベイト静注用1000	621769901	アドベイト静注用1 1,000国際単位	
	621984102 ア	アドベイト静注用2000	621984102	アドベイト静注用2 2,000国際単位	
	622440101 ア	アドベイト静注用1500	622440101	アドベイト静注用1 1,500国際単位	
	622623801 ア	アドベイト静注用3000	622623801	アドベイト静注用33,000国際単位	
656			A 8 緊急	に入院を必要とする物	犬態
上表	[A7 専門的な治療・処置(① 無菌治療室での治療) の次に追加]			救急医療管理加算1	
				救急医療管理加算2	
	4			夜間休日救急搬送医	
	[原発性	生悪性脳腫瘍光線力学療法加算の 次に追加〕		脳動静脈奇形摘出術	
657	C16 開頭手		150412110	脳動静脈奇形摘出術	(複雑)
上表		道周囲膿瘍切開誘導術(その他)	150132610	食道周囲膿瘍切開誘 部手術を含む))	尊術(その他 <mark>(頸</mark>
658	C17 開胸手	術(12日間)		нг 3 10 СД О//	
下表		動脈弁下狭窄切除術	150143810	大動脈弁下狭窄切除行 厚性を含む)	析(線維性、筋肥
659 下表	150109910 気	管形成手術(開胸又は胸骨正中切開)	150109910	気管形成手術 (管状) (開胸又は胸骨正中切	
659	C18 開腹手	術(7日間)		•	
上表	150296610 胆	管切開結石摘出術(胆嚢摘出を含む)	150296610	胆管切開結石摘出術 含む)(胆嚢摘出を含	
		管切開結石摘出術(胆嚢摘出を含ま い)	150172310	胆管切開結石摘出術 含む)(胆嚢摘出を含	
		i瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除 葉以上)を伴う)の次に追加〕	150417410	胆管悪性腫瘍手術(原 及び血行再建を伴う)	

頁		訂正前		訂正後
	150362610	肝切除術(部分切除)	150417610	肝切除術(部分切除)(単回切除)
				肝切除術(部分切除)(複数回切除)
660	150179010	膵嚢胞胃(腸)吻合術		膵嚢胞胃(腸)バイパス術(内視鏡)
下表			150418910	膵嚢胞胃(腸)バイパス術(開腹)
	150181210	小腸切除術 (悪性腫瘍手術以外の切除 術)	150181210	小腸切除術(その他)
	150297310	小腸切除術(悪性腫瘍手術)	150297310	小腸切除術(複雑)
	150185710	人工肛門閉鎖術(腸管切除を伴う)	150420310	人工肛門閉鎖術 (腸管切除を伴うもの) (<mark>直腸切除術後)</mark>
				人工肛門閉鎖術(腸管切除を伴うもの) (その他)
		直腸腫瘍摘出術(経腹及び経肛)		直腸腫瘍摘出術(ポリープ摘出を含む) (経腹及び経肛)
	150297510	直腸切除・切断術(超低位前方切除術)		直腸切除・切断術(超低位前方切除術)
		(経肛門的結腸嚢肛門吻合)		直腸切除・切断術(<mark>経肛門吻合を伴う切除術)</mark>
660		副腎摘出術		副腎摘出術(副腎部分切除術を含む)
上表		腎被膜剥離術		腎被膜剥離術(除神経術を含む)
		死体腎移植加算		移植臓器提供加算(同種死体腎移植術)
		膀胱悪性腫瘍手術(全摘(尿路変更を行わない))		膀胱悪性腫瘍手術(全摘(<mark>腸管等を利用して</mark> 尿路変更を行わない))
661 下表		尿道悪性腫瘍摘出術(尿路変更 <mark>を行う場合)</mark>		尿道悪性腫瘍摘出術(尿路変更)
		卵巣部分切除術(開腹)		卵巣部分切除術 (腟式を含む) (開腹)
		卵管結紮術(両側)(開腹)		卵管結紮術(腟式を含む)(両側)(開腹)
		宮附属器腫瘍摘出術(両側)(開腹) (性同一性障害)の次に追加〕		子宮附属器腫瘍摘出術(両側、開腹、遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者)
661		胆嚢摘出術と十二指腸空腸吻合術		胆嚢摘出術と十二指腸空腸吻合術併施
上表		腸閉塞症手術(小腸切除術) (悪性腫瘍手術以外の切除術)		腸閉塞症手術(小腸切除術)(その他)
110		陽閉塞症手術(小腸切除術) (悪性腫瘍手術)	150299350	勝閉塞症手術(小腸切除術) <mark>(複雑)</mark>
663 下表)手術(11日間) 	150104210	四码两件除停工线(热口莱两件除停工
下衣				咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む)
	150115910	下顎骨悪性腫瘍手術(切断)		下顎骨悪性腫瘍手術(切断)(おとがい部を含む)
662	C 20 哈曼	 	150115910	下顎骨悪性腫瘍手術(切断)(その他)
663 上表			150/1/010	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手術
工权		陸鏡下拡大胸腺摘出術の次に追加〕		用支援機器使用)
	150557710	胸腔鏡下肺切除術(その他)		胸腔鏡下肺切除術 (部分切除) 胸腔鏡下肺切除術 (区域切除)
				胸腔鏡下肺切除術(<mark>肺葉切除又は1肺 葉超)</mark>
	〔胸肛	ロット	150414410	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除) (内視鏡手術用支援機器使用)
	〔縦隔	扇鏡下食道悪性腫瘍手術の次に追加 〕	150414810	縱隔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手 術用支援機器使用)
	150361110	腹腔鏡下骨盤内リンパ節群郭清術	150416910	腹腔鏡下リンパ節群郭清術(後腹膜)
				腹腔鏡下リンパ節群郭清術(傍大動脈)
			150417110	腹腔鏡下リンパ節群郭清術(骨盤)
	〔腹腔鎖	意下胃局所切除術(その他)の次に追加〕		腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡 処置を併施)
664 下表	〔腹〕	腔鏡下胆道閉鎖症手術の次に追加〕		腹腔鏡下肝切除術(部分切除)(単回切除)
	(ISX)	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	150417910	腹腔鏡下肝切除術(部分切除)(複数回切除)

頁		訂正前		訂正後
	150348010	腹腔鏡下肝切除術(部分切除)	150417810	腹腔鏡下肝切除術(部分切除)(単回切
			150417910	除) 腹腔鏡下肝切除術(部分切除)(<mark>複数回</mark> 切除)
	〔腹腔鉤	では 寛下膵体尾部腫瘍切除術(脾同時切除) の次に追加]	150418310	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(脾同時切除)(通則18)
	〔腹腔	空鏡下膵体尾部腫瘍切除術(脾温存) の次に追加]		腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(脾温存) (内視鏡手術用支援機器使用)
		腹腔鏡下小腸切除術 (悪性腫瘍手術以外の切除術)		腹腔鏡下小腸切除術(その他)
	150363710	腹腔鏡下小腸切除術 (悪性腫瘍手術)		腹腔鏡下小腸切除術(複雑)
	〔腹腔	鏡下腸瘻、虫垂瘻造設術の次に追加〕	150420210	腹腔鏡下全結腸・直腸切除嚢肛門吻合 術
	〔腹	控鏡下人工肛門造設術の次に追加〕	150420510	腹腔鏡下人工肛門閉鎖術(悪性腫瘍に 対する直腸切除術後のもの)
	〔腹	[腔鏡下腎盂形成手術の次に追加]		腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用 支援機器使用)
664 上表	〔腹	[腔鏡下仙骨腟固定術の次に追加]		腹腔鏡下仙骨腟固定術(内視鏡手術用 支援機器使用)
	150389410	腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術	150418510	腹腔鏡下 <mark>膵頭部腫瘍切除術(</mark> 膵頭十二 指腸切除術)
				腹腔鏡下膵頭 <mark>部腫瘍切除術(</mark> 膵頭十二 指腸切除術)(通則18)
				腹腔鏡下膵頭 <mark>部腫瘍</mark> 切除術(リンパ <mark>節・神経叢郭清等伴う腫瘍切除術)</mark>
				腹腔鏡下膵頭 <mark>部腫瘍</mark> 切除術(リンパ <mark>節</mark> 等伴う腫瘍切除術)(通則18)
	150264710	卵巣部分切除術(腹腔鏡)	150264710	卵巣部分切除術 (<mark>腟式を含む</mark>) (腹腔 鏡)
	150267650	卵管結紮術(両側)(腹腔鏡)	150267650	卵管結紮術 (<mark>腟式を含む</mark>) (両側) (腹 腔鏡)
	〔子宮附属器腫瘍摘出術(両側)(腹腔鏡)の 次に追加〕			子宮附属器腫瘍摘出術(両側)(腹腔鏡) (性同一性障害)
			150422010	子宮附属器腫瘍摘出術(両側、腹腔鏡、 遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者)
665		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
下表		神経ブロック併施加算		神経ブロック併施加算(イ以外)
		等に係る内科的治療(5日間)(②経皮的		
	150303210	両心室ペースメーカー移植術 		両心室ペースメーカー移植術 (心筋電極)
				両心室ペースメーカー移植術 (経静脈 電極)
	150336910	両室ペーシング機能付き植込型除細動 器移植術		両室ペーシング機能付き植込型除細動 器移植術 (心筋電極)
				両室ペーシング機能付き植込型除細動 器移植術(<mark>経静脈電極)</mark>
665		等に係る内科的治療(5日間)(③侵襲的		
上表	150323010	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜 切除術(早期悪性腫瘍粘膜 <mark>下層</mark>)		内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術(早期悪性腫瘍胃粘膜)
	2	Add 11 styrogram 11 (for 1900) Visit 11 (1900)		内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術(早期悪性腫瘍十二指腸)
		鏡的乳頭切開術(胆道砕石術を伴う) の次に追加]	150417510	内視鏡的乳頭切開術(胆道鏡下結石破 砕術を伴う)
	C23 別に	定める検査(2日間)	4.0046:15	(7 th 14 F7 IL IA) L
	1/022217	[経皮的針生検法の次に追加]		経皮的腎生検法
	160093150			縦隔鏡 <mark>検査</mark>
	160095010	1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1		腹腔鏡検査
	160093010	別ピ蜆	160093010	胸腔鏡検査

改』	Ē

頁		訂正前		訂正後
	160092110	関節鏡	160092110	関節鏡検査(片)
	160160830	関節鏡	160160830	関節鏡検査(両)
	C24 別に	定める手術(6日間)		
	150194210	経皮的腎盂腫瘍切除術	150194210	経皮的腎盂腫瘍切除術(経皮的腎瘻造 設術を含む)
	150326710	腟壁裂創縫合術(直腸裂傷を伴う)	150326710	腟壁裂創縫合術(<mark>分娩時を除</mark> く)(直腸 裂傷を伴う)
666 下表	150092910	外耳道悪性腫瘍手術	150092910	外耳道悪性腫瘍手術(悪性外耳道炎手 術を含む)
	150348610	経肛門的内視鏡下手術(直腸腫瘍)	150348610	経肛門的内視鏡下手術(直腸腫瘍に <mark>限る</mark>)
666 上表	150386510	乳腺悪性腫瘍手術(<mark>乳頭</mark> 乳輪温存乳房 切除術(腋窩部郭清を伴う))	150386510	乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除 術(腋窩部郭清を伴う))
667 下表	150301610	水頭症手術(脳室穿破術)(神経内視鏡 手術による)	150301610	水頭症手術(脳室穿破術(神経内視鏡 手術による) <mark>)</mark>
	150386410	乳腺悪性腫瘍手術(<mark>乳頭</mark> 乳輪温存乳房 切除術(腋窩部郭清を伴わない))	150386410	乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除 術(腋窩部郭清を伴わない))
667 上表	150194010	経皮的尿路結石除去術	150194010	経皮的尿路結石除去術(経皮的腎瘻造設術を含む)
	150119510	甲状腺悪性腫瘍手術(全摘及び亜全摘)	150119510	甲状腺悪性腫瘍手術(全摘及び亜全 摘・ <mark>頸部外側区域郭清を伴わない</mark>)
			150413510	甲状腺悪性腫瘍手術(全摘及び亜全 摘・片 <mark>側頸部外側区域郭清を伴</mark> う)
			150413610	甲状腺悪性腫瘍手術(全摘及び亜全 摘・ <mark>両側頸部外側区域郭清を伴う</mark>)
	150119410	甲状腺悪性腫瘍手術(切除)	150119410	甲状腺悪性腫瘍手術(切除)(<mark>頸部外側</mark> 区域郭清を伴わない)
			150413410	甲状腺悪性腫瘍手術(切除)(<mark>頸部外側</mark> 区域郭清を伴う)
	150365710	経尿道的レーザー前立腺切除術(ホル ミウムレーザー)	150365710	経尿道的レーザー前立腺切除・ <mark>蒸散</mark> 術 (ホルミウムレーザー <mark>等使用</mark>)

頁		該当届出様式等	本追補の頁
693	別紙17	特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票	本追補39枚目
704	別紙18	ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票	本追補40枚目
基本	診療料・	様 式	
744	参考		本追補41枚目
747 上	様式2の3	地域包括診療加算に係る届出書	本追補44枚目
750 上	様式2の7	歯科点数表の初診料の注1の施設基準に係る報告書	本追補46枚目
752 上	様式4	歯科外来診療環境体制加算1、2の施設基準に係る届出書添付書 類	本追補47枚目
770	様式9の2	夜間看護職員配置状況	本追補49枚目
782	様式13	総合入院体制加算の施設基準に係る届出書添付書類	本追補50枚目
785 下	様式13の4	医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制	本追補53枚目
785 上	様式15	超急性期脳卒中加算の施設基準に係る届出書添付書類	本追補54枚目
787 上	様式18	医師事務作業補助体制加算の施設基準に係る届出書添付書類	本追補55枚目
795	様式25	診療所療養病床療養環境加算・診療所療養病床療養環境改善加 算の施設基準に係る届出書添付書類	本追補58枚目
797 下	様式27	緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出書添付書類	本追補60枚目
806 下	様式35の6	抗菌薬適正使用支援加算に係る報告書	本追補61枚目
808 下	様式38	ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算の施設基準に係 る届出書添付書類	本追補62枚目
812 上	様式40の9	入退院支援加算1、2及び3の施設基準に係る届出書添付書類	本追補63枚目



頁		該当届出様式等	本追補の頁
特掲	診療料・	様 式	
856	参考		本追補65枚目
867 上	様式2の2	導入期加算1、導入期加算2、腎代替療法実績加算、腎代替療法指導管理料の施設基準に係る届出書添付書類	本追補74枚目
875 上	様式5の10	婦人科特定疾患治療管理料の施設基準に係る届出書添付書類	本追補76枚目
876 下	様式7	地域連携小児夜間・休日診療料1、2の施設基準に係る届出書添付 書類	本追補77枚目
876 上	様式7の2	地域連携夜間・休日診療料の施設基準に係る届出書添付書類	本追補78枚目
881 上	様式9	開放型病院共同指導料の施設基準に係る届出書添付書類	本追補79枚目
885 上	様式11の3	在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院に係る報告書	本追補80枚目
891 下	様式13の6	肝炎インターフェロン治療計画料の施設基準に係る届出書添付書 類	本追補82枚目
894 下	様式17の2	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準に係る届出 書添付書類	本追補83枚目
898 下	様式20	在宅がん医療総合診療料の施設基準に係る届出書添付書類	本追補86枚目
903	様式20の8	在宅患者訪問褥瘡管理指導料に係る報告書	本追補87枚目
906 下	様式20の11	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料の施設基準に係る届出書添付 書類	本追補90枚目
907 下	様式21の2	地域医療連携体制加算	本追補91枚目
909 下	様式22	検体検査管理加算(I)、(Ⅲ)、(Ⅳ)・国際標準検査管理加算 の施設基準に係る届出書添付書類	本追補92枚目
910 下	様式22の3	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の施設基準に係る届出書添付 書類	本追補93枚目
913 上	様式23の4	がんゲノムプロファイリング検査、遺伝性腫瘍カウンセリング加算の 施設基準に係る届出書添付書類	本追補94枚目
914	様式23の5	角膜ジストロフィー遺伝子検査の施設基準に係る届出書添付書類	本追補95枚目
917 上	様式24の5	持続血糖測定器加算、皮下連続式グルコース測定の施設基準に係る届出書添付書類	本追補97枚目
918 上	様式24の6	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテストの施設基準に係る 届出書添付書類	本追補99枚目
919 下	様式24の7	ヘッドアップティルト試験の施設基準に係る届出書添付書類	本追補100枚目
920	様式25の2	長期脳波ビデオ同時記録検査1の施設基準に係る届出書添付書類	本追補101枚目
921 上	様式26	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図の施設基準に係る届出書添 付書類	本追補103枚目
922	様式26の2	光トポグラフィーの施設基準に係る届出書添付書類	本追補104枚目
923 上	様式27	脳磁図の施設基準に係る届出書添付書類	本追補106枚目
924 上	様式27の2 の2	終夜睡眠ポリグラフィー(安全精度管理下で行うもの)の施設基準 に係る届出書添付書類	本追補107枚目
925 上	様式27の4	単線維筋電図の施設基準に係る届出書添付書類	本追補108枚目
926 下	様式28	神経学的検査の施設基準に係る届出書添付書類	本追補109枚目
927 下	様式29の2	ロービジョン検査判断料の施設基準に係る届出書添付書類	本追補110枚目
927 上	様式29の3	黄斑局所網膜電図、全視野精密網膜電図の施設基準に係る届出 書添付書類	本追補111枚目
928	様式30	コンタクトレンズ検査料1、2、3の施設基準に係る届出添付書類	本追補112枚目
930 上	様式32	画像診断管理加算1、2、3の施設基準に係る届出書添付書類	本追補114枚目
932 下	様式34	遠隔画像診断の施設基準に係る届出書添付書類	本追補116枚目
933 下	様式36	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影、乳房 用ポジトロン断層撮影の施設基準に係る届出書添付書類	本追補117枚目
		/川4・/ 「ロノ町周」収款///旭以坐干に下る田山百祢川百規	

頁		該当届出様式等	本追補の頁
934 上	様式37の2	血流予備量比コンピューター断層撮影の施設基準に係る届出書添 付書類	本追補118枚目
935 上	様式38	CT透視下気管支鏡検査加算、冠動脈CT撮影加算、外傷全身CT加算、心臓MRI撮影加算、乳房MRI撮影加算、小児鎮静下MRI撮影加算、頭部MRI撮影加算、全身MRI撮影加算、乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの)に係る施設基準の届出書添付書類	本追補120枚目
938 上	様式38の3	外来後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出書添付書類	本追補122枚目
939 上	様式38の4	経気管支凍結生検法の施設基準に係る届出書添付書類	本追補124枚目
941 上	様式41	心大血管疾患リハビリテーション(Ⅰ)、(Ⅱ)の施設基準に係る届 出書添付書類	本追補125枚目
942 上	様式42	リハビリテーションの施設基準に係る届出書添付書類	本追補127枚目
943 上	様式43	難病患者リハビリテーション、障害児(者)リハビリテーションの施設 基準に係る届出書添付書類	本追補129枚目
944 上	様式43の2	がん患者リハビリテーションの施設基準に係る届出書添付書類	本追補131枚目
945 上	様式43の3	認知症患者リハビリテーションの施設基準に係る届出書添付書類	本追補133枚目
949 上	様式44	集団コミュニケーション療法料の施設基準に係る届出書添付書類	本追補134枚目
951 上	様式44の5	通院・在宅精神療法の注4に規定する加算の施設基準に係る届出 書添付書類	本追補135枚目
953 下	様式44の6	救急患者精神科継続支援料の施設基準に係る届出書添付書類	本追補137枚目
956 下	様式46の3	治療抵抗性統合失調症治療指導管理料の施設基準に係る届出書 添付書類	本追補138枚目
957	様式47の2	精神科在宅患者支援管理料1、2の施設基準に係る届出添付書類	本追補139枚目
958 下	様式48	医療保護入院等診療料の施設基準に係る届出書添付書類	本追補141枚目
958 上	様式48の2	処置、手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準 に係る届出書添付書類	本追補142枚目
960 下	様式48の3	交代勤務制の実施状況	本追補144枚目
960 上	様式48の4	チーム制の実施状況	本追補145枚目
961 下	様式48の5	静脈圧迫処置の施設基準に係る届出書添付書類	本追補146枚目
962 上	様式48の7	多血小板血漿処置の施設基準に係る届出書添付書類	本追補147枚目
963 下	様式49	エタノールの局所注入の施設基準に係る届出書添付書類 (甲状腺に対するもの)	本追補148枚目
964 上	様式49の3 の2	下肢末梢動脈疾患指導管理加算に関する施設基準	本追補149枚目
968 上	様式50	う蝕歯無痛的窩洞形成加算、手術時歯根面レーザー応用加算の施 設基準に係る届出書添付書類	本追補150枚目
985 上	様式57の2	同種死体膵島移植術の施設基準に係る届出書添付書類	本追補151枚目
990	様式59の3 の2	不整脈手術(左心耳閉鎖術(経カテーテル的手術によるものに限る))の施設基準に係る届出書	本追補153枚目
999 下	様式65の3 の3	経皮的下肢動脈形成術の施設基準に係る届出書添付書類	本追補155枚目
1000 下	様式65の4 の2	腹腔鏡下リンパ節群郭清術(後腹膜)の施設基準に係る届出書添付書類	本追補156枚目
1001 上	様式65の6	腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)の施設基準に係る 届出書添付書類	本追補157枚目
1009	様式67の2 の4	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)の施設基準に係る届出書添付書類	本追補159枚目
1011 下	様式68の3	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの) の施設基準に係る届出書添付書類	本追補161枚目
1011 上	様式68の4	腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)の 施設基準に係る届出書添付書類	本追補162枚目
1012 上	様式69	生体腎移植術の施設基準に係る届出書添付書類	本追補164枚目



頁		該当届出様式等	本追補の頁
1013 下	様式69の2	膀胱水圧拡張術の施設基準に係る届出書添付書類	本追補165枚目
1013 上	様式69の3	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術 の施設基準に係る届出書添付書類	本追補166枚目
1014 上	様式69の5	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)の施設基準に係る届出書添付書類	本追補167枚目
1015 上	様式70	焦点式高エネルギー超音波療法の施設基準に係る届出書添付書 類	本追補169枚目
1017 下	様式71の1 の2	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる もの)の施設基準に係る届出書添付書類	本追補170枚目
1018	様式71の1 の4	腹腔鏡下仙骨膣固定術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)の 施設基準に係る届出書添付書類	本追補171枚目
1020 上	様式71の4	胎児胸腔・羊水腔シャント術、無心体双胎焼灼術、胎児輸血術の施 設基準に係る届出書添付書類	本追補173枚目
1022 上	様式73	輸血管理料、輸血適正使用加算及び貯血式自己血輸血管理体制 加算の施設基準に係る届出(報告)書添付書類	本追補175枚目
1030 上	様式78	強度変調放射線治療(IMRT)の施設基準に係る届出書添付書類	本追補177枚目
1040	様式84	調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類	本追補179枚目
1044	様式87の2	調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準に係る届出書	本追補184枚目
1047	様式87の3 の3	地域支援体制加算の施設基準に係る届出書添付書類 (調剤基本料1以外を算定する保険薬局用)	本追補186枚目
1048	様式87の4	人工腎臓の施設基準に係る届出書添付書類	本追補188枚目
1055 下	様式87の12	経皮的僧帽弁クリップ術の施設基準に係る届出書	本追補190枚目
1057 上	様式87の15	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術の施設基準に係る届出書 添付書類	本追補191枚目
1058 上	様式87の17	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので、内 視鏡手術用支援機器を用いる場合)の施設基準に係る届出書添付 書類	本追補192枚目
1060	様式87の18	腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)の施設基準に係る届出書添付書類	本追補194枚目
1062 下	様式87の20	性同一性障害の患者に対して行う手術の施設基準に係る届出書 添付書	本追補196枚目
1064 下	様式87の23	遺伝性乳癌卵巣癌症候群の患者に対して行う手術の施設基準に 係る届出書添付書類	本追補197枚目
1065 下	様式89	在宅患者調剤加算の施設基準に係る届出書添付書類	本追補199枚目

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I に係る評価票

(配点)

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1	創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、 ②褥瘡の処置)	なし	あり	
2	呼吸ケア (喀痰吸引のみの場合を除く)	なし	あり	
3	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	
4	心電図モニターの管理	なし	あり	
5	シリンジポンプの管理	なし	あり	
6	輸血や血液製剤の管理	なし	あり	
7	専門的な治療・処置 (① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、 ② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理、 ③ 麻薬の使用(注射剤のみ)、 ④ 麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、 ⑤ 放射線治療、 ⑥ 免疫抑制剤の管理(注射剤のみ)、 ⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ)、 ⑧ 抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、 ⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、 ⑩ ドレナージの管理、 ⑪ 無菌治療室での治療)	なし		あり
8	救急搬送後の入院 (5日間)	なし		あり
				A得点

В	患者の状況等	患者の状態				介助の	の実施		₹ /#
		0 点	1 点	2点		0	1		評価
9	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない					点
10	移乗	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
11	口腔清潔	自立	要介助		×	実施なし	実施あり	=	点
12	食事摂取	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
13	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
14	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ		1				点
15	危険行動	ない		ある	1				点
		•						-	B得点

С	手術等の医学的状況	0点	1点
16	開頭手術(13日間)	なし	あり
17	開胸手術(12日間)	なし	あり
18	開腹手術(7日間)	なし	あり
19	骨の手術(11日間)	なし	あり
20	胸腔鏡・腹腔鏡手術 (5日間)	なし	あり
21	全身麻酔・脊椎麻酔の手術 (5日間)	なし	あり
22	救命等に係る内科的治療(5日間) (①経皮的血管内治療、 ②経皮的心筋焼灼術等の治療、 ③侵襲的な消化器治療)	なし	あり
23	別に定める検査(2日間)	なし	あり
24	別に定める手術(6日間)	なし	あり
			C得点

- 注) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I に係る評価にあたっては、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき、 以下のとおり記載した点数について、A~Cそれぞれ合計する。
 - ・A (A7①から④まで及び⑥から⑨までを除く。) については、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の点数を記載する。
 - ・A (A7①から④まで及び⑥から⑨までに限る。)及びCについては、評価日において、別紙1に規定するレセプト電算処理システム用コードのうち、A又はC項目に該当する項目の点数をそれぞれ記載する。
 - ・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱに係る評価票

(配点

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1	創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、 ②褥瘡の処置)	なし	あり	
2	呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く)	なし	あり	
3	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	
4	心電図モニターの管理	なし	あり	
5	シリンジポンプの管理	なし	あり	
6	輸血や血液製剤の管理	なし	あり	
7	専門的な治療・処置 (① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理、③ 麻薬の使用(注射剤のみ)、④ 麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、⑤ 放射線治療、⑥ 免疫抑制剤の管理(注射剤のみ)、⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ)、⑥ 抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、⑥ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、⑩ ドレナージの管理、⑪ ドレナージの管理、⑪ 無菌治療室での治療)	なし		あり
8	緊急に入院を必要とする状態 (5日間)	なし		あり
				A得点

В	患者の状況等	患者の状態				介助の	の実施		₹ # (#*
		0点	1点	2点		0	1] [評価
9	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない					点
10	移乗	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり	=	点
11	口腔清潔	自立	要介助		×	実施なし	実施あり		点
12	食事摂取	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
13	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
14	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ		1			1	点
15	危険行動	ない		ある					点
									B得点

С	手術等の医学的状況	0点	1点
16	開頭手術(13日間)	なし	あり
17	開胸手術(12日間)	なし	あり
18	開腹手術(7日間)	なし	あり
19	骨の手術(11日間)	なし	あり
20	胸腔鏡・腹腔鏡手術(5日間)	なし	あり
21	全身麻酔・脊椎麻酔の手術 (5日間)	なし	あり
22	救命等に係る内科的治療(5日間) (①経皮的血管内治療、 ②経皮的心筋焼灼術等の治療、 ③侵襲的な消化器治療)	なし	あり
23	別に定める検査(2日間)	なし	あり
24	別に定める手術(6日間)	なし	あり
			C得点

- 注) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱに係る評価にあたっては、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき、 以下のとおり記載した点数について、A~Cそれぞれ合計する。
 - ・A及びCについては、評価日において、別表1に規定するレセプト電算処理システム用コードのうち、 A又はC項目に該当する項目の合計点数をそれぞれ記載する。
 - ・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

<一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I >

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、急性期一般入院基本料(許可病床数400床以上の保険医療機関であって急性期一般入院基本料(急性期一般入院料7を除く。)の届出を行っている場合を除く。)、7対1入院基本料(結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(結核病棟に限る。)及び専門病院入院基本料)、10対1入院基本料(特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)及び専門病院入院基本料)、地域一般入院料1、総合入院体制加算(一般病棟入院基本料、特定一般病棟入院料)、看護補助加算1(地域一般入院基本料、13対1入院基本料)、一般病棟看護必要度評価加算(専門病院入院基本料、特定一般病棟入院料)、脳卒中ケアユニット入院医療管理料並びに地域包括ケア入院医療管理が(地域包括ケア入院医療管理料及び特定一般病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理が行われる場合)を算定する場合も含む。以下「地域包括ケア病棟入院料等」という。)を届け出ている病棟に入院している患者であり、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者(基本診療料の施設基準等第十の三(3)及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料に係る要件を満たす場合に限る。)は評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

評価は、患者に行われたモニタリング及び処置等(A項目)、患者の状況等(B項目)並びに手術等の医学的状況(C項目)について、毎日評価を行うこと。

ただし、地域包括ケア病棟入院料等については、A項目及びC項目のみの評価とし、毎日評価を行うこと。

3. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間であり、重複や空白時間を生じさせないこと。

外出・外泊や検査・手術等の理由により、全ての評価対象時間の観察を行うことができない患者の場合であっても、当該病棟に在棟していた時間があった場合は、評価の対象とすること。ただし、評価対象日の0時から24時の間、外泊している患者は、当該外泊日については、評価対象とならない。

退院日は、当日の0時から退院時までを評価対象時間とする。退院日の評価は行うが、基準を満たす患者の算出にあたり延べ患者数には含めない。ただし、入院した日に退院(死亡退院を含む)した患者は、延べ患者数に含めるものとする。

4. 評価対象場所

原則として、当該病棟内を評価の対象場所とし、当該病棟以外で実施された治療、処置、看護及び観察については、評価の対象場所に含めない。ただし、A項目の専門的な治療・処置のうち、放射線治療及びC項目の手術等の医学的状況については、当該医療機関内における治療を評価の対象場所とする。

5. 評価対象の処置・介助等

当該病棟で実施しなければならない処置・介助等の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該病棟に所属する看護職員でなければならない。ただし、一部の評価項目におい

て、薬剤師、理学療法士等が当該病棟内において実施することを評価する場合は、病棟所属の有無は問わない。

なお、A項目の評価において、医師が単独で処置等を行った後に、当該病棟の看護職員が当該処置等を確認し、実施記録を残す場合も評価に含めるものとする。

A項目の処置の評価においては、訓練や退院指導等の目的で実施する行為は評価の対象に含めないが、B項目の評価においては、患者の訓練を目的とした行為であっても評価の対象に含めるものとする。

A項目の薬剤の評価については、臨床試験であっても評価の対象に含めるものとする。

6. 評価者

評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

ただし、A項目及びC項目のうち、別表1に規定する「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」(以下、コード一覧という。)を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。

7. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項及び項目ごとの選択肢の判断 基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場合は評価できないため、A項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。A項目(A7「専門的な治療・処置等」の⑤、⑩及び⑪に限る。)の評価においては、後日、第三者が確認を行う際に、記録から同一の評価を導く根拠となる記録を残しておく必要があるが、項目ごとの記録を残す必要はない。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該病棟の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び病棟の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること。

なお、B項目については、「患者の状態」が評価の根拠となることから、重複する記録を残す必要はない。

A モニタリング及び処置等

1 創傷処置

項目の定義

創傷処置は、①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置のいずれかの処置 について、看護職員が医師の介助をした場合、あるいは医師又は看護職員が自ら処置 を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

創傷処置のいずれも実施しなかった場合をいう。

「あり」

創傷処置のいずれかを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

創傷処置に含まれる内容は、各定義及び留意点に基づいて判断すること。

① 創傷の処置(褥瘡の処置を除く)

【定義】

創傷の処置(褥瘡の処置を除く)は、創傷があり、創傷についての処置を実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう創傷とは、皮膚又は粘膜が破綻をきたした状態であり、その数、深さ、 範囲の程度は問わない。

縫合創は創傷処置の対象に含めるが、縫合のない穿刺創は含めない。粘膜は、鼻、口腔、膣及び肛門の粘膜であって、外部から粘膜が破綻をきたしている状態であることが目視できる場合に限り含める。気管切開口、胃瘻及びストーマ等については、造設から抜糸までを含め、抜糸後は、滲出液が見られ処置を必要とする場合を含める

ここでいう処置とは、創傷の治癒を促し感染を予防する目的で、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入及び塗布、ガーゼやフィルム材等の創傷被覆材の貼付や交換等の処置を実施した場合をいい、診察、観察だけの場合やガーゼを剥がすだけの場合は含めない。

また、陰圧閉鎖療法、眼科手術後の点眼及び排泄物の処理に関するストーマ処置は含めない。

② 褥瘡の処置

【定義】

褥瘡の処置は、褥瘡があり、褥瘡についての処置を実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

ここでいう褥瘡とは、NPUAP分類Ⅱ度以上又はDESIGN-R分類d2以上の状態をいう。 この状態に達していないものは、褥瘡の処置の対象に含めない。

ここでいう処置とは、褥瘡に対して、洗浄、消毒、止血、薬剤の注入及び塗布、ガーゼやフィルム材等の創傷被覆材の貼付や交換等の処置を実施した場合をいい、診察、観察だけの場合やガーゼを剥がすだけの場合は含めない。また、陰圧閉鎖療法は含めない。

【参考】

NPUAP分類 (National Pressure Ulcer of Advisory Panel) Ⅱ度以上 DESIGN-R分類 (日本褥瘡学会によるもの) d2 以上

2 呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く) 項目の定義

呼吸ケアは、酸素吸入、痰を出すための体位ドレナージ、スクウィージングのいずれかの処置に対して、看護職員等が自ら行うか医師の介助を行った場合、あるいは人工換気が必要な患者に対して、看護職員等が装着中の人工呼吸器の管理を行った場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

呼吸ケアを実施しなかった場合をいう。

「あり」

呼吸ケアを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

喀痰吸引のみの場合は呼吸ケアの対象に含めない。

呼吸ケアにおける時間の長さや回数は問わない。酸素吸入の方法は問わない。

人工呼吸器の種類や設定内容、あるいは気道確保の方法については問わないが、看護職員等が、患者の人工呼吸器の装着状態の確認、換気状況の確認、機器の作動確認等の管理を実施している必要がある。また、人工呼吸器の使用に関する医師の指示が必要である。

NPPV(非侵襲的陽圧換気)の実施は人工呼吸器の使用に含める。

なお、気管切開の患者が喀痰吸引を行っているだけの場合は含めない。また、エアウェイ挿入、ネブライザー吸入は呼吸ケアには含めない。

3 点滴ライン同時3本以上の管理

項目の定義

点滴ライン同時3本以上の管理は、持続的に点滴ライン(ボトル、バッグ、シリンジ等から末梢静脈、中心静脈、動静脈シャント、硬膜外、動脈、皮下に対する点滴、持続注入による薬液、輸血・血液製剤の流入経路)を3本以上同時に使用し、看護職員が管理を行った場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし

同時に3本以上の点滴の管理を実施しなかった場合をいう。

「あり」

同時に3本以上の点滴の管理を実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

施行の回数や時間の長さ、注射針の刺入個所の数は問わない。

2つのボトルを連結管で連結させて1つのルートで滴下した場合は、点滴ラインは 1つとして数える。1カ所に刺入されていても三方活栓等のコネクターで接続された 点滴ラインは本数に数える。これら点滴ラインを利用して、側管から持続的に点滴す る場合は数えるが、手動で注射を実施した場合は、持続的に使用しているといえない ため本数に数えない。

スワンガンツカテーテルの加圧バッグについては、薬液の注入が目的ではないため本数に数えない。PCA(自己調節鎮痛法)による点滴ライン(携帯用を含む)は、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ本数に数える。

4 心電図モニターの管理

項目の定義

心電図モニターの管理は、持続的に看護職員が心電図のモニタリングを実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

持続的な心電図のモニタリングを実施しなかった場合をいう。

「あり」

持続的な心電図のモニタリングを実施した場合をいう。

判断に際しての留意点

心電図の誘導の種類や誘導法の種類は問わない。

機器の設置・準備・後片付けは含めない。心電図モニターの装着時間や回数は問わないが、医師の指示により、心機能や呼吸機能障害を有する患者等に対して常時観察を行っている場合であって、看護職員による心電図の評価の記録が必要である。心電図の機器による自動的な記録のみの場合は心電図モニターの管理の対象に含めない。心電図検査として一時的に測定を行った場合は含めない。ホルター心電図は定義に従い、看護職員による持続的な評価の記録がある場合に限り含める。

5 シリンジポンプの管理

項目の定義

シリンジポンプの管理は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用し、看護職員が使用状況(投与時間、投与量等)を管理している場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液 製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をしなかった場 合をいう。

「あり」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプの管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下に対して、静脈注射・輸液・輸血・血液 製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプにセットしていても、作動 させていない場合には使用していないものとする。

携帯用であってもシリンジポンプの管理の対象に含めるが、PCA(自己調節鎮痛法)によるシリンジポンプは、看護職員が投与時間と投与量の両方の管理を行い、持続的に注入している場合のみ含める。

6 輸血や血液製剤の管理

項目の定義

輸血や血液製剤の管理は、輸血(全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等)や血液製剤 (アルブミン製剤等)の投与について、血管を通して行った場合、その投与後の状況 を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

輸血や血液製剤の使用状況の管理をしなかった場合をいう。

「あり」

輸血や血液製剤の使用状況の管理をした場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わないが、腹膜透析や血液透析は輸血や血液製剤の管理の対象に含めない。自己血輸血、腹水を濾過して輸血する場合は含める。

7 専門的な治療・処置

項目の定義

専門的な治療・処置は、①抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、②抗悪性腫瘍剤の内服の管理、③麻薬の使用(注射剤のみ)、④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、⑤放射線治療、⑥免疫抑制剤の管理(注射剤のみ)、⑦昇圧剤の使用(注射剤のみ)、⑧抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、⑩ドレナージの管理、⑪無菌治療室での治療のいずれかの治療・処置を実施した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

専門的な治療・処置を実施しなかった場合をいう。

「あり」

専門的な治療・処置を一つ以上実施した場合をいう。ただし、①から④まで及び⑥から⑨までについては、評価日において、コード一覧に掲載されているコードが入力されている場合をいう。

判断に際しての注意点

専門的な治療・処置に含まれる内容は、各定義及び留意点に基づいて判断すること。

なお、①から④まで及び⑥から⑨までについては、内服薬のコードが入力されていない日に当該コードに該当する内服を指示した場合や、事前に処方や指示を行っており内服当日には当該コードが入力されていない場合等は、評価の対象とはならない。手術や麻酔中に用いた薬剤は評価の対象となる。また、検査や処置等、その他の目的で用いた薬剤については、EF統合ファイルにおけるデータ区分コードが20番台(投薬)、30番台(注射)、50番(手術)及び54番(麻酔)の薬剤に限り、評価の対象となる。

① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

③ 麻薬の使用(注射剤のみ)

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

④麻薬の内服、貼付、坐剤の管理

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑤ 放射線治療

【定義】

放射線治療は、固形腫瘍又は血液系腫瘍を含む悪性腫瘍がある患者に対して、病変部にX線、ガンマ線、電子線等の放射線を照射し、そのDNA分子間の結合破壊(電離作用)により目標病巣を死滅させることを目的として実施した場合に評価する項目である。

【留意点】

照射方法は、外部照射と内部照射(腔内照射、小線源治療)を問わない。放射線治療の対象には、エックス線表在治療、高エネルギー放射線治療、ガンマナイフ、直線加速器(リニアック)による定位放射線治療、全身照射、密封小線源治療、放射性同位元素内用療法を放射線治療の対象に含める。

外部照射の場合は照射日のみを含めるが、外部照射の場合であっても、院外での実施は含めない。

外部照射か内部照射かは問わず、継続して内部照射を行なっている場合は、治療期間を通して評価の対象に含める。

放射線治療の実施が当該医療機関内であれば評価の対象場所に含める。

⑥ 免疫抑制剤の管理(注射剤のみ)

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ)

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑧ 抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用

【留意点】

コード一覧を参照のこと。

⑩ ドレナージの管理

【定義】

ドレナージの管理とは、排液、減圧の目的として、患者の創部や体腔に誘導管(ドレーン)を継続的に留置し、滲出液や血液等を直接的に体外に誘導し、排液バッグ等に貯留する状況を看護職員が管理した場合に評価する項目である。

【留意点】

誘導管は、当日の評価対象時間の間、継続的に留置されている場合にドレナージの管理の対象に含める。当日に設置して且つ抜去した場合は含めないが、誘導管を設置した日であって翌日も留置している場合、又は抜去した日であって前日も留置している場合は、当日に6時間以上留置されていた場合には含める。

胃瘻(PEG)を減圧目的で開放する場合であっても定義に従っていれば含める。 体外へ直接誘導する場合のみ評価し、体内で側副路を通す場合は含めない。また、 腹膜透析や血液透析は含めない。経尿道的な膀胱留置カテーテルは含めないが、血尿 がある場合は、血尿の状況を管理する場合に限り評価できる。陰圧閉鎖療法は、創部 に誘導管(パッドが連結されている場合を含む)を留置して、定義に従った処置をし ている場合は含める。

定義に基づき誘導管が目的に従って継続的に留置されている場合に含めるものであるが、抜去や移動等の目的で、一時的であればクランプしていても良いものとする。

① 無菌治療室での治療

【定義】

無菌治療室での治療とは、移植後、白血病、再生不良性貧血、骨髄異形成症候群、 重症複合型免疫不全症等の患者に対して、無菌治療室での治療が必要であると医師が 判断し、無菌治療室での治療を6時間以上行った場合に評価する項目である。

【留意点】

無菌治療室とは、室内を無菌の状態に保つために十分な体制が整備されている必要があり、当該保険医療機関において自家発電装置を有していることと、滅菌水の供給が常時可能であること。また、個室であって、室内の空気清浄度が、患者に対し無菌治療室管理を行っている際に、常時ISOクラス7以上であること。

無菌治療室に入室した日及び無菌治療室を退室した日は評価の対象とする。

8. 救急搬送後の入院

項目の定義

救急搬送後の入院は、救急用の自動車(市町村又は都道府県の救急業務を行うための救急隊の救急自動車に限る)又は救急医療用へリコプターにより当該医療機関に搬送され、入院した場合に評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

救急用の自動車又は救急医療用へリコプター以外により搬送され入院した場合をいう。

「あり」

救急用の自動車又は救急医療用へリコプターにより搬送され入院した場合をい う。

判断に際しての留意点

救急搬送後の患者が、直接、評価対象病棟に入院した場合のみを評価の対象とし、 救命救急病棟、ICU等の治療室に一旦入院した場合は評価の対象に含めない。ただし、 手術室を経由して評価対象病棟に入院した場合は評価の対象に含める。

入院当日を含めた5日間を評価の対象とする。

B 患者の状況等

B項目共通事項

- 1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
- 2. 評価時間帯のうちに状態が変わり、異なる状態の記録が存在する場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
- 3. 当該動作が制限されていない場合には、可能であれば動作を促し、観察した結果をもとに「患者の状態」を評価すること。動作の確認をできなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「自立」とする。
- 4. 医師の指示によって、当該動作が制限されていることが明確である場合には、各選択 肢の留意点を参考に評価する。この場合、医師の指示に係る記録があること。ただし、 動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合に は「できる」又は「自立」とする。
- 5. B10「移乗」、B11「口腔清潔」、B12「食事摂取」、B13「衣服の着脱」については、「患者の状態」と「介助の実施」とを乗じた点数とすること。

9 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から(左右どちらかの)側臥位になる動作であ

る。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り(片側だけでよい)が1人でできる場合をいう。 「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護職員等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護職員等が行っている場合は「できない」となる。

医師の指示により、自力での寝返りを制限されている場合は「できない」とする。

10 移乗

項目の定義

移乗時の介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。 ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「車椅子からポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が1人でできる場合も 含む。

「一部介助」

患者の心身の状態等の理由から、事故等がないように見守る必要がある場合、あるいは1人では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が必要な場合をいう。

「全介助」

1人では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が必要な場合をいう。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が1人では動けず、スライド式の移乗用補助具の使用が必要な場合は「全介助」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行うことができている(力が出せる)場合は「一部介助」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されている場合は「全介助」とする。また 、介助による移乗も制限されている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。

11 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が1人でできるかどうか、1人でできない場合に看護職員等が見守りや介助を実施したかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが1人でできる場合をいう。

「要介助」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。

また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

医師の指示により、自力での口腔清潔が制限されている場合は「要介助」とする。 また、介助による口腔清潔も制限されている場合は、「要介助」かつ「実施なし」と する。

12 食事摂取

項目の定義

食事介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。

ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。

食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える 食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子へ の移乗の介助、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

自分

介助・見守りなしに1人で食事が摂取できる場合をいう。また、箸やスプーンの ほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部に介助が必要な場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為(小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等)が必要な場合をいう。患者の心身の状態等の理由から見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

1人では全く食べることができず全面的に介助が必要な場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要する場合は「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

食事の種類は問わず、一般(普通)食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護職員等が行う必要がある場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行うことができる場合は「自立」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護職員等が、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殼むき等を行う必要がある場合は「一部介助」とする

医師の指示により、食止めや絶食となっている場合は、「全介助」かつ「実施なし」とする。セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「実施なし」とする。

13 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱について、介助の必要の有無と、介助の実施状況を評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

(患者の状態)

「自立」

介助なしに1人で衣服を着たり脱いだりすることができる場合をいう。 自助具等を使って行うことができる場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が必要な場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護職員等がズボン・パンツ等を上げる必要がある場合等は、「一部介助」に含む。看護職員等が手を出して介助する必要はないが、患者の心身の状態等の理由から、転倒の防止等のために、見守りや指示を行う必要がある場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が必要な場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行うことができても、着脱行為そのものを患者が行うことができず、看護職員等がすべて介助する必要がある場合も「全介助」とする。

(介助の実施)

「実施なし」

評価日に看護職員等が介助を行わなかった場合をいう。

「実施あり」

評価日に看護職員等が介助を行った場合をいう。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。

通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。

靴や帽子は、衣服の着脱の評価に含めない。

14 診療・療養上の指示が通じる

項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、指示通りに実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、指示通りの行動が常に行われている場合をいう。 「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であり、評価日当日の指示であること、及びその指示が適切に行われた状態で評価することを前提とする。

医師や看護職員等の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や自分なりの解釈を行い結果的に、診療・療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。

15 危険行動

項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。

ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、 転倒・転落、自傷行為」の発生又は「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する 行動」を過去1週間以内の評価対象期間に看護職員等が確認した場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合をいう。

判断に際しての留意点

危険行動の評価にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の危険行動への対策を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動を評価するものではない。対策がもたれている状況下で発生した危険行動が確認でき、評価当日にも当該対策がもたれている場合に評価の対象に含める。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

他施設からの転院、他病棟からの転棟の際は、看護職員等が記載した記録物により 評価対象期間内の「危険行動」が確認できる場合は、評価の対象に含める。

C 手術等の医学的状況

C項目共通事項

- 1. コード一覧に掲載されているコードについて、評価日における入力の有無及び当該コードに係る手術等の実施当日からの日数によって判断すること。
- 2. 各選択肢の判断基準に示された手術等の実施当日からの日数については、実施当日を含む日数であること。

16 開頭手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から13日間の場合、「あり」とする。

17 開胸手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から12日間の場合、「あり」とする。

18 開腹手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から7日間の場合、「あり」とする。

19 骨の手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から11日間の場合、「あり」とする。

20 胸腔鏡・腹腔鏡手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から5日間の場合、「あり」とする。

21 全身麻酔・脊椎麻酔の手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から5日間の場合、「あり」とする。

22 救命等に係る内科的治療

選択肢の判断基準

①から③の各項目について、評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る治療の実施当日から5日間の場合、「あり」とする。

23 別に定める検査

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る検査の実施当日から2日間の場合、「あり」とする。

24 別に定める手術

選択肢の判断基準

評価日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合又は当該コードに係る手術の実施当日から6日間の場合、「あり」とする。

<一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱ>

アセスメント共通事項

1. 評価の対象

評価の対象は、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料(結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟、結核病棟に限る。)及び専門病院入院基本料)、10対1入院基本料(特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)及び専門病院入院基本料)、地域一般入院料1、総合入院体制加算(一般病棟入院基本料、特定一般病棟入院基本料)、一般病棟看護必要度評価加算(専門病院入院基本料、特定一般病棟入院料)、脳卒中ケアユニット入院医療管理料並びに地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理科及び特定一般病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理が行われる場合)を算定する場合も含む。以下「地域包括ケア入院医療管理が行われる場合)を算定する場合も含む。以下「地域包括ケア病棟入院料等」という。)を届け出ている病棟に入院している患者であり、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及びDPC対象病院において短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った患者(基本診療料の施設基準等第十の三(3)及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料に係る要件を満たす場合に限る。)は評価の対象としない。また、歯科の入院患者(同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。)についても評価の対象としない。

2. 評価日及び評価項目

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I (以下「必要度 I 」という。) における記載内容を参照のこと。

3. 評価対象時間

必要度Ⅰにおける記載内容を参照のこと。

4. 評価対象場所

必要度Iにおける記載内容を参照のこと。

5. 評価者

B項目の評価は、院内研修を受けた者が行うこと。医師、薬剤師、理学療法士等が一部の項目の評価を行う場合も院内研修を受けること。

6. 評価の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、A・B・Cの各項目の共通事項及び項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

A モニタリング及び処置等

- 1.評価日において、各選択肢のコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合を「あり」とする。ただし、A8「緊急に入院を必要とする状態」については、入院日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合に、入院当日を含めた5日間を「あり」とする。なお、当該患者が、直接、評価対象病棟に入院した場合のみ、当該コードを評価対象とし、救命救急病棟、ICU等の治療室に一旦入院した場合は評価対象に含めない。ただし、手術室を経由して評価対象病棟に入院した場合は評価対象に含める。また、地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料においては、評価対象に含めない。
- 2. 内服薬のコードが入力されていない日に当該コードに該当する内服を指示した場合 や、事前に処方や指示を行っており内服当日には当該コードが入力されていない場合 等は、評価の対象とはならない。
- 3. 手術や麻酔中に用いた薬剤は評価の対象となる。また、検査や処置等、その他の目的で用いた薬剤については、EF統合ファイルにおけるデータ区分コードが 20 番台 (投薬)、30番台(注射)、50番(手術)及び54番(麻酔)の薬剤に限り、評価の対象となる。
- 4. 臨床試験で用いた薬剤は評価の対象となる。
- 5. A3「点滴ライン同時3本以上の管理」及びA6「輸血や血液製剤の管理」で共通するコードが入力されている場合には、それぞれの選択肢において評価の対象としてよい。

B 患者の状況等

必要度Iにおける記載内容を参照のこと。

C 手術等の医学的状況

必要度Iにおける記載内容を参照のこと。

特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票

(配点)

			(日口//// /	
Α	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1	心電図モニターの管理	なし	あり	
2	輸液ポンプの管理	なし	あり	
3	動脈圧測定(動脈ライン)	なし		あり
4	シリンジポンプの管理	なし	あり	
5	中心静脈圧測定(中心静脈ライン)	なし		あり
6	人工呼吸器の管理	なし		あり
7	輸血や血液製剤の管理	なし		あり
8	肺動脈圧測定(スワンガンツカテーテル)	なし		あり
9	特殊な治療法等 (CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臟, ICP測定, ECMO)	なし		あり
			_	Λ但占

A得点

D	中老の仏辺然		患者の状態		介助の	り実施		並加	
В	患者の状況等	0点	1 点	2点		0	1		評価
10	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない					点
11	移乗	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
12	口腔清潔	自立	要介助		×	実施なし	実施あり] =	点
13	食事摂取	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
14	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
15	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ						点
16	危険行動	ない		ある					点
									B得点

注) 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入にあたっては、

「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき行うこと。

- ・Aについては、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。
- ・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。

<特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る基準>

モニタリング及び処置等に係る得点(A得点)が4点以上かつ患者の状況等に係る得点(B得点)が3点以上。

ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票

(配点)

Α	モニタリング及び処置等	0 点	1点
1	創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、 ②褥瘡の処置)	なし	あり
2	蘇生術の施行	なし	あり
3	呼吸ケア (喀痰吸引のみの場合及び人工呼吸器の装着の場 合を除く)	なし	あり
4	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり
5	心電図モニターの管理	なし	あり
6	輸液ポンプの管理	なし	あり
7	動脈圧測定(動脈ライン)	なし	あり
8	シリンジポンプの管理	なし	あり
9	中心静脈圧測定(中心静脈ライン)	なし	あり
10	人工呼吸器の管理	なし	あり
11	輸血や血液製剤の管理	なし	あり
12	肺動脈圧測定(スワンガンツカテーテル)	なし	あり
13	特殊な治療法等 (CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定, ECMO)	なし	あり
			A得点

D	中 孝 の 仏 辺 笠	患者の状態				介助の実施			= ₩ (##
В	患者の状況等	0点	1 点	2 点		0	1		評価
14	寝返り	できる	何かにつかまれば できる	できない					点
15	移乗	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
16	口腔清潔	自立	要介助		×	実施なし	実施あり	=	点
17	食事摂取	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
18	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり		点
19	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ						点
20	危険行動	ない		ある					点
									B得点

- 注) ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入にあたっては、
 - 「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき行うこと。
 - ・Aについては、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。
 - ・Bについては、評価日の「患者の状態」及び「介助の実施」に基づき判断した患者の状況等の点数を記載する。
- <ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る基準>
 - モニタリング及び処置等に係る得点(A得点)が3点以上かつ患者の状況等に係る得点(B得点)が4点以上。

- ※ 本様式は保険医療機関が届出に当たり確認に用いるための参考様式であって、届出書に添付する必要はない。
- 1 「区分」欄ごとに、「今回届出」欄、「既届出」欄又は「算定しない」欄のいずれかにチェックする。
- 2 「今回届出」欄にチェックをした場合は、「様式」欄に示す様式を添付する。
- 3 「既届出」欄にチェックした場合は、届出年月を記載する。
- 4 届出保険医療機関において「区分」欄に掲げる診療報酬を算定しない場合は、「算定しない」欄をチェックする。

施設基準通知	名称	今回 届出	既届出	ı	算定 しない	様式(別添7(又は別添7の2)
第1の2	機能強化加算		年	月		別添7の2
2	時間外対応加算		年	月		様式2
2თ3	地域包括診療加算		年	月		様式2の3
2თ6	オンライン診療料		年	月		様式2の5
2の7	歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施 設基準		年	月		様式2の6
3	地域歯科診療支援病院歯科初診料		年	月		様式3
4	歯科外来診療環境体制加算		年	月		様式4
4თ2	歯科診療特別対応連携加算		年	月		様式4の2
5	一般病棟入院基本料		年	月		様式5~11
5	療養病棟入院基本料		年	月		様式5~11
5	結核病棟入院基本料		年	月		様式5~11
5	精神病棟入院基本料		年	月		様式5~11
5	特定機能病院入院基本料		年	月		様式5~11
5	専門病院入院基本料		年	月		様式5~11
5	障害者施設等入院基本料		年	月		様式5~11, 19
5	有床診療所入院基本料		年	月		様式5,12~12の10
5	有床診療所療養病床入院基本料		年	月		様式5,12~12の10
第1	総合入院体制加算		年	月		様式10, 13, 13の2
2თ2	救急医療管理加算		年	月		別添7の2
3	超急性期脳卒中加算		年	月		様式15
4	診療録管理体制加算		年	月		様式17
4თ2	医師事務作業補助体制加算		年	月		様式13の4, 18, 18の2
4თ3	急性期看護補助体制加算		年	月		様式8, 9, 10, 13の3, 18の3
4の4	看護職員夜間配置加算		年	月		様式8, 9, 10, 13の3, 18の3
5	特殊疾患入院施設管理加算		年	月		様式9, 19, 20
6の2	看護配置加算		年	月		様式8,9
7	看護補助加算		年	月		様式8, 9, 10, 13の3, 18の3
9	療養環境加算		年	月		様式22
10	重症者等療養環境特別加算		年	月		様式23, 23の2
11	療養病棟療養環境加算		年	月		様式24, 24の2
11の2	療養病棟療養環境改善加算		年	月		様式24, 24の2

施設基準通知	名称	今回 届出	J	既届出		算定 しない	様式(別添7(又は別添7の2)
	診療所療養病床療養環境加算			年	月		
12の2	診療所療養病床療養環境改善加算			年	月		
12の3	無菌治療室管理加算			年	月		様式26の2
14	緩和ケア診療加算			年	月		様式27
14の2	有床診療所緩和ケア診療加算			年	月		様式27の2
15	精神科応急入院施設管理加算			年	月		様式9, 20, 28
16	精神病棟入院時医学管理加算			年	月		様式29
16の2	精神科地域移行実施加算			年	月		様式30
16の3	精神科身体合併症管理加算			年	月		様式31
17	精神科リエゾンチーム加算			年	月		様式32
17の3	重度アルコール依存症入院医療管理加算			年	月		様式32の3
17の4	摂食障害入院医療管理加算			年	月		様式32の4
19	栄養サポートチーム加算			年	月		様式34
20	医療安全対策加算			年	月		様式35,35の4
21	感染防止対策加算			年	月		様式35の2,35の3
21	抗菌薬適正使用支援加算			年	月		様式35の5
21の2	患者サポート体制充実加算			年	月		様式36
22	褥瘡ハイリスク患者ケア加算			年	月		様式37,37の2
22の2	ハイリスク妊娠管理加算			年	月		様式38
23	ハイリスク分娩管理加算			年	月		様式38
24の5	精神科救急搬送患者地域連携紹介加算			年	月		様式39の3
24の6	精神科救急搬送患者地域連携受入加算			年	月		様式39の3
26	呼吸ケアチーム加算			年	月		様式40の2
26の2	後発医薬品使用体制加算			年	月		様式40の3
26の3	病棟薬剤業務実施加算			年	月		様式40の4
26の4	データ提出加算			年	月		様式40の5, 40の7, 40の8
26の5	入退院支援加算			年	月		様式40の9 (特掲別添2)様式12,12の2
26の6	認知症ケア加算			年	月		様式40の10,40の11
26の6の2	せん妄ハイリスク患者ケア加算			年	月		別添7の2
26の7	精神疾患診療体制加算			年	月		様式40の12
26 の 8	精神科急性期医師配置加算			年	月		様式40の13,53
26の9	排尿自立支援加算			年	月		様式40の14
26の10	地域医療体制確保加算			年	月		様式40の15,40の16
27	地域歯科診療支援病院入院加算			年	月		様式41
第1	救命救急入院料			年	月		様式20, 42, 43
2	特定集中治療室管理料			年	月		様式20, 42, 42の3, 42の4, 43
3	ハイケアユニット入院医療管理料			年	月		様式20, 44

施設基準通知	名称	今回 届出	J	既届出		算定 しない	様式(別添7(又は別添7の2)
	脳卒中ケアユニット入院医療管理料			年	月		様式10, 20, 45
4თ2	小児特定集中治療室管理料			年	月		様式20, 43, 43の2, 48
5	新生児特定集中治療室管理料			年	月		様式20,42の2
6	総合周産期特定集中治療室管理料			年	月		様式20,42の2
7	新生児治療回復室入院医療管理料			年	月		様式20, 42の2, 45の2
8	一類感染症患者入院医療管理料			年	月		様式8, 9. 46
9	特殊疾患入院医療管理料			年	月		様式9, 20, 47
10	小児入院医療管理料			年	月		様式9,48~48の3
11	回復期リハビリテーション病棟入院料			年	月		様式8,9,20,49~49の7(49の4を除く。)
12	地域包括ケア病棟入院料			年	月		様式8, 9, 10, 13の3, 18の3, 20, 50 ~50の3
13	特殊疾患病棟入院料			年	月		様式9, 20, 24の2, 51
14	緩和ケア病棟入院料			年	月		様式9, 20, 52, 52の2
15	精神科救急入院料			年	月		様式8, 9, 13の3, 20, 53, 54, (特掲別添2)様式48
16	精神科急性期治療病棟入院料			年	月		様式9, 20, 53
16の2	 精神科救急・合併症入院料 			年	月		様式9, 13の3, 20, 53, 55 (特掲別添2)様式48
16の3	児童・思春期精神科入院医療管理料			年	月		様式9,57
17	精神療養病棟入院料			年	月		様式9, 20, 24の2, 55の2, 55の3
19	認知症治療病棟入院料			年	月		様式9, 20, 56, (特掲別添2)様式48
20	特定一般病棟入院料			年	月		様式8, 9, 20, 50~50の3, 57の2, 57の3, (特掲別添2)様式10
21	地域移行機能強化病棟入院料			年	月		様式9, 20, 24の2, 57の4
	短期滞在手術等基本料 1			年	月		様式58
	短期滞在手術等基本料 2			年	月		様式58

※様式1, 2の2, 2の8, 5の2, 9の3, 9の4, 10の4, 14, 14の2, 16, 21, 26, 32の2, 33, 39, 39の2, 40, 53の2は欠番

地域包括診療加算に係る届出書

地域包括診療加算に係る施設基準(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

1	診療所名	
2	研修を修了した医師の氏名	
3	健康相談を実施している旨を院内掲示している	
4	院外処方を行う場合の連携薬局名	
⑤	敷地内が禁煙であること	
6	介護保険制度の利用等に関する相談を実施している 旨を院内掲示している	
	要介護認定に係る主治医意見書を作成している	
	■下記のいずれか一つを満たす	-
	居宅療養管理指導又は短期入所療養介護等の提供	
	地域ケア会議に年1回以上出席	
	居宅介護支援事業所の指定	
<u>6</u> -2	介護保険による通所リハビリテーション等の提供	
	介護サービス事業所の併設	
	介護認定審査会に参加	
	主治医意見書に関する研修会を受講	
	医師が介護支援専門員の資格を有している	
	■下記のいずれか一つを満たす	-
	時間外対応加算1、2又は3の届出を行っていること	
7	常勤換算2名以上の医師が配置されており、うち1名 以上が常勤の医師であること。	
	退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療 所であること	

地域包括診療加算1に係る施設基準(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

	在宅医療の提供及び当該患者に対し24時間の往診 等の体制を確保している	
8	連携医療機関名	
9	直近1年間に、当該保険医療機関での継続的な外来 診療を経て、在宅患者訪問診療料(I)の「1」、在宅 患者訪問診療料(II)(注1のイの場合に限る。)又は 往診料を算定した患者の数の合計	Д.
9-2	直近1か月に初診、再診、往診又は訪問診療を実施 した患者のうち、往診又は訪問診療を実施した患者 の割合	%

地域包括診療加算2に係る施設基準(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

10	在宅医療の提供及び当該患者に対し 24時間の連絡	
	体制を確保している	

- 1. 研修受講した修了証の写しを添付すること。
- 2. ⑤について、建造物の一部分が保険医療機関の場合、当該保険医療機関が保有又は借用している部分が禁煙であることで満たす。
- 3. ⑥-2について、確認できる資料の写しを添付のこと。
- 4. ⑦について、確認できる資料の写しを添付のこと。
- 5. 届出する地域包括診療加算の区分に従い、⑧及び⑨又は⑩のいずれかを選択して記入すること。
- 6. 本届出は、2年以内に再度届け出ることとし、届出の際には、直近の研修の修了証の 写しを添付すること。

歯科点数表の初診料の注1の施設基準に係る報告書(7月報告)

1 当該保険医療機関の平均患者数及び滅菌体制の実績(該当する番号に〇)

	概 要			
1日平均患者数	1. 10 人未満 2. 10 人以上 20 人未満			
(届出前3ヶ月間)	3. 20 人以上 30 人未満 4. 30 人以上 40 人未満			
	5. 40 人以上 50 人未満 6. 50 人以上			
滅菌体制	1. 診療室内に設置した滅菌器を使用			
(該当する番号に〇)	2. 複数の診療科で共有する中央滅菌部門において滅菌			
	3. 外部の業者において滅菌(業者名:)			
「1. 診療室内に設置した	-滅菌器を使用」に該当する場合は以下について記載			
滅菌の体制について	1. 1日1回 2. 1日2回			
(1日あたりの滅菌	3. 1日3回以上5回未満 4. 1日5回以上			
の実施回数)				

2 当該保険医療機関に設置されている歯科用ハンドピース・ユニットの保有状況

機器名	相	既 要
歯科用ハンドピース	保有数	
(歯科診療室用機器に限る)		
歯科用ユニット数	保有数	

※ 歯科用ハンドピースの保有数の欄には以下の一般的名称の機器の保有数の合計を記載すること。歯科用ガス圧式ハンドピース、歯科用電動式ハンドピース、ストレート・ギアードアングルハンドピース、歯科用空気駆動式ハンドピース

3 常勤歯科医師の院内感染防止対策に関する研修の受講歴等(4年以内の受講について記入すること)

受講者名	研修名	受講年月日	当該研修会の主催者
(常勤歯科医師名)	(テーマ)		

4 当該保険医療機関における院内研修の実施状況(該当する口に「✓」を記入)

□ 受請	□ 受講すべき職員がいない (雇用している職員がいない場合を含む)								
□ 職員に対する院内研修を実施した(実施内容等を下表に記入。複数選択可。)									
方法	口院内研修を実施	口防	完外研修を受講						
内容	□標準予防策	□環境整備	□医療機器の洗浄・消毒・滅菌						
	口手指衛生	□職業感染防止	□感染性廃棄物の処理						
	口その他()						

歯科外来診療環境体制加算 1 歯科外来診療環境体制加算 2

の施設基準に係る届出書添付書類

1届出を行う施設基準(該当するものに○を付け	、該当する受理番号を記載すること
------------------------	------------------

歯科外来診療環境体制加算1 (2から5まで	での項目について記載)
歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準	受理番号: <u>(歯初診)</u>
歯科外来診療環境体制加算2(全ての項目を	を記載)
地域歯科診療支援病院歯科初診料	受理番号: <u>(病初診)</u>

2 常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等

受講者名	講習名(テーマ)	受講年月日	当該講習会の主催者
(常勤歯科医師名)			

[※] 研修の受講を確認できる文書を添付すること。

3歯科医師、歯科衛生士の氏名等(常勤又は非常勤を○で囲むこと)

	歯科医師氏名	(常勤・非常勤)	歯科衛生士氏名	(常勤・非常勤)
1.		(常勤・非常勤)	1.	(常勤・非常勤)
2.		(常勤・非常勤)	2.	(常勤・非常勤)
3.		(常勤・非常勤)	3.	(常勤・非常勤)

4 当該保険医療機関に常時設置されている装置・器具の名称

	·	
一般名称	装置・器具等の製品名	台数(セット数)
自動体外式除細動器(AED)		
経皮的酸素飽和度測定器		
(パルスオキシメーター)		
酸素		
血圧計		
救急蘇生キット		
歯科用吸引装置		
その他		

5 緊急時の連携保険医療機関

医療機関の名称	
所 在 地	
緊急時の連絡方法等	

[※] それぞれの施設基準を同時に届出する場合は、受理番号欄は「届出中」と記載すること。

6	医療事故、インシデント等	を報告・分析し、その改善策を実施する体制	
	安全管理の体制確保のたる	めの委員会の開催状況	
	委員会の開催回数		回/月
	委員会の構成メンバー		
	安全管理の体制確保のたる	めの職員研修の開催状況 年	
	研修の主な内容等		

		1		2 3	4		5 6		7	8	9	10	1	1 1	12	13	3 1	14	15	10	6 1	7 18	3	19	20	21	2	2 23	24	2	!5	26	27	28	3 2	29	30		31
病棟名		深夜 準夜	深夜	準夜 深夜 準	夜 深夜 準	夜 深夜	準夜 深夜 準	夜深	夜 準夜	深夜	準夜 深夜 準夜	深夜 準視	深夜	準夜 深夜	準夜	深夜	準夜 深夜	準夜	深夜 準夜	深夜	準夜 深夜	準夜 深夜	準夜	深夜 準夜 深	夜 準夜	深夜 準夜	深夜	準夜 深夜 準夜	深夜 準夜	深夜	準夜 深	夜 準夜	深夜 準夜	深夜	準夜 深夜	準夜	深夜	準夜 深夜	準夜
()	患者数																																						
病棟	看護職員数																																						
()	患者数																																						
病棟	看護職員数																																						
()	患者数																																						
病棟	看護職員数																																						
()	患者数																																						
病棟	看護職員数																																						
()	患者数																																						
病棟	看護職員数																																						
	①患者数																																						
合計	②看護職員数																																						
	1/2																																						

- 1 「準夜」は16時から24時まで、「深夜」は0時から8時までを示すこととし、月の初日の0時から末日の24時までの夜勤配置が確認できるように作成すること。
- 2 患者数については、各勤務帯の最大の患者数を記載すること。
- 3 看護職員については、各勤務帯の勤務者数を記載し、遅刻・早退・他部署勤務があった場合は、当該病棟に勤務しなかった時間を別紙等でわかるように添付すること。
- 4 各病棟の記載欄は、病棟数に応じて適宜追加すること。
- 5「①/②」については、小数点以下を切り上げること。
- 6 2交替、3交替以外の交替勤務を行っている場合は、各勤務帯の従事者と看護職員数がわかるように様式を変更すること。
- 7 勤務帯ごとの患者数と看護職員数がわかる様式を別に作成している場合は、この様式に替えて提出しても差し支えないこと。
- 8 療養病棟入院基本料の注12に掲げる「夜間看護加算」の届出を行う場合には、「看護職員」を「看護要員」と読み替え、看護補助者を含む配置数を記載すること。

様式 13

総合入院体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 届 出	・総合入院体制加算 1
※該当するものに〇で	・総合入院体制加算 2
囲むこと。	・総合入院体制加算3
2 標榜し入院医療を 提供している診療科	該当するものに〇で囲むこと。 1 内科 2 精神科 3 小児科 4 外科 5 整形外科 6 脳神経外科 7 産科又は産婦人科
	次のいずれかに〇をつけ、医師名等を記入すること。
	1 当該保険医療機関の担当精神科医師名:
	2 連携保険医療機関の名称及び担当精神科医師名
	• 名称
3 精神科医師が24	• 担当精神科医師名
時間対応できる体制	3 医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床数
	()床
※3及び4について	4 次の届出している入院料に〇をつけ、届出時点の該当病
は総合入院体制加算	棟に入院している人数を記入すること。
1の届出の場合、5	┃ ┃ ・精神病棟入院基本料 ()人
及び6については総	・精神科救急入院料・・精神科救急入院料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
合入院体制加算2又	・精神科急性期治療病棟入院料 ()人
は3の届出の場合に	・精神科救急・合併症入院料 ()人
記入すること。	・児童・思春期精神科入院医療管理料(())人
	• 地域移行機能強化病棟入院料 ()人
	5 次の届出している加算にOをつけること。
	・精神科リエゾンチーム加算
	・認知症ケア加算 1
	6 1年間の算定実績
	・精神疾患診療体制加算 2 ()件
	・入院精神療法(救急患者に対し入院3日以内に実施さ
	れたものに限る)()件
	・救急救命入院料の注2に規定する加算(救急患者に対
	し入院3日以内に実施されたものに限る)
	() 件

4 24時間の救急医療体制 ※ 総合入院体制加 第1の届出の場合、2又は3であること。	1 第2次救急医療機関 2 救命救急センター 3 高度救命救急センター 4 総合周産期母子医療センター 5 その他()
	1 初診に係る選定療養(実費を徴収していること)の有無 (有 無)
	2 診療情報提供料等を算定する割合 (②+③) /①×10
	()割
 5 外来縮小体制	① 総退院患者数
	()件
	② 診療情報提供料(I)の注「8」の加算を算定する退
	院患者数 ()件
	③ 転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数
	()件
6 医療従事者の負担	様式13の2に記載すること。
の軽減及び処遇の改	※ 直近7月に届け出た内容と変更がないため届出を省略する
善に資する体制	場合「✔」を記入
7 全身麻酔による手	
術件数	件
8 地域連携室の設置	(有無)
9 24時間の画像及 び検査体制	(有無)
10 薬剤師の当直体制	
を含めた 24 時間の調	(有無)
新体制 ————————————————————————————————————	
	該当するものに〇で囲むこと。
11 禁煙の取扱	1. 敷地内禁煙
※総合入院体制加算 1	
の届出の場合に記入す	2. 敷地内禁煙を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場
ること。	所に掲示していること。
	 3. 敷地内に喫煙所を設けている場合は、以下の病棟があれば、

	その入院料を〇で囲むこと。 緩和ケア病棟入院料、精神病棟入院基本料、精神科救急入院料、特定機能病院入院基本料(精神病棟に限る。)、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、精神療養病棟入院料、地域移行機能強化病棟入院料 4 3に該当した場合、受動喫煙防止措置をとっている。 具体的な受動喫煙防止措置
	()
12 手術等の件数	ア 人工心肺を用いた手術 () 件 イ 悪性腫瘍手術 () 件 ウ 腹腔鏡手術 () 件 エ 放射線治療(体外照射法) () 件
	オ 化学療法()件カ 分娩()件アから力のうち基準を満たす要件の数()
13 外部評価について ※総合入院体制加算 1 及び 2 の届出の場合 に記入すること。	該当するものに〇で囲むこと。 ・日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価 ・上記に準じる評価()
14 救急用の自動車等 による搬送実績 ※総合入院体制加算2 の届出の場合に記入 すること。	1年間の救急用の自動車等による搬送件数 ()件
15 その他	療養病棟入院基本料の届出 (有 無) 地域包括ケア病棟入院料の届出 (有 無) (地域包括ケア入院医療管理料を含む) 同一建物内における特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、 介護医療院又は介護療養型医療施設の設置 (有 無)

〔記載上の注意〕

- 1 「3」の1および2については、総合入院体制加算2及び3の届出において、「2」 の「2 精神科」に該当しない場合に記載すること。
- 2 「4」の5を記入した場合には、24 時間の救急体制を確保していることを証明する 書類を添付すること。
- 3 様式 13 の 2 を添付すること。

医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (新規・7月報告)

1 医師の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況 (新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の口に「✓」を記入のこと。)

新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日		届出年月日		新規 届出	既 届出	項目名	届出年	月日	
		医師事務作業補助体制加算1 (対1補助体制加算)	年	月	П			医師事務作業補助体制加算2 (対1補助体制加算)	年	月	日	
		処置の休日加算1、時間外加算 1、深夜加算1	年	月	田			手術の休日加算1、時間外加算 1、深夜加算1	年	月	日	

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項

年 月 日時点の医師の負担の軽減に対する体制の状況 (1) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 ア 医師の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者 氏名: 職種: イ 医師の勤務状況の把握等
イ 医師の勤務状況の地場等
(ア) 勤務時間の具体的な把握方法 ロタイムカード、ICカード
□ 出席簿又は管理簿等の用紙による記録(上司等による客観的な確認あり
□ 出席簿又は管理簿等の用紙による記録(自己申告)
□ その他
(具体的に:
(イ) 勤務時間以外についての勤務状況の把握内容口 年次有給休暇取得率
□ 育児休業・介護休業の取得率
□ その他
(具体的に:)
(ウ) 勤務時間 平均週 時間 (うち、時間外・休日 時間)
(エ) 当直回数 平均月当たり当直回数 回
(オ) その他 □ 業務の量や内容を把握した上で、特定の個人に業務負担が集中しないよう配慮した勤務体系の策
□ 上記の勤務体系の職員への周知
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議開催頻度: <u>回/年(うち、管理者が出席した回数</u>
参加人数: 平均
参加職種() かままで
エ 医師の負担の狂滅及び処理の以告に負する計画 □ 計画 東足 □ 職員に対する計画の周知
オ 医師の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開 □ 医療機関内に掲示する等の方法で公開
(具体的な公開方法)
10 A
) 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容 ア 必ず計画に含むもの
□ 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担
□ 初診時の予診の実施 □ 静脈採血等の実施
□ 入院の説明の実施 □ 検査手順の説明の実施
□ 服薬指導 □ その他
イ ①~⑥のうち少なくとも2項目以上を含んでいること。ただし、処置又は手術の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1の届出に当
たっては、必ず③を計画に含み、かつ、①②及び④~⑥のうち少なくとも2項目以上を含んでいること。
□ ① 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
□ ② 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間インターバル)
□ ③ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
※ 処置又は手術の休日加算1、時間外加算1、深夜加算1の届出に当たっては、必ず本項目を計画に含むこと。
□ ④ 当直翌日の業務内容に対する配慮
□ ⑤ 交替勤務制・複数主治医制の実施 □ ⑥ 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

〔記載上の注意〕

- 1 医師の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。 2 2(1)イ(ウ)勤務時間及び(エ)当直回数の算出に当たっては、常勤の医師及び週24時間以上勤務する非常勤の医師を対象とすること。 3 各加算の変更の届出にあたり、直近7月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略すことができる。 4 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。

様式 15

超急性期脳卒中加算の施設基準に係る届出書添付書類

専ら脳卒中の診断及び治療	医	師	氏	名	脳卒中の診断及び治療の経験年数
を担当する常勤医師に係る					
事項					年
脳卒中治療を行うにふさわし	い専用(の治療	寮室に	に常設さ	れている装置・器具の名
称・台数等					
救急蘇生装置					台
除細動器					台
心電計					台
呼吸循環監視装置					台
検査を常時行える体制(口に	こは適合す	するナ	易合	「丿」を	記入すること。)
CT撮影]
MRI撮影]
一般血液検査及び				Г	7
凝固学的検査					
心電図検査]

[記載上の注意]

日本脳卒中学会等が行う、脳梗塞 t - P A 適正使用に係る講習会等の受講が確認できる文書を添付すること。

医師事務作業補助体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

	医師事務作業補助体制加算 1		医師事務作業補助体制加算 2
--	----------------	--	----------------

(該当区分に〇をつけること。)

1 医師事務作業補助体制加算の届出区分 (該当区分に数値を記入すること。)

イ:当該加算の届出を行う病床数		口:配置基準	ハ:医師事務作	
1 . ヨ該加昇の油山で1〕7柄体数			業補助者の数	
① 以下の②及び③以外の病床				
	床	対 1	名	
② 特定機能病院入院基本料算定病床	床	対 1	名	
(加算1に限る)				
③ 50対1、75対1又は100対1に限	床	対 1	名	
り算定できる病床				

[※] 配置基準は 15 対 1 · 20 対 1 · 25 対 1 · 30 対 1 · 40 対 1 · 50 対 1 · 75 対 1 · 100 対 1 の うち 該当するものを記入(③は 50 対 1 · 75 対 1 · 100 対 1 に限る。) すること。

- ※ ハで記載した値が、イ/(ロで記載した値)で小数点第一位を四捨五入した値以上であること。
- ※ 医師事務作業補助者の数は1名以上であること。
- 2 医師事務作業補助者の配置責任者

医師事務作業補助者の配置責任者の氏名	
--------------------	--

3 医師事務作業補助者を配置するにあたっての研修計画

最低6ヶ月間の研修計画を作成している	はい・ いいえ
上記研修期間内に32時間の研修を行う計画がある	はい ・ いいえ

- 4 院内規定の整備について(満たしているものに○をつける)
 - ① 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的計画を策定し、職員等に周知 徹底している。
 - ② 計画に基づき、医師事務作業補助者を配置している。
 - ③ 医師事務作業補助者の業務範囲について、関係法令に基づき規程を定めており、個別の業務内容を文書で整備している。
 - ④ 診療記録の記載について、関係法令に基づき規程を文書で整備している。
 - ⑤ 個人情報保護について、関係法令に基づき規程を文書で整備している。

⑥ 医療機関内に電子カルテシステム又はオーダリングシステムを導入しており、そのシステム上において、7の③に規定する業務を医師事務作業補助者に行わせることとしている場合は、以下の体制を整備している(次の事項を満たしている場合に□に ✓をつけること。)。

電子カルテシステム(オーダリングシステムを含む。)について、関係法令に基づき規程を文書で整備している。

- □ 電子カルテシステム(オーダリングシステムを含む。)
- □ 電子カルテシステムのみ
- □ オーダリングシステムのみ

5 医療実績等に関する事項

①第三次救急医療機関		
②総合周産期母子医療センターを有する医療機関		
③小児救急医療拠点病院		
④年間の緊急入院患者数が800名以上の実績を有する医療機関	年間	名
⑤災害拠点病院		
⑥へき地医療拠点病院		
⑦地域医療支援病院		
⑧「基本診療料の施設基準等」別表第6の2に掲げる地域に所在	する医療機関	
⑨年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する医療機関	年間	名
⑩年間の全身麻酔による手術件数が 800 件以上の実績を有す る医療機関	年間	件
①年間の緊急入院患者数が 100 名以上の実績を有する医療機関	年間	名
⑩年間の緊急入院患者数が50名以上の実績を有する医療機関	年間	名

(年間の緊急入院患者数又は年間の全身麻酔による手術件数の算出期間:

年 月 日~ 年 月 日)

- 1 届出区分に応じて必要な箇所を記載すること。
- 2 様式 18 の 2 「医師事務作業補助者の名簿」を添付すること。
- 3 「3」については、医師事務作業補助員の研修計画の概要について分かる資料を添付すること。
- 4 「4」の①については、様式 13 の 4 「医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」及び医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の写しを添付すること。ただし、加算の変更の届出にあたり、 直近7月に届け出た内容と変更がない場合は、様式 13 の 4 の添付を略すことができる。
- 5 「4」の②から⑤については、計画書及び規程文書の写しを添付すること。

- 6 「4」の⑥については、規程文書の写しを添付し、併せて、医療機関内における電子カルテシステム(オーダリングシステムを含む。)における「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に規定する真正性、見読性、保存性の確保に係る取組が分かる資料及び各入力項目についての入力権限、許可権限が分かる一覧表を添付すること。
- 7 15 対 1 補助体制加算を届け出る場合には「5」の①~④のいずれかを満たすこと。20 対 1、25 対 1、30 対 1 又は 40 対 1 補助体制加算を届け出る場合には①~⑩のいずれかを満たすこと。50 対 1 補助体制加算を届け出る場合には①~⑪のいずれかを満たすこと。75 対 1 又は 100 対 1 補助体制加算を届け出る場合には①~⑫のいずれかを満たすこと。
- 8 年間の緊急入院患者数、年間の全身麻酔による手術件数については、直近1年間の実績を記載すること。
- 9 「5」の①~③、⑤~⑦に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたことの分かる資料を添付すること。

様式 25

診療所療養病床療養環境加算・診療所療養病床療養環境改善加算 の施設基準に係る届出書添付書類

1 従事者の概要

医師の数	(1) 現員数 名 (2) 医療法における標準の医師の数 名
看 護 師 及 び 准看護師の数	(1) 現員数 (2) 医療法における標準の看護師及び准看護師の数 <u>名</u>
看護補助者の数	(1) 現員数 名 (2) 医療法における標準の看護補助者の数 名

[記載上の注意]

- 1 医師、看護師・准看護師及び看護補助者の現員数は届出時の数を記入すること。
- 2 当該届出に係る病床の平面図(面積等がわかるもの。)を添付すること。

2 届出に係る病床の概要

届出を行う加算	診療所療養病床療養環境加算 診療所療養病床療養環境改善加算 (該当するものを〇で囲むこと)
病床の状況	届出に係る病床 床(全病床 床) 特別の療養環境の 個 室 室 2人室 室 提供に関する病室 3人室 室 4人室 室
病床部分に係る 病 棟 面 積	平方メートル (うち患者1人当たり 平方メートル)
廊下幅	片側室部分 メートル 両側室部分 メートル
食堂	平方メートル
談 話 室	有・無 (と共用)
浴室	有 · 無

3 届出に係る機能訓練室、作業療法室又は生活機能回復訓練室(以下「機能 訓練室等」という。)の概要

機能訓練室等の床面積	平方メートル
機能訓練室等に具備されている器具・器械	

- 届出に係る基準ごとに、該当する項目のみ記入すること。 面積及び廊下幅については、小数点第 1 位まで記入すること。
- 3 病床部分に係る面積の患者 1 人当たり面積については、最小となる病室 について、廊下幅については、最も狭い部分について記載すること。

緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 緩和ケアに係るチーム(□には、適合する場合「レ」を記入すること)

区	分	氏	名	経験 年数	勤務 時間	常勤• 非常勤	専従・ 専任	研修受講	兼務
	身体症状の緩 当する医師					□常勤 □常勤換算 □非常勤	□専従	□緩和ケア研修会等 □基本的心不全緩和ケア トレーニングコース	□緩和ケア病棟
	精神症状の緩 当する医師					□常勤 □常勤換算 □非常勤	□専従□専任	□緩和ケア研修会等 □基本的心不全緩和ケア トレーニングコース	□緩和ケア病棟
	緩和ケアの経 する看護師					□常勤 □非常勤	□専従		□外来緩和ケア
	緩和ケアの経 する薬剤師					□常勤 □非常勤	□専従		□外来緩和ケア
2 1	定状緩和に	係るカン	ノファ	レンス			注2に	規定する点数を算	定する場合
開	催頻度			棒	成	メンバ	— (E	氏名・職種)	
	回/遁]							
3 点	患者に対す	る情報技	是供						

- 4 外部評価について(該当するものに〇を付ける。)
- ア 医療機能評価機構等が行う医療機能評価
- イ がん診療の拠点となる病院

ウ ア、イに準じる病院

- 1 「1」のア、イ、オ及びカについては、緩和ケアに関する研修を、ウ及びキについては、緩和ケア病棟等における研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。なお、緩和ケアに関する研修とは、緩和ケア研修会等又は基本的心不全緩和ケアトレーニングコースをいう。
- 2 「1」は、ア〜エのうちいずれか1人は専従であること。ただし、当該緩和ケアチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。
- 3 「3」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。
- 4 緩和ケアチームが当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる文書を添付すること。
- 5 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていることが確認できる文書を添付すること。
- 6 「1」の医師、看護師及び薬剤師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く勤務時間)を記載すること。なお、「1」のア、イ、オ及びカの医師は、基本的には緩和ケア病棟入院料を算定する病棟内で緩和ケアを担当する医師とは兼任できないことから、当該担当する医師である場合は届出不可なこと。また、外来緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームと兼任する場合は、その旨がわかるように兼務欄に記載すること。
- 7 注2に規定する点数は、別紙2に掲げる地域に所在する保険医療機関(特定機能病院、許可病床数が400 床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く)の一般病棟において、算定可能である。
- 8 注2に規定する点数を算定する場合は、「1」のオからクについて、「専従・専任」を記載しなくても差し支えない。

様式 35 の 6

抗菌薬適正使用支援加算に係る報告書(7月報告)

集計期間: 年月日~ 年月日(1年間)

1. 抗菌薬適正使用に係る実績等

① 抗MRSA薬及び抗緑膿菌作用のある抗菌薬を含めた広域抗菌	
薬等の特定の抗菌薬を使用する患者、菌血症等の特定の感染症兆	
候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者集団などに対する感	人
染症治療の早期モニタリングにおいて、主治医へのフィードバッ	
クを行った患者数	
② ①のうち、主治医から事前に抗菌薬適正使用に係る相談を受け	1
てフィードバックを行った患者数	۸
③ ①のうち、主治医から事前に抗菌薬適正使用に係る相談がなく、	
特定の抗菌薬の使用や菌血症等の感染症兆候のモニタリングに基	人
づいてフィードバックを行った患者数	
④ ①のうち、主治医へのフィードバックの結果、抗菌薬の変更又	ı
は使用期間の短縮等の適正使用に繋がった患者数	<u> </u>

2. 外来における経口抗菌薬の処方状況等

① 外来における急性気道感染症(感冒、急性鼻副鼻腔炎、急性咽	
頭炎、急性気管支炎)の患者数	
② 外来における急性下痢症の患者数	人

③ 抗菌薬の処方状況

	2の①に該当する患者	2の②に該当する患者
セファロスポリン系の経口	1	
抗菌薬が処方された患者数	Λ	A
キノロン系の経口抗菌薬が		
処方された患者数	^	人
マクロライド系の経口抗菌		
薬が処方された患者数		A
上記以外の種類の経口抗菌	1	
薬が処方された患者数	Λ	A

[記入上の注意]

1 「2」については、それぞれ急性気道感染症又は急性下痢症と同義語の傷病名を含む 患者数及び抗菌薬の処方状況を記載する。

ハイリスク妊娠管理加算 ハイリスク分娩管理加算

の施設基準に係る届出書添付書類

1	標榜診療科	
2	年間分娩件数	
	年間分娩件数	件

[記載上の注意]

年間分娩件数は、前年1年間(1月~12月)に行われた分娩件数であり、院内に掲示した分娩件数と同じ数字を用いること。

3 専ら産婦人科又は産科に従事する医師

	常勤換算	氏名	診療科	勤務時間	勤務形態
1				時間	常勤・非常勤
2				時間	常勤・非常勤
3				時間	常勤・非常勤
4				時間	常勤・非常勤
5				時間	常勤・非常勤

- ※ ハイリスク妊娠管理加算では、専ら産婦人科又は産科に従事する1名以上の医師を記載 すること。
- ※ ハイリスク分娩管理加算では、専ら産婦人科又は産科に従事する3名以上の常勤の医師を記載すること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専ら産婦人科又は産科に従事する非常勤医師を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- ※ 勤務時間には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間) を記入すること。

4 常勤の助産師

	氏	名	勤務時間		氏	名	勤務時間
1			時間	6			時間
2			時間	7			時間
3			時間	8			時間
4			時間	9			時間
5			時間	10			時間

- ※ 勤務時間には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間) を記入すること。
- 5 公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一 の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨の文書(産科医療補償責任保険加 入者証の写し等)を添付すること。
- ※ ハイリスク妊娠管理加算の施設基準に係る届出のみを行う場合には、1及び3のみを記載し、 5の書類を添付すること。

入退院支援加算1、2及び3の施設基準に係る届出書添付書類

※届出に係る入退院支援加算の区分(該当する区分に〇を付すこと)

入退院支援及び地域連携業務を

入退院支援加算 1
入退院支援加算 2
入退院支援加算3
地域連携診療計画加算
入退院支援加算(注5の届出医療機関)
入院時支援加算
総合機能評価加算

※該当する届出事項を〇で囲むこと

入退院支援及び地 担う部門(入退院支援部 したである。		有無		(有	· 無)				
1 入退院支援部門に配置	されている職員	Į	(該当	するロロ	こ「 〆 」を記入すること	<u>Ł</u> 。)			
	氏:	各	専従	・専任	常勤・非常勤	職種	経験年数	研修 (加算3のみ)	入院前支援 を行う担当
					□常勤 □非常勤 (時間)		年		
					□常勤 □非常勤 (時間)		年		
					□常勤 □非常勤 (時間)		年		
入退院支援に関する 経験を有する者					□常勤 □非常勤 (時間)		年		
					□常勤 □非常勤(時間)		年		
					□常勤 □非常勤 (時間)		年		
					□常勤 □非常勤 (時間)		年		
2 退院支援に係る実績等									
転院又は退院体制等についな「✔」を記入すること)		協議を行	うってい	いる連携	機関の数が20以上(該:	当する場合に			
連携機関の職員と年3回以 を記入すること)	J上の頻度で面:	会し、情	報の共	有等を行	fっている (該当する場	合には「✔」			
介護支援専門員及び相談	支援専門員との	連携							
① 過去1年間の介護3	支援等連携指 導料	の算定回]数					() 🗇	
② 過去1年間の相談3 対する支援に限る。		携回数((区分番	号「A307	」小児入院医療管理料を	算定する患者に	() 🗈		
③ ①、②の合計	③ ①、②の合計						() 🛽		
病棟数						病床数	基	 準	
④ 「イ 一般病棟入院基本料等の場合」を算定する病棟数・病床数(介護支援等連携指導料を算定できるものに限る。)					病床数×0.15 ()				
「ロ 療養病棟入院基本料等の場合」を算定する病棟数・病床数(介護支援連携等指 ⑤ 導料を算定できるものに限る。)							病床数		
⑥ 「イ 一般病棟入院表 ⑥ 小児入院医療管理料を	⑥ 「イ 一般病棟入院基本料等の場合」を算定する病棟数・病床数(区分番号「A307」 ⑥ 小児入院医療管理料を算定する病床に限る。)							病床数	×0.05

※③が⑦を上回ること。

⑦ ④から⑥の「基準」の合計

3 各病棟に配置されている職員

3 谷州保に印直されてい	病棟名	病床数	当該病棟で算定している入院料	氏 名	職和	锺
ᄀᆞᄝᅇᆣᅷᅜᄑᅺᇬᅹᆉᅕᄨ						
入退院支援及び地域連携 業務に専従に従事する者						
						_
						_

4. 地域連携に係る体制

	直近の協議日	連携機関名
直近に連携機関と行った転院又は退院体制等に関する協議	月日	

5. 総合機能評価に係る職員(□には該当する場合「✔」を記入すること。)

	氏名	職種	総合的な機能評価の経験年数	研修受講
			年	
			年	
常勤の医師 又は歯科医師			年	
			年	
			年	

〔記載上の注意〕

- 1 部門の設置が有る場合には、それを確認できる文書を添付すること。 2 入退院支援加算1の届出の場合は「1」から「3」を、入退院支援加算2又は3の届出の場合は「1」を記載すること。入院時 支援加算の届出の場合は「4」も、総合機能評価加算の届出の場合は「5」も記載すること。 3 「1」について、非常勤職員を組み合わせて配置している場合は、「非常勤」に「✔」を記入し、()に週当たりの勤務時
- 間を記入すること。
- 入退院支援加算3の届出について、「1」に「入退院支援及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有し、小児患者の 在宅移行に係る適切な研修を修了した専任の看護師」を配置する場合は、「1」の「研修」に「ノ」を記入し、当該研修を修了し

- 総合機能評価加算の届出について、「5」に総合的な機能評価に係る適切な研修を修了した医師若しくは歯科医師を記入する場合は、当該研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。

- ※ 本様式は保険医療機関が届出に当たり確認に用いるための参考様式であって、届出書に添付する必要はない。
- 1 「区分」欄ごとに、「今回届出」欄、「既届出」欄又は「算定しない」欄のいずれかにチェックする。
- 2 「今回届出」欄にチェックをした場合は、「様式」欄に示す様式を添付する。
- 3 「既届出」欄にチェックをした場合は、届出年月を記載する。
- 4 届出保険医療機関において「区分」欄に掲げる診療報酬を算定しない場合は、「算定しない」欄をチェックする。

施設基準通知	名称	今回 届出	既届出			算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))
1の2	ウイルス疾患指導料			年	月		1, 4
1の6	外来栄養食事指導料 (注2)			年	月		1の2
1の7	遠隔モニタリング加算(ペースメーカー指導管理料)			年	月		103
3	喘息治療管理料			年	月		3
4	糖尿病合併症管理料			年	用		別添2の2
4の2	がん性疼痛緩和指導管理料			年	月		別添2の2
4の 3	がん患者指導管理料			年	月		5 の 3
4の4	外来緩和ケア管理料			年	月		5 の 4
4の5	移植後患者指導管理料			年	月		5 0 5
4の6	糖尿病透析予防指導管理料			年	月		5 0 6, 5 0 8
4თ7	小児運動器疾患指導管理料			年	月		別添2の2
4の8	乳腺炎重症化予防ケア・指導料			年	月		別添2の2
4の9	婦人科特定疾患治療管理料			年	月		5の10
4の10	腎代替療法指導管理料			年	月		別添2の2
5	小児科外来診療料			年	月		別添2の2
6	地域連携小児夜間・休日診療料 1			年	月		7
6	地域連携小児夜間・休日診療料 2			年	月		7
6 ග 3	地域連携夜間・休日診療料			年	月		7თ2
6の4	院内トリアージ実施料			年	月		7თ3
6の5	救急搬送看護体制加算			年	月		7თ3
6の7	外来放射線照射診療料			年	月		7の6
6 ග 8	地域包括診療料 1			年	月		7の7
6の8	地域包括診療料 2			年	月		7の7
6თ8თ3	小児かかりつけ診療料			年	月		7თ8
7	ニコチン依存症管理料			年	月		8, 4
7თ2	療養・就労両立支援指導料			年	月		8 0 3
8	開放型病院共同指導料			年	月		9, 10
9	在宅療養支援診療所			年	月		11, 11の3, 11の4, 11の5
11	ハイリスク妊産婦共同管理料(I)			年	月		13
11の2	がん治療連携計画策定料			年	月		13の2, 13の3
11の2	がん治療連携指導料			年	月		13の2
11თ3თ3	<u>外来</u> 排尿自立指導料			年	月		13の4
11თ3თ4	ハイリスク妊産婦連携指導料			年	月		別添2の2
11の5	肝炎インターフェロン治療計画料			年	月		13の6
12	薬剤管理指導料			年	月		14, 4
12の1の2	地域連携診療計画加算			年	月		12, 12の2
12の1の2	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料			年	月		14の2
12の2	医療機器安全管理料 1			年	月		15
12の2	医療機器安全管理料 2			年	月		15
12の2	医療機器安全管理料(歯科)			年	月		15
12の3	精神科退院時共同指導料			年	月		16

		今回	-	IP U		算定	様式(別添2
施設基 準通知	名 称	届出	F			しない	(又は別添2の2))
13	総合医療管理加算(歯科疾患管理料)			年	月		17
13	歯科治療時医療管理料			年	月		17
13の2	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所			年	月		17の2
14	在宅療養支援歯科診療所 1			年	月		18
14	在宅療養支援歯科診療所 2			年	月		18
14の2	在宅療養支援病院			年	月		11の2, 11の3, 11の4, 11の5
14の3	在宅総合医療管理加算(歯科疾患在宅療養管理料)			年	月		17
14の3	在宅患者歯科治療時医療管理料			年	月		17
15	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料			年	月		19
16	在宅がん医療総合診療料 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・			年	月		20
16の2	住も思有前向有護・指導科及び向一建物店住有前向有護・ 指導料の注 2			年	月		20の2の2
16の2	訪問看護・指導体制充実加算			年	月		20の3
16 の 3	在宅療養後方支援病院			年	月		20の4, 20の5
16の4	在宅患者訪問褥瘡管理指導料			年	月		20の7
16の5	在宅血液透析指導管理料			年	月		20の2
	遠隔モニタリング加算(在宅酸素療法指導管理料) 遠隔モニタリング加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理			年	月		20の3の2
16の7	返開モーダリング加昇(仕七付税			年	月		別添2の2
16の8	在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料			年	月		20の9
16の9	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料			年	月		20の10, 52
-	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料			年	月		20の11
	持続血糖測定器加算 			年	月		24の5
17	歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算			年	月		21
	歯科訪問診療料の注13に規定する基準			年	月		21の3の2
	在宅歯科医療推進加算 			年	月		21の4
-	遺伝学的検査			年 ·	月		23
	骨髄微小残存病変量測定			年	月		23の2
	BRCA1/2遺伝子検査			年 ·	月		23の3
	がんゲノムプロファイリング検査			年 ——	月		23の4
	角膜ジストロフィー遺伝子検査			年	月		23Ø5
	先天性代謝異常症検査 			年	月		23の6
	抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体 (抗体特異性同定検査) HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判			年	月		5თ5
18თ2	定)			年	月		22の2
	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出			年	月		22の3
	検体検査管理加算 (I)			年	月		22
	検体検査管理加算 (Ⅱ)			年 ·	月		22
20	検体検査管理加算(Ⅲ) 			年 ·	月		22
	検体検査管理加算(Ⅳ)			年	月		22
	国際標準検査管理加算			年	月		22
21	遺伝カウンセリング加算			年	月		23
	遺伝性腫瘍カウンセリング加算			年	月		23の4
22	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算			年	月		24
	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト			年	月		2406
	胎児心エコー法 - ヘッドマップニッル 計験			年 ———	月日		24Ø3, 52
22の5	ヘッドアップティルト試験			年	月		24の7
23	人工膵臓検査			年 ———	月日		2404, 4
23の2	皮下連続式グルコース測定			年	月		24の5

		△ □	1			<i>/</i>	1 * * /50** *
施設基準通知	名称	今回 届出	艮	无届出		算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))
24	長期継続頭蓋内脳波検査			年	月		25
24の2	長期脳波ビデオ同時記録検査 1			年	月		25 0 2, 52
25	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図			年	月		26
25の2	単維筋電図			年	月		27 0 4, 52
25の3	光トポグラフィー			年	月		26 0 2, 52
26	脳磁図			年	月		27
26の1の2	安全精度管理下で行うもの(終夜睡眠ポリグラフィー)			年	月		27の2の2, 52
26の1の3	脳波検査判断料 1			年	月		27の2
26の1の4	遠隔脳波診断			年	月		27の3
26の2	神経学的検査			年	月		28
27	補聴器適合検査			年	月		29
27の2	黄斑局所網膜電図及び全視野精密網膜電図			年	月		29の3
27の3	ロービジョン検査判断料			年	月		29の2
28	コンタクトレンズ検査料			年	月		30
29	小児食物アレルギー負荷検査			年	月		31
29の2	内服・点滴誘発試験			年	月		31の2
29の3	センチネルリンパ節生検(片側)			年	月		31 <i>0</i> 3, 52
29の4	C T 透視下気管支鏡検査加算			年	月		38
29の4の2	—————————————————————————————————————			年	月		38 0 4
29の5	有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査及び咬合圧検査			年	月		38の1の2
29の6	精密触覚機能検査			年	月		38の1の3
	睡眠時歯科筋電図検査			年	月		38の1の4
30	画像診断管理加算 1			年	月		32
30	画像診断管理加算 2			 年	月		32
30	画像診断管理加算3			年	月		32
31	歯科画像診断管理加算			 年	月		33
	遠隔画像診断			 年	月		34又は35
	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳房用ポジトロン断層撮影			年	月		36
34	CT撮影及びMRI撮影			年	月		37
	冠動脈CT撮影加算			 年	月		38
	血流予備量比コンピューター断層撮影			 年	月		37 の 2, 52
	外傷全身CT加算			 年	月		38
	<u> </u>			 年	月		38
	乳房MRI撮影加算			 年	月		38
	小児鎮静下MRI撮影加算			 年	月		38
	頭部MRI撮影加算			 年	月		38
	全身MRI撮影加算			 年	月		38
	五字(M)(1)			 年	月		38 <i>0</i> 2
-	外来後発医薬品使用体制加算			 年	月		38Ø3
	外来化学療法加算 1			 年	月		39
	外来化学療法加算 2			 年	月		39
	連携充実加算			 年	月		39 <i>0</i> 2
	無菌製剤処理料			 年	月		40, 4
	心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)			- + 年	月		41, 44 <i>0</i> 2
39	心大血管疾患リハビリテーション料(I)			- +- 年	月		41, 44 <i>0</i> 32
	脳血管疾患等リハビリテーション料(I)			+ 年			42, 44 <i>0</i>)2
	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)			+ 年	月		42, 44 <i>0</i>)2
40072	脳血管疾患等リハビリテーション科(エ) - 67 -		L	4	Н		44, 440)2

		今回				算定	 様式(別添 2
施設基 準通知	名称	届出	艮	居出		_{昇疋} しない	様式 (別添2 (又は別添2の2))
	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2
42	運動器リハビリテーション料(I)			年	月		42, 44 0 2
42の2	運動器リハビリテーション料(Ⅱ)			年	月		42, 44 0 2
43	運動器リハビリテーション料(皿)			年	月		42, 44 0 2
44	呼吸器リハビリテーション料(I)			年	月		42, 44 0 2
45	呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)			年	月		42, 44 0 2
45の2	摂食機能療法(摂食嚥下支援加算)			年	月		43の6の2, 44の2
46	難病患者リハビリテーション料			年	月		43, 44 0 2
47	障害児(者)リハビリテーション料			年	月		43, 44 0 2
47の2	がん患者リハビリテーション料			年	月		43の2, 44の2
47の3	認知症患者リハビリテーション料			年	月		43の3, 44の2
47თ3თ2	リンパ浮腫複合的治療料			年	月		4 3 <i>0</i> 7
47の4	集団コミュニケーション療法料			年	月		44, 44 0 2
47の5	歯科口腔リハビリテーション料 2			年	月		44の4
47の6	経頭蓋磁気刺激療法			年	月		44 Ø8
47の7	通院・在宅精神療法(児童思春期精神科専門管理加算)			年	月		44 <i>0</i> 5
47の7	通院・在宅精神療法(療養生活環境整備指導加算)			年	月		44の5の2
47の8	救急患者精神科継続支援料			年	月		44 <i>0</i> 6
48	認知療法・認知行動療法			年	月		440 3
48の1の2	依存症集団療法			年	月		440 7
48 の 2	精神科作業療法			年	月		45, 4
49	精神科ショート・ケア「大規模なもの」			年	月		46, 4
50	精神科ショート・ケア「小規模なもの」			年	月		46, 4
51	精神科デイ・ケア「大規模なもの」			年	月		46, 4
52	精神科デイ・ケア「小規模なもの」			年	月		46, 4
53	精神科ナイト・ケア			年	月		46, 4
54	精神科デイ・ナイト・ケア			年	月		46, 4
54 の 2	抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症 治療指導管理料に限る。)			年	月		46 の 3
55	重度認知症患者デイ・ケア料			年	月		47, 4
55 の 2	精神科在宅患者支援管理料1又は2			年	月		47 <i>0</i> 2
55の2	精神科在宅患者支援管理料3			年	月		別添2の2
56	医療保護入院等診療料			年	月		48
56 の 2	処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1			年	月		48の2, 48の2の2, 48の3, 48の4, 4 (基本別添7)13の4
56の2の2	静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)			年	月		48 <i>0</i> 5
56の2の3	多血小板血漿処置			年	月		48 <i>0</i> 7
56 の 3	硬膜外自家血注入			年	月		52, 48 0 6
57	エタノールの局所注入 (甲状腺に対するもの)			年	月		49
57	エタノールの局所注入 (副甲状腺に対するもの)			年	月		49 <i>0</i> 2
57の2	人工腎臓			年	月		87の4, 2の2, 49の3
57の2の2	下肢末梢動脈疾患指導管理加算			年	月		49の3の2
57の2の3	人工膵臓療法			年	月		4, 2404
57 の 3	磁気による膀胱等刺激法			年	月		49 <i>0</i> 4
57の4の2	心不全に対する遠赤外線温熱療法			年	月		49の4の2, 52
57の4の3	歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)			年	月		49の6, 4, 49の7
57の4の4	手術用顕微鏡加算			年	月		49の8
57の4の5	口腔粘膜処置			年	月		49 <i>の</i> 9
	- 68 -	i					

京芸型 名 称 扇出 25.00 又は別添2の2) 57.05 ○ A D / C A M / Z	京の			今回	l			算定	 様式(別添 2
57:07 1	57076 CAD/CAM短		名称		Ē	既届出			(又は別添2の2))
57077 有尿整面移理及び有床整面内面適合法の歯科技工加型	5707 有疾薬薬博物理及び有底薬菌内面適合法の適利技工加算	57の5	う蝕歯無痛的窩洞形成加算			年	月		50
5708 表情に疑い時代(センチネルリンハ節加奨を算定する	5708 世界帝性関係の解析 (センチネルリンパ部加算を算定する	57の6	CAD/CAM冠			年	月		50 の 2
19.000	1708 場合に限る。	57の7	有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算			年	月		50 の 3
5709 翻機被張器による再速手術(一連につき)(乳房(再建手	57090 1998 総数旅張部による再建手術(一達につき)(乳房(再建手 □ 年 月 □ 50の5の3、52 57090の					年	月		50 の 4, 52
5709902 歴世青月健加等	15.009 (報) の場合に限る。)	57の8の2	皮膚移植術(死体)			年	月		87 0 6, 52
570903	5709103 会秘組術(歌音経相を含む。)(同種音移植(非生体)					年	月		50の5
5009300	570010	57の9の2	処理骨再建加算			年	月		50の5の3, 52
57011 後級初帯骨化症手柄(前方進入によるもの)	57011 後継初帯骨化症手術(前方進入によるもの)	57の9の3				年	月		50の5の2
1	57/0712 椎間板内酵素注入療法	57の10	骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)			年	月		50 の 6, 52
58 腰傷脊椎骨全換術	58 腰傷脊椎骨全横称	57の11	後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)			年	月		52, 87 თ 7
58の2 脳腫瘍覚醒下マッピング加算	58の2 図匯福党館下マッピング加算	57の12	椎間板内酵素注入療法			年	月		50 の 7
58の3	58の3	58	腫瘍脊椎骨全摘術			年	月		51, 52
59	59 頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。)	58 の 2	脳腫瘍覚醒下マッピング加算			年	月		51 <i>0</i> 2, 52
60 超刺激装置植込術(顕蓋内電極植込術を含む。) 及び脳刺激装置を換析、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換	60	58 の 3	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算			年	月		51 の 3
60 数装置交換術、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換	60の2 一日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本					年	用		52, 54
600202 極による場合)に限る。) 日本 月	600202 仙骨神経刺激装置補込術及び仙骨神経刺激装置交換術	60	激装置交換術、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換			年	月		25
60の3 治療的角膜切除術(エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。))	60の3 治療的角膜切除術 (エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー叉は帯状角膜変性に係るものに限る。) □ 年月 □ 52.54の2 54の2の2 54004 24 25 25 25 25 25 25 2					年	月		25 の 3
0003 ストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。))	0003302 内皮移植加算	60の2の2	仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術			年	月		53
60の4 羊腹移植術	60の4 羊膜移植術					年	月		52, 54 0 2
60の5 緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレート	60の5 緑内障手術(緑内障治療用インブラント挿入術(ブレート	60の3の2	内皮移植加算			年	月		54の2の2
60の6 緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)	60006 緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)	60の4	羊膜移植術			年	月		52, 5 4の 3
60の7 網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるも	60の7 700 7					年	月		52, 54 0 4
60の7 の)	60の8 網膜再建術					年	月		52, 5 4の 8
61 人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植 □ □ 年 月 □ 52,55 61の2 内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)□ □ 年 月 □ 52,54の7 61の2の2 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)□ □ 年 月 □ 52,56の7 61の2の3 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術 □ □ 年 月 □ 52,56の7 61の2の4 喉頭形成手術(甲状軟骨固定用器具を用いたもの)□ □ 年 月 □ 52,87の5 1002の4 喉頭形成手術(甲状軟骨固定用器具を用いたもの)□ □ 年 月 □ 52,87の5 1002の4 保頭形成所(甲状軟骨固定用器具を用いたもの)□ □ 年 月 □ 52,87の5 1002の4 保頭形成所(甲状軟骨固定用器具を用いたもの)□ □ 年 月 □ 52,87の5 1002の4 保頭形成所(胃移動を付きり場合に限る。)、下顎骨形成術(骨移動を付きり場合に限る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限 □ □ 年 月 □ 52,56 1004の3 顎関節人工関節全置換術(歯科診療に係るものに限る。)□ □ 年 月 □ 56の8 1004の3 顎関節人工関節全置換術(歯科診療に係るものに限る。)□ □ 年 月 □ 56の8 1004の4 甲状腺全摘(亜全摘)術(商薬)、内視鏡下パセドウ □ □ 年 月 □ 52,56の4 1004の5 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術 □ □ 年 月 □ 52,56の4 1004の6 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの)□ □ 年 月 □ 38 11原悪性腫瘍手術(乳がんセンチネルリンパ節加算1又は	61 人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植 □ □ 年 月 □ 52.55	60の7	l			年	月		52, 54の5
61の2 内視鏡下鼻・副鼻腔手術 V型(拡大副鼻腔手術)	61の2 内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型 (拡大副鼻腔手術)	60 ග 8	網膜再建術			年	月		52, 54の6
61の2の2 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。) □ 年 月 □ 52,56の7 61の2の3 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術 □ 年 月 □ 52,56の7 61の2の4 喉頭形成手術(甲状軟骨固定用器具を用いたもの) □ 年 月 □ 52,87の5 1 つ 3 保頭甲ルルが町(月が到では下ノ物ロに吸る。)(圏付おが取り かの診療に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を 伴う場合に限る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限 □ 年 月 □ 52,56 61の4の2 顎関節人工関節全置換術(歯科診療以外の診療に係るものに限 □ 年 月 □ 56の8 61の4の3 顎関節人工関節全置換術(歯科診療に係るものに限る。) □ 年 月 □ 56の8 61の4の3 顎関節人工関節全置換術(歯科診療に係るものに限る。) □ 年 月 □ 56の8 61の4の4 甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下がセドウ 甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上 皮小体)腺腫過形成手術 □ □ 年 月 □ 52,56の4 61の4の5 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術 □ □ 年 月 □ 52,56の4 61の406 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの) □ 年 月 □ 38	61の2の2 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)	61				年	月		52, 55
61の2の3 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術 □ □ 年 月 □ 52,56の7 61の2の4 喉頭形成手術(甲状軟骨固定用器具を用いたもの) □ 年 月 □ 52,87の5 61の3の診療に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を 伴う場合に限る。)、下顎骨形成術(骨移動を 伴う場合に限る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限 □ 年 月 □ 52,56 61の4の2 間節人工関節全置換術(歯科診療以外の診療に係るもの □ 年 月 □ 56の8 61の4の3 顎関節人工関節全置換術(歯科診療に係るものに限る。) □ 年 月 □ 56の8 61の4の3 顎関節人工関節全置換術(歯科診療に係るものに限る。) □ 年 月 □ 56の8 61の4の4 甲状腺全治療(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下パセドウ □ 年 月 □ 52,56の4 61の4の5 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術 □ □ 年 月 □ 52,56の4 61の4の6 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの) □ 年 月 □ 38	61の2の3 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	61の2	内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)			年	月		52, 5 4 თ7
61の2の4	61の2の4 喉頭形成手術 (甲状軟骨固定用器具を用いたもの)	61の2の2	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)			年	月		52, 56の7
103 10	61の3	61の2の3	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術			年	月		52, 56 თ 7
61の3	61の3	61の2の4				年	月		52, 87の5
「こ限る。」	1 日曜 名。	01073	外の診療に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を 伴う場合に限る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限			年	月		52, 56
61の4の3 顎関節人工関節全置換術(歯科診療に係るものに限る。) □ 年月 □ 56の8 61の4の4 内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術 □ 年月 □ 52,56の4 61の4の5 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術 □ 年月 □ 52,56の4 61の4の6 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの) □ 年月 □ 乳腺悪性腫瘍手術(乳がんセンチネルリンパ節加算1又は □ 年月 □	61の4の3 顎関節人工関節全置換術(歯科診療に係るものに限る。) □ □ 年 月 □ 56の8 内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ 甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上 □ □ 年 月 □ 52,56の4 皮小体)腺腫過形成手術 □ □ 年 月 □ 52,56の4 61の4の5 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術 □ □ 年 月 □ 38 61の4の6 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの) □ 年 月 □ 38 1 乳腺悪性腫瘍手術(乳がんセンチネルリンパ節加算1又は 乳がんセンチネルリンパ節加算2を算定する場合に限 □ □ 年 月 □ 52,56の2 31腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うも □ □ 年 月 □ 52,56の5 61の6 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後) □ □ 年 月 □ 50の5	61の4の2	顎関節人工関節全置換術(歯科診療以外の診療に係るもの に限る。)			年	月		56 の 8
61の4の4 甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術 ロロー年月 52,56の4 61の4の5 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術 ロロー年月 52,56の4 61の4の6 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの) ロロー年月 38 乳腺悪性腫瘍手術(乳がんセンチネルリンパ節加算1又は 38	61の4の4 甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術 □ □ 年月□ 52,56の4 61の4の5 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術 □ □ 年月□ 52,56の4 61の4の6 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの) □ 年月□ 38 乳腺悪性腫瘍手術(乳がんセンチネルリンパ節加算1又は乳がんセンチネルリンパ節加算1又は乳がんセンチネルリンパ節加算2を算定する場合に限 □ □ 年月□ 52,56の2 乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)) □ 年月□ 52,56の5 61の6 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後) □ □ 年月□ 50の5		顎関節人工関節全置換術(歯科診療に係るものに限る。)			年	月		56 0 8
61の4の5 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術 □ □ 年 月 □ 52,56の4 61の4の6 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの) □ □ 年 月 □ 38 乳腺悪性腫瘍手術(乳がんセンチネルリンパ節加算1又は	61の4の5 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術 □ □ 年 月 □ 52,56の4 61の4の6 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの) □ 年 月 □ 38 1 乳腺悪性腫瘍手術(乳がんセンチネルリンパ節加算1又は 乳がんセンチネルリンパ節加算2を算定する場合に限 □ □ 年 月 □ 52,56の2 1 乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)) □ 年 月 □ 52,56の5 61の6 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後) □ □ 年 月 □ 50の5	61の4の4	甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上			年	月		52, 56 0 4
乳腺悪性腫瘍手術(乳がんセンチネルリンパ節加算1又は	乳腺悪性腫瘍手術(乳がんセンチネルリンパ節加算 1 又は 1					年	月		52, 56 0 4
	61の5 乳がんセンチネルリンパ節加算 2 を算定する場合に限る。) □ □ 年 月 □ 52,56の2 引腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)) □ □ 年 月 □ 52,56の5 61の6 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後) □ □ 年 月 □ 50の5					年	月		38
	61の5 ないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)) □ □ 年月 □ 52,56の5 61の6 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後) □ □ 年月 □ 50の5	61の5	乳がんセンチネルリンパ節加算2を算定する場合に限			年	月		52, 56 0 2
【61の5 ないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うも	61の6 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後) □ □ 年 月 □ 50の5	61の5	ないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うも			年	月		52, 56の5
61の6 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後) □ □ 年 月 □ 50の5		-	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)			年	月		50 の 5
┃	61の6の2 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手術用支援機器を用いる ロロ 年月 ロ 52,87の22 場合)					年	月		52, 87 の 22

		今回				算定	——————————— 様式(別添2
施設基 準通知	名称	届出	艮	无届出		しない	(又は別添2の2))
61の7	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術及び胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 თ 8
61の7の2	肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合 併切除を伴うもの)に限る。)			年	月		52, 56 0 6
61の7の3	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は 1 肺葉を超えるも ので、内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 の 17
62	同種死体肺移植術			年	月		57
	生体部分肺移植術			年	月		52, 58
020)20)2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用い <u>る場合)</u>			年	月		52, 87 თ 10
62の2の3	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用い る場合)			年	月		52, 87の10の2
62の2の4	内視鏡下筋層切開術			年	月		52, 58 0 2
	食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)及び腟腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)			年	月		87 の 9
63	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)			年	月		52, 59
63の2の2	胸腔鏡下弁形成術及び胸腔鏡下弁置換術			年	月		52, 87 の 11
63 <i>0</i> 3	経カテーテル大動脈弁置換術			年	月		52, 59 0 2
63の4	経皮的僧帽弁クリップ術			年	月		52, 87の12
63 の 5	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術			年	月		52, 59 0 3
030/30/2	不整脈手術(左心耳閉鎖術(経カテーテル的手術によるもの)に限る。)			年	月		52, 59 の 3の2
	経皮的カテーテル心筋焼灼術における磁気ナビゲーション 加算			年	月		52, 59 0 4
64	経皮的中隔心筋焼灼術			年	月		52, 60
65	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術			年	月		24, 52
	両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術 植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈			年	月		52, 61
67	植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈 <u>電極抜去術</u>			年	月		52, 62
67 の 2	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室 ペーシング機能付き植込型除細動器交換術			年	月		52, 63
68	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)			年	月		24
68 の 2	経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)			年	月		52, 87の13
69	補助人工心臓			年	月		52, 64
69の2	小児補助人工心臓			年	月		52, 64 0 2
70თ2	植込型補助人工心臓(非拍動流型)			年	月		52, 65の3
71	同種心移植術			年	月		57
72	同種心肺移植術			年	月		57
72の1の2	骨格筋由来細胞シート心表面移植術			年	月		65の3の2
72თ2თ2	経皮的下肢動脈形成術			年	月		65 の 3の3
72თ3	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術			年	月		52, 65 <i>0</i> .4
72の4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術(後腹膜)			年	月		52,65の4の2,別添2の 2
72の4の2	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術			年	月		52, 65 <i>0</i> ,5
72の5	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術			年	月		52, 65の5
120)1	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術及び腹腔鏡下小切開後腹 膜悪性腫瘍手術			年	月		52, 65 0 5
72の7の2	腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するも の)			年	月		52, 65 0 8
	腹腔鏡下胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 თ 14
	腹腔鏡下噴門側胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる 場合)			年	月		52, 87 の 14
72の7の5	腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 の 14
72თ8	腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)			年	月		52, 65の6
72თ8თ2	バルーン閉塞下経静脈的塞栓術			年	月		52, 87 თ 15

施設基準通知	名称	今回 届出	ļ	既届出		算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))
72の9	胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以 上)を伴うものに限る。)			年	月		52, 65の7
73	体外衝撃波胆石破砕術			年	月		66
73თ2	腹腔鏡下肝切除術			年	月		52, 66 0 2
73თ3	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術			年	月		52, 87の16
74	生体部分肝移植術			年	月		52, 67
75	 同種死体肝移植術			年	月		57
75の2	体外衝擊波膵石破砕術			年	月		66
75 の 3	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術及び腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術			年	月		52, 67 0 2
75 の 3	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 67の2の2
75の4	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術			年	月		52, 67の2の3
75の4	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 67の2の4
76	同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術			年	月		57
76の2	同種死体膵島移植術			年	月		52, 57 の 2
76თ2თ2	生体部分小腸移植術			年	月		52, 87の17の2
76の3	同種死体小腸移植術			年	月		57
76の4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術			年	月		52, 67 の 3
76の5	腹腔鏡下小切開副腎摘出術			年	月		52, 65の5
76の6	腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 თ 18
77	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術			年	月		66
11(1)/	腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、 腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術			年	月		52, 65の5
	腎腫瘍凝固・焼灼術 (冷凍凝固によるもの)			年	月		68 の 2
11073072	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる もの)			年	月		52, 68 0 3
77の3の3	腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 68 0 4
77の4	同種死体腎移植術			年	月		57
77の5	生体腎移植術			年	月		52, 69
77の6	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術			年	月		52, 65の5
77の7	膀胱水圧拡張術			年	月		52, 69 0 2
77 の 8	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術			年	月		52, 65の5
	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術			年	月		52, 69の3
77თ9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 69の5
77の10	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術			年	月		52, 69 0 3
77の11	人工尿道括約筋植込・置換術			年	月		69 <i>0</i> 4
77の12	焦点式高エネルギー超音波療法			年	月		52, 70
78	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術			年	月		52, 71
	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術			年	月		52, 65の5
78თ2თ2	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)			年	月		52, 71の1の2
	腹腔鏡下仙骨膣固定術			年	月		52, 71の1の3
18072073	場合)			年	月		52, 71の1の4
78/03	腹腔鏡下膣式子宮全摘術 (内視鏡手術用支援機器を用いる 場合)			年	月		52, 87の19
	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)			年	月		52, 71 <i>0</i> 2
78თ3თ2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。)			年	月		52, 71の2
	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手 術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 71の5
78の4	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術			年	月		52, 71 の 3
78 の 5	胎児胸腔・羊水腔シャント術			年	月		52, 71 0 4
78თ5თ2	無心体双胎焼灼術(一連につき)			年	月		52, 71 0 4
<i></i>	胎児輸血術(一連につき)			年	月		52, 71 0 4

		今回	P	I P III		算定	様式(別添2
施設基 準通知	名 称	届出	B			しない	(又は別添2の2))
78თ6	医科点数表第2章第10部手術の通則4(性同一性障害の患者に対して行うものに限る。)に掲げる手術			年	月		52, 87 0 20
79の2	 手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1 			年	月		48の2, 48の2の2, 48の3, 48の4, 4, (基本別添7)13の4
79の3	胃瘻造設術 (内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を 含む。)			年	月		43の4, 43の5
79の4	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術			年	月		87 の 23
80	輸血管理料 I			年	月		73
80	輸血管理料Ⅱ			年	月		73
80	輸血適正使用加算			年	月		73
80	貯血式自己血輸血管理体制加算			年	月		73
80 ග 2	コーディネート体制充実加算			年	月		87 の 21
80 ග 3	自己生体組織接着剤作成術			年	月		73の2
80の3の2	自己クリオプレシピテート作製術(用手法)及び同種クリ オプレシピテート作製術			年	月		73の2
80の4	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算			年	月		73の3
80の5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算			年	月		43 <i>0</i> 4, 43 <i>0</i> 5
80თ5თ2	凍結保存同種組織加算			年	月		52, 73 0 5
80 ග 6	歯周組織再生誘導手術			年	月		74
80 の 7	手術時歯根面レーザー応用加算			年	月		50
80の8	広範囲顎骨支持型装置埋入手術			年	用		740 3
80თ9	歯根端切除手術の注3			年	月		49 <i>0</i> 8
80 の 10	口腔粘膜血管腫凝固術			年	月		74の4
80 <i>ග</i> 11	レーザー機器加算の施設基準			年	月		49 <i>0</i> 9
81	麻酔管理料(I)			年	月		75
81の2	麻酔管理料(Ⅱ)			年	月		75
81 ග 3	歯科麻酔管理料			年	月		75 の 2
82	放射線治療専任加算			年	月		76
82の2	外来放射線治療加算			年	月		76
82 ග 3	遠隔放射線治療計画加算			年	月		76თ2
83	高エネルギー放射線治療			年	月		77
83の2	1 回線量増加加算			年	月		77
83 0 3	強度変調放射線治療(IMRT)			年	月		52, 78
83 ග 4	画像誘導放射線治療加算 (IGRT)			年	月		78 の 2
83 の 5	体外照射呼吸性移動対策加算			年	月		78 の 3
84	定位放射線治療			年	月		79
84の2	定位放射線治療呼吸性移動対策加算			年	月		78თ3
84の2の2	粒子線治療			年	月		52, 79の1の2
84の2の3	粒子線治療適応判定加算			年	月		79の1の3
84の2の4	粒子線治療医学管理加算			年	月		79の1の3
84の2の5	画像誘導密封小線源治療加算			年	月		78თ2
84の3	保険医療機関間の連携による病理診断			年	月		79თ2
84の4	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術 中迅速病理組織標本作製			年	月		80
84の5	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅 速細胞診			年	月		80
84の6	デジタル病理画像による病理診断			年	月		80 ග 2
84の7	病理診断管理加算			年	月		80 <i>0</i> 2
84 0 8	悪性腫瘍病理組織標本加算			年	月		80 ග 2
84 ග 9	口腔病理診断管理加算			年	月		80 0 3
85	クラウン・ブリッジ維持管理料			年	月		81
				-	•	_	

施設基	名称	今回 届出	ŀ	既届出		算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))
<u>準通知</u> 86	歯科矯正診断料			年	月		82
87	顎口腔機能診断料(顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに 限る。)の手術前後における歯科矯正に係るもの)			年	月		83
88	調剤基本料			年	月		84
89	調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準			年	月		87 の 2
92	地域支援体制加算			年	月		7თ3, 87თ3თ2, 87თ3თ3
93	後発医薬品調剤体制加算			年	月		87
95	無菌製剤処理加算			年	月		88
96	在宅患者調剤加算			年	月		89
97	薬剤服用歴管理指導料 4 (情報通信機器を用いた服薬指導)			年	月		91
98	特定薬剤管理指導加算 2			年	月		92
100	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料			年	月		90

※様式2、6、7の4、7の5、13の5、24の2、65、65の2、68、72、73の4、74の2、86は欠番。

様式2の2

導入期加算 1 導入期加算 2 腎代替療法実績加算 腎代替療法指導管理料

の施設基準に係る届出書添付書類

		;	※該当り	る油出	争坦さ	ひで囲	افي ب	٠٥.
1 標榜診療科()	施設基準に係	る標榜科名を記入る	すること	:。)				
2 関連学会の作	成した姿料又に	 よそれらを参考に作		生いは名	ニ づき		* L a	海広
							0	
に応じて、腎代	替療法についる	て、患者に対し十分	な説明る	を行つて	いる	有 ———	•	無
3 在宅自己腹膜	灌流指導管理線	料の過去1年間の算	定回数	(12 件以	以上)		1	4
4 腎移植に係る	取組の状況							
腎移植について、	、患者の希望に	こ応じて適切に相談	に応じて	ている		有		無
前年に腎移植に	向けた手続き	等を行った患者数(3人以」	L)				人
手続き等を行った時期	(臓器移植え	F続き等の種類 ネットワークへの登録 ・腎移植による透析	–	患者	丰齢	主	病名	<u>.</u>
5 腎臓内科の診り	療に従事した約	経験を3年以上有す	る専任の	つ常勤医	師の日	5名等		
常勤医師の氏	氏名	診療科名	勤務	時間	腎臓	内科の	経験	年数
				時間				年
				時間				年
				時間				年
6 5年以上看護師する専任の常勤看		こ従事し、腎臓病患	者の看該	隻につい	て3年	F以上の	経懸	食を有
常勤看護師の		 看護師の経験年数	(うち、	. 腎臓症	看護(の経験年	E数)	

年(年)	
年(年)	

- 1 「4」の手続きを行った時期については、手続きを行った年月日や期間等を記入すること。なお、腎移植に向けた手続き等を行った患者とは、臓器移植ネットワークに 腎臓移植希望者として新規に登録された患者、先行的腎移植が実施された患者又は 腎移植が実施され透析を離脱した患者をいう。
- 2 導入期加算1の届出を行う場合にあっては、「3」から「6」については記載する 必要はないこと。
- 3 導入期加算2及び腎代替療法実績加算の届出を行う場合にあっては、「5」及び「6」 は記載する必要はないこと。
- 4 「5」の腎臓内科を担当する常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週 あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 5 「5」及び「6」については、医師及び看護師の経験が確認できる文書を添付する こと。

様式5の10

婦人科特定疾患治療管理料の施設基準に係る届出書添付書類

婦人科又は産婦人科を担当する常勤の医師

氏名	勤務時間	月経困難症の治療に係る適 切な研修の受講
	時間	あり・ なし
	時間	あり・ なし
	時間	あり・ なし

- 1. 医師について、月経困難症の治療に係る適切な研修を修了していることがわかる書類を添付すること。
- 2. 医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。

様式7

地域連携小児夜間·休日診療料 1 地域連携小児夜間·休日診療料 2

の施設基準に係る届出書添付書類

※ 該当する届出事項を〇で囲むこと

1 近隣の診療所等の保険医療機関を主たる勤務先とする夜間、休日又は深夜に小児科(小児外科を含む。)を担当する医師

	*** ** *******************************						
氏名	主たる勤務先						
	医療機関名	開設者名	所在地	専ら担当する診療科名			

2 当該保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科(小児外科を含む。)を担当する医師

1	т	77	+	=-1	7	١
(н.	24	x	記	Λ	.)

- 3 緊急時に小児が入院できる体制の整備
 - (1) 緊急時に小児が入院できる体制を整備している保険医療機関
 - ア 自医療機関 イ 連携医療機関 (いずれかに〇をつけること。)
 - (2) 連携医療機関の医療機関名及び所在地(上記(1)においてイに〇をした場合に限る。)

[備考]

- 1 地域連携小児夜間・休日診療料2の届出を行う場合においては、当該保険医療機関において小児を24時間診療することができる体制の概要を添付すること。
- 2 届出時において地域に周知されている夜間、休日又は深夜であって小児の救急医療の確保のために当該保険医療機関があらかじめ定めた時間がわかる資料(「地域連携小児夜間・休日診療料2」の届出を行う場合にあっては、小児の救急医療の確保のために当該保険医療機関が6歳未満の小児を24時間診療することがわかる資料を含む。)を添付すること。
- 3 開放利用に関わる地域の医師会等との契約及び当該医療機関の運営規程等を添付すること。

様式7の2

地域連携夜間・休日診療料の施設基準に係る届出書添付書類

1 近隣の診療所等の保険医療機関を主たる勤務先とする夜間、休日又は深夜 に診療を担当する医師

氏名	主たる勤務先							
	医療機関名	開設者名	所在地	専ら担当する診療科名				

2	当該保険医療機関を主た	ス勤務失レオス医師
_	3731大阪区域域域で土に	(る制物本と9 句内側

ヨ談休陕医療懱渕を土にる勤務尤と9る医師	
氏名を記入)	

- 3 緊急時に入院できる体制の整備
 - (1) 緊急時に入院できる体制を整備している保険医療機関

ア 自医療機関 イ 連携医療機関 (いずれかに〇をつけること。)

(2) 連携医療機関の医療機関名及び所在地(上記(1)においてイに〇をした場合に限る。)

[備考]

- 1 届出時において地域に周知されている夜間、休日又は深夜であって救急医療の確保のために当該保険医療機関があらかじめ定めた時間がわかる資料を添付すること。
- 2 開放利用に関わる地域の医師会等との契約及び当該医療機関の運営規程等を添付すること。

様式9

開放型病院共同指導料の施設基準に係る届出書添付書類

1	届	出 ?	午彳	Ŧ 3	理	由
•	/四	ч (<u>.</u> .	J /	<i>-</i>	щ

(開放型病院を開設した趣旨(診療科を限定する場合は、その診療科名も含む。)を記載すること。)

- 2 次のうち、該当するものに〇をつけ、(2)である場合には、3以降も記入すること。
 - (1) 地域医療支援病院
- (2) 地域医療支援病院以外の病院
- 3 開放病床利用率(届出前30日間)

4 病院の概要

- (1) 標榜診療科名(複数の標榜科がある場合は、それらをすべて記入のこと。)
- (2) 次のア~エのうち、該当するものに〇をつけること。
- ア 当該2次医療圏の当該病院の開設者と直接関係のない(雇用関係にない)10 以上の診療所の医師若しくは歯科医師が登録していること。
- イ 当該2次医療圏の医師若しくは歯科医師の5割以上が登録していること。
- ウ 当該2次医療圏の一つの診療科を主として標榜する、当該病院の開設者と関係のない(雇用関係のない)5以上の診療所の医師若しくは歯科医師が登録していること。
- エ 当該2次医療圏の当該一つの診療科を主として標榜する診療所の医師若しく は歯科医師の5割以上が登録していること。この場合には、当該診療科の医師 が常時勤務していること。(なお、医師が24時間、365日勤務することが必要 であり、医師の宅直は認めない。)
- (3) (2)のウ又はエである場合には、当該診療科の医師・歯科医師の診療体制を記入すること。

医 師

名(うち常勤

名)

夜間、休日及び深夜の当直体制の概要

[記載上の注意]

様式10を併せて添付すること。

在宅療養支援診療所在宅療養支援病院

に係る報告書(新規・7月報告)

※該当するものを〇で囲むこと

(

(

)名

)%

T.	直䜣1	年間に在宅療養を担当した患	者について
_	. ๒~.	一口川では 6次段と1二日ひた心	

② 往診又は訪問診療を実施した患者数

③ 往診又は訪問診療を実施した患者の割合(②/①)

					()名	
【再掲】死亡息	· 是者数			1)+2+	,)名	
				1)+(2)	(
(1)うち医	療機関以外での死	亡者数			()名	
ア. うち	ア. うち自宅での死亡者数)名	
イ. うち	イ. うち自宅以外での死亡者数)名	
(2)うち医	(2)うち医療機関での死亡者数)名	
ア. うち	連携医療機関で <i>の</i>)死亡者数		3	()名	
イ. うち	連携医療機関以タ	トでの死亡	 者数	4	()名	
(15歳未満であって	、準超重症児の患 、、3回以上定期的な討 施設入居時等医学総	問診療を実施			()名	
	引診療等の実施回	数について		1			
訪問診療等 の合計回数	(1)往診		 掲】 急の往診	(2)訪	問診療	(3)訪	
	(1)			2		3	
①+②+③ ()回	()回) 🗇) 回	() [

IV.主として往診又は訪問診療を実施する診療所に係る状況(Ⅲの③が95%以上の医療機関は記入すること)

	品パグもこと							
(1	(1) 直近1年間に、訪問診療を開始した患者の紹介(文書によるものに限る。)を受けた保険							
	ļ	医療機関(算出に係る機関; 年	月 日~	左	F 月 日)		
		保険医療機関の名称 患者	の紹介を行った	た医師	患者の	紹介を	受けた日付	
	1							
	1 2 3 4 5							
	3							
	4							
	(5)							
(2)) <u>[</u>	直近1月間の診療実績(算出に係る	幾関; 年	月	日~	年 月	日)	
		在宅時医学総合管理料を算定した						名 名
	2	施設入居時等医学総合管理料を算	定した患者数	文				名
		①及び②のうち、要介護3以上又	な別表第八	のニ	こ規定する別	川に		名
		③ アルスのでのプラ、安川護3以上ストラー 3 厚生労働大臣が定める状態に該	は当する患者	数				石
		施設入居時等医学総合管理料を算	定した患者の	D割合				0/
	4	2/(1+2)						%
	⑤	要介護3又は別表第八の二に規定	する別に厚生	E労働.	大臣が定め	る状		%
)	態に該当する患者の割合						70

Ⅴ. 在宅支援連携体制について

1. 在宅医療を担当する常勤の医師数	()名
2. 連携する保険医療機関数	()医療機関

[記入上の注意]

- 1 I の1の「平均診療期間」は、患者1人当たりの在宅医療を開始してからの平均診療期間を月単位で記載すること。
- 2 I の2(1)の「うち医療機関以外での死亡者数」を記入するに当たり、介護老人保健施設等の入 所施設で死亡した患者については、「イ. うち自宅以外での死亡者」欄へ計上すること。
- 3 I の2(2)の「連携医療機関」とは、事前に緊急時の受入を届出ている医療機関であり、在宅支援連携体制についても含むものである。
- 4 Ⅱの「うち緊急の往診」については、緊急又は夜間・休日若しくは深夜に行った往診を計上すること。
- 5 Ⅲについては、在宅療養支援診療所が記入すること。
- 6 Vの「在宅支援連携体制について」を記載するに当たっては、自院を含めた数を記載すること。 なお、第9の1(2)に規定する在宅療養支援診療所、第14の2の1(2)に規定する在宅療養支援 病院が記載すること。

肝炎インターフェロン治療計画料の施設基準に係る届出書添付書類

肝疾患に関する専門的な知識を有する医師の氏名等	
医師の氏名	肝疾患診療の経験年数
	年

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準 に係る届出書添付書類

1	歯科疾患の重症化予防	うに関する継続的な管理(の宝績等				
•		うこと(届出前1年間の実					
`		(I)、歯周病安定期治療 (I)、歯周病安定期治療		1 类/7			□
		<u>(17、</u> 歯周柄気を割れる 処置、歯科疾患管理料の					<u></u>
	管理加算の算定回数		エノアル貝物物	ノ EX			Е
(<u>自年加昇の昇足回数</u> 2) クラウン・ブリッジ						
(2//////-////	/ NET可 目 4474VJIII III 1人儿	届出年月日	(年	月	日
			四山十万口		+		
2	歩む占粉主の知 <u>参</u> 料で)注1に規定する施設基準	作の日出作に				
_	困件点数衣切彻衫科U	/注 Iに尻足り る旭設基準		(左		_
			届出年月日	(年	月	日
3	歯科訪問診療又は歯科 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	4訪問診療の依頼の実績	(届出前1年間)				
		は歯科訪問診療2の算定					
		宅療養支援歯科診療所		支援			
	歯科診療所2に依頼			~ 1.00			Ι
	四百的次分二百四次	0/200		計			
				н			
4	他の保険医療機関との	の連携の実績(届出前1	年間)				
	① 診療情報提供料(Ⅰ)の算定回数					□
	② 診療情報連携共有	 料の算定回数					回
				計			□
5	歯科疾患の継続管理等	詳に係る研修の受講歴等					
	受講歯科医師名						
	文碑图符区即名						
	研修名						
	 受講年月日						
	文						
	 研修の主催者						
	 講習の内容等						
×	上記の内容を満たしていれば	、研修会の修了証の写しの添	付でも可とする。				

※歯科疾患の継続管理に関する研修、高齢者の心身の特性、口腔機能の管理、緊急時対応等を含むこと。

_	じがたかし じがかとしるべりか	/#1.75 m/ 45 m = \$100 (4.1) = 1 (4.1) = 1 (4.1)
6	圏科医師乂は圏科衛生士の氏名寺	(勤務形態及び職種は該当するものに())

勤務形態	職種	氏名
常勤/非常勤	歯科医師/歯科衛生士	

7 緊急時の連携保険医療機関

医療機関の名称	
所 在 地	
緊急時の連絡方法等	

8 迅速な歯科訪問診療が可能な体制

歯科訪問診療を行う	
歯科医師名	
診療可能日	

9 当該地域における保険医療機関、介護・福祉施設等との連携の状況

① 居宅療養管理指導の提供実績	(実施回数)	回
② 栄養サポートチーム等連携加算1又は2	_(算定回数)_	回
③ 歯科診療特別対応加算又は初診時歯科診療導入加算	<u>(算定回数)</u>	回
④ 退院時共同指導料、退院前在宅療養指導管理料、在宅患	(答字回数)	
者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料	<u>(算定回数)</u> 	回
⑤ 地域ケア会議の出席	_(会議名)_	
	(直近の出席日) 年 月	日
⑥ 在宅医療に関するサービス担当者会議又は病院・介護保	<u>(会議名)</u>	
険施設等で実施される多職種連携に係る会議への出席	(直近の出席日) 年 月	且
⑦ 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受講	(研修名)	
⑧ 在宅医療・介護等に関する研修の受講	(研修名)	
⑨ 学校歯科医等に就任	(学校等の名称)	
⑩ 介護認定審査会の委員の経験	_(在任期間)_ 年 月	
	~ 年	月
① 自治体が実施する歯科保健に係る事業への協力	(事業名)	
	(実施日) 年 月	日

- ※1 5に記載する歯科医師の実績について記載すること。
- ※2 ※1に該当する歯科医師が複数名配置されている場合は、そのうち、いずれか1名 ついて記載すること。
- ※3 ①から④までについては、過去1年間の実績を記載すること。
- ※4 ⑦、⑧については、内容が確認できる研修会の修了証の写しを添付すること。

10 当該保険医療機関に常時設置されている装置・器具の名称

一般名称	装置・器具等の製品名	台数
		(セット数)
自動体外式除細動器(AED)		
経皮的動脈血酸素飽和度測定器		
(パルスオキシメーター)		
酸素供給装置		
血圧計		
救急蘇生キット		
歯科用吸引装置		

在宅がん医療総合診療料の施設基準に係る届出書添付書類

- 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の施設基準に係る届出状況
 - (1) 今回届出
 - (2) 既届出: 年 月 日
- 2 担当者氏名(主として在宅がん医療総合診療を担当する者)
 - (1) 医 師
 - (2) 看護師
- 3 当該保険医療機関における悪性腫瘍患者の診療状況(過去1か月間)
 - 入院患者数(延べ患者数)

名

外来患者数(延べ患者数)

名

往診、訪問診療、訪問看護を行った患者の数(延べ患者数)

名

[記載上の注意]

緊急時の連絡・対応方法についての患者等への説明文書の例を添付すること。

様式 20 の 8

在宅患者訪問褥瘡管理指導料に係る報告書

1 在宅褥瘡対策の実施状況

① 訪問診療	療全利用者数 (報告月の前月の初	7月)	名
② ①のう [†]	名		
(褥瘡保有る	皆数)		
③ ②のう [†]	ち訪問診療開始時に既に褥瘡を有	可していた患者数	名
(訪問診療和	可用開始時褥瘡保有者数)		
④ ②のうが	ち、訪問診療実施中に新たに褥瘡	診が発生した患者数	名
⑤ 褥瘡 の重症度	訪問診療開始時の褥瘡(③の 患者の訪問診療開始時の状 況)	訪問診療中に発生しの患者の発見時の料	
d1	名		名
d2	名		名
D3	名		名
D4	名		名
D5	名		名
DU	名		名

2 在宅褥瘡対策の実績

(期	① 本管理指導料を算定した患者数と期間 (期間: 年4月~ 年3月) (期間: 年 月~ 年 月)※届出の変更があった場合				
	<u> </u>		名		
褥瘡	1. 重度の末梢循環不全のもの		名		
パイ	2. 麻薬等の鎮痛・鎮静剤の持続的症	な使用が必要であるもの	名		
リス	3. 強度の下痢が続く状態であるもの		名		
リスク項目	4. 極度の皮膚の脆弱(低出生体重児、GVHD、黄疸など)		名		
	5. 皮膚に密着させる医療関連機器の長期かつ持続的な使用が必要であるもの		名		
3	②の患者の褥瘡の重症度				
	訪問診療開始時の褥瘡(②の患者 の訪問診療開始時)	訪問診療中に発生したを 患者の発見時の状況)	辱瘡(②の		
d1	名		名		
d2	2. 名				
D3	名				
D4	名				
D5	5 名 =				
DU	DU 名 名				

- 1. 1の記載にあたっては、下記の内容により記入すること。
 - (1) ①については、報告月の前月の初日の時点で訪問診療を利用している 全利用者数を記入する(当該日の訪問診療利用開始患者は含めないが、当 該日の訪問診療利用終了患者は含める。)。
 - (2) ②については、①の患者のうち、DESIGN-R 分類 d 1 以上を有する患者

数を記入する(1名の患者が複数の褥瘡を有していても、患者1名として数える。)。

- (3) ③については、②の患者のうち、訪問診療利用開始時に、DESIGN-R分類 d1以上を有する患者数を記入する(1名の患者が複数の褥瘡を有していても、患者数1名として数える。)。
- (4) ④については、②の褥瘡保有者数から③の訪問診療利用開始時褥瘡保 有者数を減じた数を記入する。
- (5) ⑤については、③の訪問診療利用開始時褥瘡保有者について、訪問診療利用開始時の褥瘡の重症度、④の訪問診療中に新たに褥瘡が発生した 患者について、発見時の重症度を記入する。
- 2. 2の記入にあたっては、下記の内容により記載すること。
 - (1) ①については、1年間の算定患者数を記入すること。ただし、1名の 患者が複数回、本指導料を算定した場合においても、患者1名として数え ることとする。
 - (2) ②については、①のうち、褥瘡ハイリスク項目に該当する患者の実人数を記入する(1名の患者について複数の褥瘡ハイリスク項目を有していても、患者1名として数える)。

褥瘡ハイリスク項目の各項目については、1名の患者につき、複数の 要因がある場合は、それぞれに1名として数えることとする(複数回答)。

(3) ③については、②の褥瘡ハイリスク項目に該当する患者の訪問診療開始時の褥瘡の重症度及び褥瘡発生の発見時の褥瘡の重症度について記入する。

在宅経肛門的自己洗腸指導管理料の施設基準に係る届出書添付書類

1 脊髄障害を原因とする排便障 る常勤の医師の氏名等	『害を含めた大腸肛門疾患の診療に	こついて 5 年以上の経験を有す
常勤医師の氏名	勤務時間	大腸肛門疾患の 診療の経験年数
	時間	年
	時間	年
	時間	年
2 脊髄障害を原因とする排便障 看護師の氏名等	き害を有する患者の看護について3	年以上の経験を有する専任の
看護師の氏名	勤務時間	排便障害を有する患者の 看護の経験年数
	時間	年
	時間	年

[記載上の注意]

1 「1」及び「2」の医師・看護師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所 定労働時間 (休憩時間を除く労働時間) を記入すること。

車携保険医療	機関名				
歯科	医師名				
		地域医療連携体名 称	本制加算	届出保险	食医療機関
		所在地 歩到医師名			
		歯科医師名 _			(印)
患者氏名				性別	男・女
患者住所					
電話番号					
生年月日	明治・大正・昭和・	平成•令和	年	月_	日
傷病名:					
既往歴 及7					
売	 内容及び治療経過等:				
加小、砂凉	IPI在及UIDIR底型号:				
± >5 0 10 ±	- <i>(</i> .). B				
直近の検査	注結果 :				
その他の特	記事項:				

備考 1. 地域医療連携体制加算を届け出た保険医療機関は、連携保険医療機関に対し情報提供を行うこと。なお、容態の変化等があった場合には速やかにすべての連携保険医療機関に対して情報提供を行うこと。
2. 連携保険医療機関においては、患者の情報を緊急時に十分活用できる体制を確立した上で、当該文書を保管すること。

検体検査管理加算(I)、(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ) 国際標準検査管理加算

の施設基準に係る届出書添付書類 ※該当する届出事項を〇で囲むこと。

1	1 臨床検査を(専ら)担当する常勤医師の氏名等				
	常	常勤医師の氏名	勤務時間		
			時間		
2	常勤の臨床検	食査技師の人数	名		
3	当該保険医療		査に係る器具・装置等の名称・台数等		
<u></u>	l液学的検査				
生	化学的検査				
免	.疫学的検査				
微生	生物学的検査				
4	4 臨床検査の精度管理の実施の状況 実施している ・ 実施していない				
5	参加している	外部の精度管理事業の名称			
6	臨床検査の適	重正化に関する委員会の有無	有 • 無		
7	国際標準化機	- 機構が定めた臨床検査に関する国	国際規格に基づく技術能力の認定の有無 有 ・ 無		

- 1 「1」の臨床検査を(専ら)担当する常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週 あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。また、当該医師の所定 労働時間のうち、検体検査の判断の補助や検体検査全般の管理・運営に携わる時間がわかる ものを添付すること。
- 2 「2」について、緊急検査を常時実施できる体制についての資料 (従事者の勤務状況など 具体的にわかるもの)を添付すること。
- 3 「3」について、検査項目により器具・装置等が変わる場合は検査項目ごとに器具名を記載 すること。
- 4 「4」について、臨床検査の精度管理の実施状況の資料(実施責任者名、実施時期、実施 頻度など実施状況が具体的にわかるもの)を添付すること。
- 5 「6」について、委員会の運営規定を添付すること。
- 6 「7」について、認定を受けていることを証する文書の写しを添付すること。

様式 22 の 3

ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の施設基準に係る届出書添付書類

1 当該保険医療機関 において施設基準の 届出を行っている管 理料等 (該当するものに〇) (複数可)	 () 救命救急入院料の「1」 () 救命救急入院料の「2」 () 救命救急入院料の「3」 () 救命救急入院料の「4」 () 特定集中治療室管理料の「1」 () 特定集中治療室管理料の「3」 () 特定集中治療室管理料の「4」 () 小児特定集中治療室管理料の「1」 () 新生児特定集中治療室管理料の「1」 () 新生児特定集中治療室管理料の「2」 () 総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料の「2」 				
	常勤医師の氏名	該当する 経験分野	勤務時間	当該分野の 経験年数	
2 当該保険医療機関		• 感染症診療	時間	年	
において感染症に係		・臨床検査	H寸[目]	+	
る診療を専ら担当す		• 感染症診療	時間	年	
る常勤の医師又は臨		・臨床検査	h礼li	+	
床検査を専ら担当す		• 感染症診療	時間	年	
る常勤の医師の氏名		・臨床検査	и л [В]	+	
等		・感染症診療	時間	年	
		・臨床検査	⊬ 寸[目]	+	
		• 感染症診療	時間	年	
		・臨床検査	 H41 ⊟]	+	

- 1 「2」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 2 「2」の該当する経験分野については、該当するものに〇印をつけること。

様式 23 の 4

がんゲノムプロファイリング検査 े 遺伝性腫瘍カウンセリング加算

の施設基準に係る届出書添付書類

1	がんゲノムプロファイリング検査の実施施設について(該当すがんゲノム医療中核拠点病院 ・ がんゲノム医療拠点病院		_	•		
2	検査に係る適切な第三者認定	(有	•	無)
3	検査を委託する第三者認定を受けた衛生検査所名					
4	シークエンスデータ、解析データ等を患者に提供できる体制	(有		無)
5	管理簿等の作成	(有	•	無)

[記載上の注意]

「2」、「3」、「4」、「5」については、がんゲノムプロファイリング検査の施設基準に係る届出を行う場合に記載すること。

様式 23 の 5

角膜ジストロフィー遺伝子検査の施設基準に係る届出書添付書類

・当該検査を当該保険医療機関内で実施する場合 ・当該検査を当該保険医療機関以外の施設に委託する場合				
2 標榜診療科名(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)				
	科			
字割失前() 长名 勤務時間	科の 注年数			
3 眼科の経験を 5 年以 時間 上有する常勤の医師の	年			
氏名等 時間	年			
時間	年			
4 常勤の臨床検査技師の氏名				
5 当該検査に用いる機器の保守管理の計画の有無 (有・無)				
6 遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出				
(有 ・ 無) 当該届出を行っている連携保険医療機関名				
7 当該検査を委託する施設				
名称 住所 確認方法				

- 1 「3」の眼科を担当する常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 2 「4」及び「5」については、「当該検査を当該保険医療機関内で実施する場合」 として届出する場合に記載すること。また、「5」については、当該検査に用いる機 器の保守管理の計画を添付すること。
- 3 「6」については、当該保険医療機関が遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っておらず、当該届出を行っている保険医療機関との連携体制が整備されている場合には、当該連携保険医療機関名を記入すること。その場合、当該連携体制を示す文書を添付すること。
- 4 「7」については、当該検査を他の保険医療機関又は衛生検査所に委託する場合に限り記載すること。また、確認方法の欄には、当該保険医療機関又は衛生検査所が関係学会の作成する遺伝学的検査の実施に関する指針を遵守し検査を実施していることを確認できるウェブページのURLを記載する等、確認方法を記載した上で、当該ウェブページのコピー等を添付すること。
- 5 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

様式 24 の 5

持続血糖測定器加算 皮下連続式グルコース測定

の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を〇で囲むこと

1	1 届出する区分について(該当する区分にO印をつける)					
	・間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合					
	・間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合					
1	標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を	記入すること	。)			
				科		
2	常勤医師の氏名及び経験年数					
	常勤医師の氏名	勤務時間	糖尿病の治療	研修修了		
		20101-11-1	の経験年数	年月日		
		時間	年			
		時間	年			
		時間	年			
		時間	年			
3	持続皮下インスリン注入療法に係る実績	_				
新規	新規導入患者数(過去一年間)					
通	完患者数	名				
4	4 常勤看護師又は薬剤師の氏名及び経験年数					
	常勤看護師又は薬剤師の氏名	持続皮下インスリン注入 研修修		研修修了		
	吊到有護師又は栄削師の氏石	療法に従事した経験年数年月日		年月日		
			年			
			年			
		年				

- 1 「2」の常勤医師は糖尿病の治療に関し、専門的知識及び5年以上の経験を有し、持 続血糖測定器に係る適切な研修を修了していること。常勤医師の勤務時間について、就 業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。 なお、適切な研修の修了を証する文書の写しを添付すること。
- 2 「3」の新規導入患者数は当該保険医療機関における1年間の実績を記入すること。
- 3 「3」の通院患者数は届出時点における通院患者数を記入すること。
- 4 「4」については、間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合に記入すること。常勤看護師又は薬剤師は糖尿病の治療に関し、持続皮下インスリン注入療法に従事した経験を2年以上有し、持続血糖測定器に係る適切な研修を修了していること。なお、適切な研修の修了を証する文書の写しを添付すること。
- 5 、間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合、「2」の常勤医師及び「4」の常勤看護師又は薬剤師については、該当するすべての医師、看護師、薬剤師について記載すること。

様式 24 の 6

時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテストの施設基準に係る届出書添付書類

1 当該検査の経験を有し、循環器内科又は呼吸器内科の経験を5年以上有する常勤の医師の氏名等

診療科名	常勤医師の氏名	勤務時間	当該診療科の 経験年数	当該検査の 経験症例数
		時間	年	例
		時間	年	例

2 当該保険医療機関内で必要な検査等が実施できる機器

	(一般的名称)	(承認番号)
・生化学的検査(血液ガス分析)		
画像診断(単純撮影(胸部))		

3	3 急変時等の緊急事態に対応するための体制を	その他当該検査を行う	ための体制の概要

[記載上の注意]

「1」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間 (休憩時間 を除く労働時間) を記入すること。

ヘッドアップティルト試験の施設基準に係る届出書添付書類

		を有し、神経内科、循環器P)の経験を5年以上有する常			循環器疾患に係
診療	科名	常勤医師の氏名	勤務時間	当該診療科の 経験年数	当該検査の 経験症例数
			時間	年	例
2 急変時	等の緊急	事態に対応するための体制で	その他当該検査を行	行うための体制の	概要
(概要)	(有		無)

[記載上の注意]

「1」の産婦人科、神経内科、循環器内科又は小児科を担当する常勤医師の勤務時間について、 就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。

長期脳波ビデオ同時記録検査1の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出種別						
・新規届出 (実績期間	年 月~ 年	月)				
・再度の届出(実績期間	年 月~ 年	月)				
2 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。) 科						
3 長期脳波ビデオ同時記録検査	全の年間実施件数		例			
4 てんかんの治療を目的とする	手術の年間実施件数		例			
<連携保険医療機関において実施	売している場合>					
(名 称)						
(所在地)						
5 MRI装置、ポジトロン断層	層撮影装置及びシング	`ルホトンエミッショ	ンコンピューター断層撮			
影装置の名称、型番、メーカ	一名等	1				
MRI装置	ポジトロン断層撮影	装置 シング	ルホトンエミッションコ			
(機種名)	(機種名)	ンピュ	ーター断層撮影装置			
(型 番)	(型 番)	(機種	名)			
(メーカー名)	(メーカー名)	(型	番)			
(テスラ数)		(メー	カー名)			
<連携保険医療機関において実施	近している場合>					
(名 称)	(名 称)	(名	称)			
(所在地)	(所在地)	(所在	地)			
6 てんかんに係る診療の経験を						
常勤医師の氏名	勤務時間	診療科名	てんかんに関する診療			
			の経験年数			
	時間	科	年			
	時間	科	年			
7 常勤の看護師の氏名						
8 常勤の臨床検査技師の氏名						
9 専門的で高度なてんかん医	療の実施内容					
(例:複数診療科によるてんかん診療に関するカンファレンス、内科的治療、外科的治療と						
の連携の等)						
TO BE WAY A TO THE TOTAL OF THE	.=					
10 関係学会による教育研修施	,設としての認定		有 • 無			
学会名:						
認定年月日:	1. o⇒+₽·=·□·>·□··	<i></i>				
認定年月日: 11 当該保険医療機関以外の施設 [記載上の注意]	とへの読影又は診断の	委託	有 ・ 無			

- 1 「3」及び「4」については、当該検症例一覧(実施年月日、検査・手術名、患者性別、年齢、 主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 2 「4」の「連携保険医療機関において実施している場合」の記載事項については、当該保険医療機関においててんかんの治療を目的とする手術を年間 10 例以上実施しておらず、当該手術を年間 10 例以上実施している保険医療機関との連携体制が整備されている場合に限り記入すること。その場合、当該連携体制を示す文書を添付すること。
- 3 「5」の「連携保険医療機関において実施している場合」の記載事項については、当該保険医療機関においてMRI装置等を有しておらず、MRI装置等を有している保険医療機関との連携

体制が整備されている場合に限り記入すること。その場合、当該連携体制を示す文書を添付すること。

- 4 「6」の医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 5 「10」については、認定されていることが確認できる資料を添付すること。

中枢神経磁気刺激による誘発筋電図の 施設基準に係る届出書添付書類

1 届出種別	・再度	の届と	出(実績期間 出(実績期間 出(実績期間	年	月~ 月~ 月~			
2 届出年月日	∃	年	月 日					
3 施設共同和	钊用率の算定	<u>!</u>						
① 当該検査	査機器を使用	日した全患	 当数			_		<u>名</u>
② 当該検3 頼により杭	を機器の共同 検査を行った		りとして他の	保険医療機関	関からの依			<u>名</u>
			関間での紹介 召介された場					<u>名</u>
④ 施設共同	司利用率 =	(2-3)	/ (①-③) × 1 0 0 9	6		%	

- 1 「1」は、特掲施設基準通知第2の4の(2)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」の④による施設利用率が20%以上であること。
 なお、20%未満である場合には、それぞれの所定点数の80/100に相当する点数により算定するものであり、当該届出の必要はないものであること。

光トポグラフィーの施設基準に係る届出書添付書類

1 光トポグラフィーを算定するための届出等

(1)届出を行う光トポグラフィーの区分(該当するものに○をつけること)									
① 抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用する場合であって、地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合									
② 抑うつ	症状の鑑別診断の	補助に	使用するもので	であって、①以タ	外の場合				
③ 適合し 準	ていない場合には	所定点	数の 100 分の 8	80に相当する点	数により算	草定す	「ること	となる	施設基
(2) 届出	岩種別								
•新 5	見 届 出		(実績期間	年	月~	年	J	月)	
・再度	の 届 出		(実績期間	年	月~	年	J	月)	
▪機器増	設による届出		(実績期間	年	月~	年	J	月)	
(3) 届出	台年月日		年 月	日					
(4) 標榜	旁診療科名(施設	基準に係	る標榜科名を記	入すること。)					
(5) 当該	核療法を5例以上	実施し	た経験を有する	る常勤の精神保	健指定医6	の氏名	•		
診療科名	常勤の精神保健 の氏 名		勤務時間	当該療法の 経験症例数	指定番	号	ンターが	実施し	医療研究セ ている研修 1名以上)
			時間	例			有		無
			時間	例			有	•	無
		時間	例			有	•	無	
(6) 神経	と内科又は脳神経:	外科の	常勤医師の氏名	名等					
診	療科名		常勤图	医師の氏名			勤衤	务時間	
									時間
	か臨床検査技師	かにタ	生						
(/) 市主									
	常勤の臨床検査技師の氏名 勤務時間]			
									時間
(8) 保气	ア管理の計画			有	• 無				
(9) 施設共同利用率の算定									
① 当該検査機器を使用した全患者数									
② 当該検査機器の共同利用を目的として他の保険医療機関からの依頼により検 査を行った患者数 名									
査を行った患者数 ③ 特別の関係にある保険医療機関間での紹介の場合及び検査を実施する保険医									
療機関へ転医目的で紹介された場合に該当する患者数 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2									
④ 施設共同利用率 = (②-③) / (①-③) × 1 O O									
							=		%

2 「イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合」の実績に係る要件

		□ 常時対応型精神科救急医療施設			
(1)	ᄬᅺᆉᄼ	□ 身体合併症対応施設			
(1)	精神科救急医療体制整備事業で該当する施設を選択	□ 地域搬送受入対応施設			
		□ 身体合併症後方搬送対応施設			
	ᄬᅺᆉᄼᄼᄝᇎᆂᅛᄳᅓᄲᅕᄴᄼᆉᄁᆚᆚᄀᆉᆌᄼᄙᄱ	□ 輪番対応型精	神科救急医療施設		
	精神科救急医療体制整備事業で該当する施設を選択	□ 協力施設			
	① 当該病院の時間外、休日又は深夜における入院件	数	件(≧4件)		
(2)	①のうち、精神科救急情報センター、救急医療情報 急センター、一般医療機関、都道府県、市町村、保 (救急車)等からの依頼件数		件(≧1件)		
	② 当該病院の時間外、休日又は深夜における外来対	応件数	件(≧10件)		
	急センター、一般医療機関、都道府県、市町村、保	②のうち、精神科救急情報センター、救急医療情報センター、救命救急センター、一般医療機関、都道府県、市町村、保健所、警察、消防(救急車)等からの依頼件数(夜間、休日又は深夜以外の依頼件数も含む。)。			
(3)	③ 当該病院の常勤の精神保健指定医が、他医療機関 又は深夜の外来診療や、救急医療機関への診療協力 診等)を行った回数		回(≧6回)		
	④ 当該病院の常勤の精神保健指定医が、都道府県等 務等を行った回数	に協力し診察業	回(≧1回)		

- 1 「1」の(2)及び(9)は、特掲施設基準通知第2の4の(2)に定める共同利用率に係るものであること。
- 2 「D236-2」の「1」脳外科手術の術前検査に使用するもののみを実施する病院は、「1」の(1)、(2)、(3)及び(9)のみを記載すること。
- 3 「1」の(5)、(6)及び(7)の職員の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 4 「1」の(5)については当該症例一覧(実施年月日、患者性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 5 「1」の(5)の精神保健指定医について、指定番号を記載すること。また、研修を修了している場合は、修了証等の写しを添付すること。
- 6 「1」の(8)について、当該検査に用いる機器の保守管理の計画を添付すること。
- 7 「1」の(9)について
 - (1) ④による施設利用率が20%以上であること。
 - (2) 20%未満である場合には、それぞれの所定点数の80/100に相当する点数により算定するものであるが、当該検査を算定するにあたっては当該届出の必要はあること。
 - (3) 「D236-2」の「1」脳外科手術の術前検査に使用するものと「2」抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するものの患者数の総数によって算出する。
- 8 「イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合」を届け出る場合、当該病院又は当該病院の常勤の精神保健指定医の届出前直近1年間の実績を記載し、「2」の(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たすこと。具体的には、(2)の場合、当該病院が精神科救急医療体制整備事業のいずれかの施設に該当し①又は②の要件を満たし、(3)の場合、③又は④の要件を満たすこと。実績等については、照会に対し速やかに回答できるように医療機関で保管すること。

様式 27

脳磁図

自発活動を測定するものその他のもの

の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を〇で囲むこと。

1 3年以上の脳磁図の経験を有する常勤医師の氏名等 ※ 非常勤医師を組み合わせた場合を含む。					
常勤 換算	医師の氏名	勤務時間	脳磁図の経験年数		
		時間	年		
		時間	年		
		時間	年		
2 他の保険医療機関からの依頼による診断(過去1年間) 例					
3 長期脳波ビデオ同時記録検査1の施設基準の届出の有無 ※ 「自発活動を測定するもの」を届け出る場合に限り選択。					
有 • 無					

- 1 3年以上の脳磁図の経験を有する常勤医師につき記載すること。常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- 2 「2」については、当該保険医療機関における1年間の実績を記入すること。
- 3 脳磁図の「自発活動を測定するもの」を届け出る場合は、本様式と「長期脳波ビデオ同時撮影 検査1の施設基準に係る届出書添付書類」(様式25の2)を併せて提出すること。ただし、既 に当該施設基準に係る届出を行っている場合は、改めて提出する必要はないこと。

終夜睡眠ポリグラフィー(安全精度管理下で行うもの)の

施設基準に係る届出書添付書類

1 睡眠障害又は睡眠 呼吸障害に係る診療 の経験を5年以上有 する常勤医師の氏名	常勤医師の氏名	勤務時間	睡眠障害又は睡眠 呼吸障害に係る診 療の経験年数	日本睡眠学会 等が主催する 研修会の受講 年月日	
等		時間	年		
		時間	年		
2 常勤臨床検査技師 の氏名等	常勤臨床検査技師	5の氏名	勤務時	間	
			_	時間	
				時間	
				時間	
				時間	
3 当該保険医療機関 における睡眠ポリグ	終夜睡眠ポリグラフ	ィー検査	反復睡眠潜時試験	(MSLT)	
ラフィー検査及び反		件	_	件	
復睡眠潜時試験(M SLT)の年間実施					
件数					
4 睡眠検査に関する安全管理マニュアル策定の有無 (有 ・ 無)					

- 1 「1」の常勤医師及び「2」の常勤臨床検査技師の勤務時間について、就業規則等に定める 週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。なお、「1」について は、当該医師の研修会修了証書の写しを添付すること。
- 2 「2」については、「終夜睡眠ポリグラフィー検査」は、区分番号D237に掲げる終夜睡眠ポリグラフィーの「3」1及び2以外の場合の実施件数を、「反復睡眠潜時試験(MSLT)の実施件数を、それていいますること。
- 3 「3」については、当該検査症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名) を別添2の様式52により添付すること。
- 4 「4」については、当該医療機関内で策定された睡眠検査に関する安全管理マニュアルを添付すること。

単線維筋電図の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。							
	科、リハビリテーション科 た経験を10年以上有するも		勤の医師(専ら神経系疾患の診				
診療科名	診療科名 常勤医師の氏名 勤務時間 専ら神経系疾患の診療を 担当した経験年数						
		時間	年				
		時間	年				
3 筋電図・神経伝導検査を100例以上実施した経験を有する常勤の医師の氏名等							
第勤医師の氏名							
		時間	例				
時間							
4 当該保険医療機関において1年間に実施した筋電図・神経伝導検査の件数							
			例				

- 1 「2」及び「3」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 2 「3」及び「4」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。ただし、「4」については、日本臨床神経生理学会による教育施設又は準教育施設の認定に係る証明書等(筋電図・神経伝導検査の件数が分かるものに限る。)の添付をもってこれに代えることができること。
- 3 「3」については、「2」の医師と同一の者であっても差し支えない。

神経学的検査の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)								
	的検査に関する所属	との研修を修了 しょうしん	 した常勤医師(
担当した	:経験を10年以上有す	トる医師に限る。)の氏名等					
※ 非常	対医師を組み合わせ	た場合を含む。						
常勤換算	医師の氏名	勤務時間	診療科名	専ら神経系疾患の診療 を担当した経験年数				
		時間		年				
		時間		年				
		時間		年				
3 専ら神	4経系疾患の診療を排	旦当した経験を1	0年以上有する	医師の氏名等				
医	医師の氏名 勤務の形態 診療科名 専ら神経系疾患の診療 を担当した経験年数							
		常勤・非常勤		年				
常勤・非常勤								
常勤・非常勤年								
	常勤・非常勤 年							

- 1 「2」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。また、「2」に記入した医師の研修会修了証書の写しを添付すること。
- 2 「3」については、「2」に記入した医師以外の医師であって、当該検査を実施 する医師全てについて記入すること。

ロービジョン検査判断料の施設基準に係る届出書添付書類

1	1 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)				
2	2 当該診療に関連する研修を修了した眼科を担当する常勤医師の氏名等				
	常勤医師の氏名	勤務時間			
	時間				
	時間				

[記載上の注意]

「2」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。また、当該常勤医師の厚生労働省主催視覚障害者用補装具適合判定医師研修会又は眼鏡等適合判定医師研修会の修了証書の写しを添付すること。

様式 29 の 3

黄斑局所網膜電区

全視野精密網膜電図

の施設基準に係る届出書添付書類

※ 該当する届出事項に〇をつけること

1	1 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)						
2	眼科の経験を5年以上有する常勤の医師の	氏名等					
	常勤医師の氏名 勤務時間 眼科の経験年数						
		時間	年				
3	3 当該検査を行うために必要な装置・器具(製品名等)						

- 1 「1」の眼科を担当する常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所 定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 2 「3」については、該当する項目の検査を行うために必要な装置・器具の製品名等を記載すること。

゙コンタクトレンズ検査料1 ̄ コンタクトレンズ検査料2 、コンタクトレンズ検査料3 ∫

の施設基準に係る届出添付書類

※ 該当する届出項目に〇を付けること

		/ H//.	-, •, <u>-</u> -	X
届出種別 ・新規の届出(実績期間 年 ・再度の届出(実績期間 年	月 ~ 月 ~			
1 外来患者の数				1
2 コンタクトレンズに係る検査を実施	もした患る	当の数		2
3 外来患者に占めるコンタクトレンス ②/① ×100 =	ズ患者の割 %	削合		
4 眼科診療を専ら担当する常勤医師の	D氏名等			
氏 名	勤務	诗間	眼	科の経験年数
		時間		年
		時間		年
		時間		年
5 コンタクトレンズ検査料を算定した	≿患者の数	数		3
6 5のうち、コンタクトレンズを自加)数 ④			
7 5のうち、コンタクトレンズを自放 者の数	5			
8 コンタクトレンズの自施設交付割台 ④/(④+⑤) × 1 0 0 =	<u> </u>	%		
9 眼科の病床を有している。				る・該当しない)

- 1 「1」は、届出前1年間(コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の数が月 当たり平均500件を超える場合は、届出前6月間)において初診料、再診料又は外 来診療料を算定した患者(複数の診療科を有する保険医療機関にあって、同一日に 他の診療科を併せて受診したことから初診料、再診料又は外来診療料を算定しない 患者を含む。)の診療報酬明細書の件数を記入すること。
- 2 「2」及び「5」は、当該期間においてコンタクトレンズに係る検査を実施した 患者の診療報酬明細書の件数及びコンタクトレンズ検査料を算定した患者の診療報 酬明細書の件数を記入すること。
- 3 外来患者に占めるコンタクトレンズ患者の割合及びコンタクトレンズの自施設交付割合の算出に当たり、小数点以下は切り捨てることとする。
- 4 「4」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定 労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 5 「5」の患者数が 0 人である場合にあっては、「6」から「8」までの記載は不要であること。
- 6 「6」には、自施設の近隣等にあるコンタクトレンズ販売店において購入した患者は含まないこと。

画像診断管理加算 1 画像診断管理加算 2 画像診断管理加算3

の施設基準に係る届出書添付書類

			※該当す	ナる	届出事項を○で	で囲むこと。 	
1 標榜診療科 (施設基準に係る標榜科名を	を記入するこ	٤。)					
2 画像診断を専ら担当す	る常勤医師の	の氏名等					
常勤医師の氏名		勤務時	持間		象診断を専ら担 した経験年数	医療機関勤剂	务
			時間		年		
			時間		年		
			時間		年		
			時間		年		
			時間		年		
			時間		年		
		ļ	時間		年		
<u></u>			時間		年		
3 核医学診断、CT撮影	及びMRI	撮影に係る	事項				
	当該保険圏おける実	医療機関に			诊断を専ら担当す 情報の管理を行っ		
	<u>あいる妻</u> ①	これ 十女	のドに世	当冰川	月牧の日生で1).) た計 数	
核医学診断		件				件	
	2						
CT撮影及びMRI撮影		件				件	
4 核医学診断及びコンピ							1
	うち画像診園 までに行っ <i>†</i>		当する常	勤医	師が読影及び診	断を翌診療日	
	3						
核医学診断						件	
コンピューター (4						
断層診断						件	
読影結果が翌診療日までに			— - (গু⊥	<u>(1)</u>		100	•
ごのではない。 これがいりょくい	− 部でおり С 1 0 €	.いる平 -		- (4)/ □	/ (ШТС) ^	100	
= %							
5 当該保険医療機関以外	の施設への	読影又は診	断の委託	5	有	- 無	
6 当該保険医療機関にお	ける夜間及	び休日の読	影体制		有	• 無	

7 当該保険医療機関における、夜間及び休日を除く全ての核医学診断、CT撮影及びMRI撮影の検査前の画像診断管理の実施

有 • 無

- 1 「2」の常勤医師については、該当するすべての医師について記載すること。常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。また、常勤医師のうち、当該保険医療機関において勤務する医師(当該保険医療機関において常態として週3日以上かつ週22 時間以上の勤務を行っており、当該勤務時間以外の所定労働時間について、自宅等の当該保険医療機関以外の場所で読影を行う医師を除く。)については、当該医師の「医療機関勤務」の口に「✓」を記入すること。ただし、画像診断管理加算1及び2については1名以上、画像診断管理加算3については6名以上の「医療機関勤務」の常勤医師が必要であること。
- 2 「2」に研修修了の登録がされている医師の氏名を記入する場合は、関係学会による登録の 有無が分かる書類の写しを添付すること。
- 3 「3」及び「4」については、届出前3か月間の件数を記入すること。
- 4 画像診断管理加算1の届出を行う場合にあっては、「3」、「4」、「6」及び「7」は記載する必要はないこと。
- 5 画像診断管理加算2の届出を行う場合にあっては、「6」及び「7」は記載する必要はない こと。
- 6 画像診断管理加算2及び3の届出を行う場合にあっては、関連学会の定める指針に基づいて、 MRI装置の適切な安全管理を行っていること等を証明する書類を添付すること。
- 6 画像診断管理加算3の届出を行う場合にあっては、関連学会の定める指針に基づいて、適切 な被ばく線量管理を行っていること等を証明する書類を添付すること。

遠隔画像診断の施設基準に係る届出書添付書類

送信側(画像の撮影が行われる保険医療機関)

1 保険医療機関の所在地及び名称				
2 画像の撮影・送受信を行うために必要な装置・器具の一覧(製品名等)				
3 受信側の保険医療機関以外の施設への 読影又は診断の委託	有・無			

受信側(画像診断が行われる保険医療機関)

1	保険医療機関の所在地及び名称
2	画像診断管理加算の届出状況(該当するものに〇をつけること。) 画像診断管理加算(123)の届出年月日(年月日)
3	病院の種類(該当するものに〇をつけること。) ・特定機能病院 承認年月日 年 月 日 ・臨床研修指定病院 指定年月日 年 月 日 ・へき地医療拠点病院 指定年月日 年 月 日 ・「基本診療料の施設基準等」別表第6の2に掲げる地域に所在する病院
4	画像の送受信を行うために必要な装置・器具の一覧(製品名等)

[記載上の注意]

送信側及び受信側の保険医療機関ともに当該届出が必要であること。なお、送信側の保険医療機関の届出書については、受信側に係る事項についても記載すること。

ポジトロン断層撮影

ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影 乳房用ポジトロン断層撮影 の施設基準に係る 届出書添付書類

※該当する届出事項を〇で囲むこと。

1 届出区分 ・新 規 届 ・再 度 の リ ・機器増設によ		月~ 年 月~ 年 月~ 年	月) 月) 月)		
2 当該画像診断の従事者に係	る事項				
3年以上の核医学診断の経験 を有し、かつ、所定の研修を	常勤医師の氏名	勤務時間	核医学診断の 経験年数		
修了した常勤医師		時間	年		
PET製剤の取り扱いに関し 、専門の知識及び経験を有す	診療放射線技師の氏名	勤務時間	診断撮影機器		
る専任の診療放射線技師		時間			
3 施設共同利用率に係る事項					
① 保有する全ての当該撮影	に係る機器を使用した全患者数		名		
② 当該撮影の共同利用を目 された紹介患者数	的として他の保険医療機関から	検査を依頼	名		
③ 特別の関係にある保険医	療機関間での紹介の場合及び画 ^ん	像の撮影を			
実施する保険医療機関へ転	医目的で紹介された場合に該当す	トる患者数	名		
④ 施設共同利用率 = (②-③) / (①-③) × 1 0 0 =%					
4 施設共同利用率の計算除外対象となる保険医療機関 (該当するものに〇をつける)					
1 特定機能病院					
2 がん診療の拠点となる病院					
3 国立高度専門医療研究センターが設置する保険医療機関					

- 1 「1」は、特掲施設基準通知第2の4の(2)に定めるところによるものであること。
- 2 「2」の常勤医師及び診療放射線技師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。また、医師の関係学会等によるポジトロン断層撮影に係る研修の参加状況がわかるものを添付すること。
- 3 「3」については、施設共同利用率が30%以上の場合に限り記載すれば足りる。なお、 保険診療を行った患者数のみを記載すること。また、「4」に該当する保険医療機関におい ては記載する必要はないこと。

血流予備量比コンピューター断層撮影の施設基準に係る届出書添付書類

1 撮影に使用する機器について (使用する機器に〇印をつける) ・マルチスライスCT							
· ·	(64列以上 16列以上64列未満)						
2 〇印をつけた材 (機種名)	幾器の名称、型	番、メーカ・	一名等				
(型 番)							
(メーカー名)							
(列数又はテスラ数	效)						
3 当該病院の許可	可病床数				床		
4 標榜診療科 (施設基準に係る標	榜科名を記入す	ること。)			科		
5 循環器内科及び	が心臓血管外科	を専ら担当す	「る常勤医師	の氏名等			
常勤医師の氏名	常勤換算	勤務時間	診療科名	当該診療科の 経験年数	心血管インターベンシ ョン治療の経験年数		
		時間		年	年		
		時間		年	年		
		時間		年	年		
		時間		年	年		
		時間		年	年		
		時間		年	年		
		時間		年	年		
6 経皮的冠動脈	形成術の年間第	ミ施症例数			例		
7 画像診断を専ら	担当する常勤	医師の氏名等	÷				
常勤医師の	常勤医師の氏名 常勤換算 勤務時間 画像診断の 経験年数						
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□						
□□時間 年							
				時間	年		
				時間	年		
ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							

8	放射線治療の専従の常勤の図	医師の氏名等			
	常勤医師の氏名	常勤]換算	勤務時間	放射線治療 の経験年数
		Ι		時間	年
		[時間	年
		[時間	年
9 関係学会による教育研修施設としての認定等					
関連学会名				認定年月	日
10	関係学会による総合修練機	関としての訳	忍定	有	• 無
	学会名: 認定年月日:				
11	11 画像診断管理加算の施設基準への該当性の有無				
	画像診断管理加算 1			有 •	無
画像診断管理加算 2 有 ・ 無				無	
	画像診断管理加算3			有•	無

- 1 「5」、「7」及び「8」の常勤医師については、該当するすべての医師について記載すること。また、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師(当該勤務時間以外の所定労働時間について、自宅等の当該保険医療機関以外の場所で読影を行う医師を除く。)を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- 2 「6」については経皮的冠動脈形成術は 100 例以上必要であること。また、当該手術の手術症例の一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名) を別添2の様式 52 により添付すること。
- 3 「7」に研修修了の登録がされている医師の氏名を記入する場合は、関係学会による登録の 有無が分かる書類の写しを添付すること。
- 4 「9」及び「10」については、認定されていることが確認できる資料を添付すること。

CT透視下気管支鏡検査加算

冠動脈CT撮影加算

外傷全身CT加算

心臓MRI撮影加算

乳房MRI撮影加算

小児鎮静下MRI撮影加算

頭部MRI撮影加算

全身MRI撮影加算

乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術

(MRIによるもの)

に係る施設基準の届出書添付書類

※該当する届出事項を〇で囲むこと。

1	撮影に使用する機器について	(使用する機器に〇印をつける)
	放泉バー文 のりをむし ひじん	(文用する液体にしらず フリる)

・マルチスライスCT

(64列以上

16列以上64列未満)

· MR I

(3 テスラ以上 1. 5 テスラ以上 3 テスラ未満)

2 〇印をつけた機器の名称、型番、メーカー名等

(CTの場合は列数、MRIの場合はテスラ数を記載すること。)

(機種名)

(型 番)

(メーカー名)

(列数又はテスラ数)

3 専ら呼吸器内科又は呼吸器外科に従事し、呼吸器系疾患の診療の経験を5年以上有する常勤 の医師

診療科名	常勤医師の氏名	勤務時間	呼吸器疾患の診療の 経験年数
		時間	年

4 小児のMRI撮影及び画像診断に関して十分な知識と経験を有する常勤の医師

診療科名	常勤医師の氏名	勤務時間	小児科の経験年数
		時間	年
		時間	年

5 小児の麻酔・鎮静に十分な知識と経験を有する常勤の医師

診療科名	常勤医師の氏名	勤務時間	小児麻酔の経験年数
		時間	年

			時間		年
6 画像診断を専ら担当	áする常勤の医師				
診療科名	常勤医師の氏名		勤務時間	画信	象診断を専ら担当 した経験年数
			時間		年
			時間		年
			時間		年
7 画像診断管理加算 <i>の</i>)施設基準への該当性の有	無		•	
画像診断領	管理加算 1		有	無	
画像診断領	萱理加算 2		有	無	
画像診断領	管理加算 3		有	無	
8 救命救急入院料の届	間出の有無		有	無	
9 関係学会より認定さ	れた年月日		年	月	B
10 当該保険医療機関(読影体制	こおける夜間及び休日の		有	無	
	こおける、夜間及び休日 診断、CT撮影及びMR 象診断管理の実施		有	無	

- 1 届出に係る画像診断機器 1 台につき、本様式による添付書類をそれぞれ作成すること。
- 2 「2」については、機器ごとに記載すること。
- 3 「3」については、CT透視下気管支鏡検査加算を届け出る場合に記載すること。
- 4 「4」及び「5」については、小児鎮静下MRI撮影加算の届出を行う場合に記載すること。
- 5 「6」及び「11」については、頭部MRI撮影加算及び全身MRI撮影加算の届出を行う場合(画像診断管理加算3の届出を行っている場合を除く)に記載すること。「6」の常勤 医師について、当該医師の専ら画像診断を担当した経験年数が10年未満の場合は、関係学 会による研修修了の登録の有無が分かる書類の写しを添付すること。
- 6 頭部MRI撮影加算及び全身MRI撮影加算の届出を行う場合にあっては、関連学会の定める指針に基づいて、適切な被ばく線量管理を行っていること等を証明する書類を添付すること。
- 7 「7」については、冠動脈CT撮影加算、外傷全身CT加算、心臓MRI加算、乳房MRI加算、小児鎮静下MRI撮影加算、頭部MRI撮影加算、全身MRI撮影加算及び乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの)の届出を行う場合に記載すること。
- 8 「8」については、外傷全身CT加算の届出を行う場合に記載すること。
- 9 「9」については、乳房MRI撮影加算及び乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによる もの)の届出を行う場合に記載すること。
- 10 「10」については、頭部MRI撮影加算の届出を行う場合に記載すること。

外来後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

١.	届出に係る外米後発医楽品使用体制加算の区分(いすれかに〇を付す)
	() 外来後発医薬品使用体制加算 1
	(カットオフ値 (「3.」の④) 50%以上かつ後発医薬品の割合 (「3.」の⑤) 85%以上)
	() 外来後発医薬品使用体制加算 2
	(カットオフ値 (「3.」の④) 50%以上かつ後発医薬品の割合 (「3.」の⑤) 75%以上85%未満)
	() 外来後発医薬品使用体制加算3
	(カットオフ値(「3.」の④)50%以上かつ後発医薬品の割合(「3.」の⑤)70%以上75%未満)

2. 後発医薬品の使用を促進するための体制の整備

後発医薬品の品質、	
安全性、安定供給体	
制等の情報を入手・	
評価する手順	

3. 医薬品の使用状況 (年月日時点)

全医薬品の規格単	位数量及	び後	発医薬品の	の規	格単位数量	並	びにその割合
期間 (届出時の直近3か 月:1か月ごと及び3か 月間の合計)	年	月	年	月	年	月	年 月 ~ 年 月 (直近3ヶ月間の 合計)
全医薬品の規格単位 数量(①)							
後発医薬品あり先発 医薬品及び後発医薬 品の規格単位数量 (②)							
後発医薬品の規格単 位数量(③)							
カットオフ値の割合 (④) (②/①)(%)							
後発医薬品の割合 (⑤) (③/②)(%)							

- 1 後発医薬品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討する内容、開催回数等を記載した概要を添付すること。
- 2 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 3 後発医薬品の規格単位数量の割合を計算するに当たっては、「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」(令和2年3月5日保 医発0305第7号)を参照すること。

経気管支凍結生検法の施設基準に係る届出書添付書類

1 呼吸器系疾患の診療の経験を5年以上有する呼吸器内科又は呼吸器外科を担当する常勤の医師 の氏名等(2名以上で、少なくとも1名は10年以上の経験を有していること。)

常勤医師の氏名	勤務時間	呼吸器系疾患の 診療の経験年数
	時間	年
	時間	年
	時間	年

2 診療放射線技師の氏名

	診療放射線技師の氏名	
3	急変時等の緊急事態に対応する	ための体制その他当該検査を行うための体制の概要

[記載上の注意]

「1」の常勤医師の勤務時間については、勤務時間欄に就業規則等に定める週あたりの所 定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。 へ 心大血管疾患リハビリテーション(I) 心大血管疾患リハビリテーション(Ⅱ)

※該当する届出事項を〇で囲むこと。

標榜診療科			環器内科		心臓血管外科		
循環器内科又は心臓血管							
外科を担当する医師の氏 名							
心大血管疾患リハビリテ							
ーションの経験を有する 医師の氏名							
	1	. 救命救急入隊	完料の届出が受	理され			
緊急時に備える体制	2	2. 特定集中治療 3. 緊急手術・』	療室管理料の届	出が受	を理されている。	いる。	
		<u> </u>	<u> </u>	関名			-
医師 (心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する医師に限る。)	常勤	専任	名	非常勤	専 任 (常勤換算)	(名 名)
従 (心大血管疾患リーション)	常	専 従	名	非常常	専 従 (常勤換算)	(名 名)
者 の経験を有する看 護師に限る。)	勤	専 任	名	勤	専 任		名
理学療法士 心大血管疾患リハビリテーション	常	専び	名	非常	専 従 (常勤換算)	(名 名)
の経験を有する理学療法士に限る。	勤	専 任	名	勤	専 任		名
専用の機能訓練室の面積						平方メート	・ル
専用の機能訓	練室	に備えている装	置・器具の一覧	覧(製	品名及び台数等	F)	
 酸素供給装置							
除 細 動 器							
心電図モニター装置							
トレッドミル							
エルゴメーター							
血 圧 計							
救 急 カ ー ト							
運動負荷試験装置							

*	Ø	他		
	加算届出の有 当するものに(有 無	
リハビ	リテーション	*科の		口常勤換算
	医師の氏名			□常勤換算

- 1 運動負荷試験装置については、当該保険医療機関内に備えていればよい。
- 2 「標榜診療科」欄及び「緊急時に備える体制」欄については、該当するものに〇をつけること。心大血管疾患リハビリテーション料(I)を届け出る場合、「標榜診療科」については、当該科の担当医師が心大血管疾患リハビリテーションを実施する時間帯において常時勤務していなくてはならない。心大血管疾患リハビリテーション料(II)を届け出る場合、「標榜診療科」については記載が不要であるが、循環器内科又は心臓血管外科を担当する医師及び心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する医師が心大血管疾患リハビリテーションを実施する時間帯において常時勤務していなくてはならない。
- 3 「緊急時に備える体制」を連携保険医療機関で確保している場合には、当該連携保険医療機関の名称を記載すること。また、緊急手術・血管造影検査が行える体制とは、心大血管疾患リハビリテーション実施時において、緊急時に使用可能な手術室及び血管造影室があり、緊急時に対応可能な職員が配置されている体制である。
- 4 専任の非常勤医師、専従の非常勤看護師、専従の非常勤理学療法士のうち、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤従事者を組み合わせて配置している場合には、当該非常勤従事者を常勤換算した人数(小数点以下第2位四捨五入)を記入すること。
- 5 当該リハビリテーションに従事する医師、看護師及び理学療法士の氏名並びに勤務の態様等について、別添2の様式44の2を添付すること。
- 6 当該リハビリテーションが行われる専用の機能訓練室の平面図を添付すること。
- 7 その他、当該届出を行うに当たっては、次の要件を満たす必要があること。
 - ・リハビリテーションに関する記録 (医師の指示、運動処方、実施時間、訓練内容、担当者等) が患者ごとに一元的に管理され、常に医療従事者により閲覧が可能であること。
 - ・定期的にその他関係職種が参加するカンファレンスが開催されていること。
- 8 「初期加算届出の有無」欄について、有に○をつけた場合には、「リハビリテーション科の 医師の氏名」欄を記載すること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働 時間が週22時間以上の勤務を行っているリハビリテーション科の非常勤医師を組み合わせて 配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。

リハビリテーションの施設基準に係る届出書添付書類

	<u> </u>	•			1.1.			1
	出 区 分 するものに〇)		脳川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川	等 リハビリテー リハビリカテー リハデーリテー リカテー リカテー リカテー リカテー リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ	ーショ ーショ ン(I) ン(Ⅲ) ン(Ⅲ)	ン(Ⅱ)		
	医 師	常 勤	専 任	名	非 常 勤	専 任 (常勤換算)	(名 名)
	<i>∓</i> -# AT	常	専 従	名	非常	専 従		名
	│ 看 護 師 │ │	勤	専 任	名	勤	専 任		名
従	理学療法士	常	専従	名	非常	専 従 (常勤換算)	(名 名)
事	垤 子 惊 広 工 	勤	専 任	名	勤	専 任		名
者	作業療法士	常	専 従	名	非常	専 従 (常勤換算)	(名 名)
数	1F 未 惊 広 工 	勤	専 任	名	勤	専 任		名
	言語聴覚士	常	専 従	名	非常	専 従 (常勤換算)	(名 名)
	古品 概 見 工 	勤	専 任	名	勤	専 任		名
	経験を有する	常	専 従	名	非	専 従		名
	従 事 者	勤	専 任	名	常 勤	専 任		名
治療・	訓練を十分実施	しえる	専用施設の面	積			平方	i メートル
	当言	亥リハし	ごリテーショ	ンを行うための	の器械	・器具の一覧		
	川線療養 種療養 手種 が が が が が が が が が が が が が	(角度)	計、握力計等		徳力検言 音デオタ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	具(係・短下肢を 長・短下間を 長・短所の 長・短所の 最後の は機器 を を を を と を を と を を を を と を と と と と と	麦具等) 備	

初期加算届出の有無 (該当するものに〇) 有・無

リハビリテーション科の 医師の氏名	口常勤換算
	口常勤換算

- 1 専任の非常勤医師、専従の非常勤理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち、週3日以上 常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤従事 者を組み合わせて配置している場合には、当該非常勤従事者を常勤換算した人数(小数点以下 第2位四捨五入)を記入すること。
- 2 当該リハビリテーションに従事する医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及びその他の従事者の氏名並びに勤務の態様等について、別添2の様式44の2を添付すること。
- 3 当該リハビリテーションが行われる専用の機能訓練室の平面図を添付すること。なお、言語聴 覚療法を行う保険医療機関においては、遮蔽等に配慮した専用の個別療法室があることがわかる 平面図であること。
- 4 その他、当該届出を行うに当たっては、次の要件を満たす必要があること。
 - ・リハビリテーションに関する記録(医師の指示、実施時間、訓練内容、担当者等)が患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であること。
 - ・定期的にその他関係職種が参加するカンファレンスが開催されていること。
- 5 「初期加算届出の有無」欄について、有に○をつけた場合には、「リハビリテーション科の医師の氏名」欄を記載すること。なお、当該医師については、リハビリテーションに専ら従事している医師であること。また、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週24時間以上の勤務を行っているリハビリテーション科の非常勤医師を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- 6 具備している器械・器具について□に「✓」を記入すること。

難病患者リハビリテーション 障害児(者)リハビリテーション

の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を〇で囲むこと。

					<i>7</i> 10		7 0 油田事項(0
	医 師	常勤	専	任	名	非常勤	専 任 (常勤換算)	(名 名)
	看護師	常	専	従	名	非常	専 従 (常勤換算)	(名 名)
		勤	専	任	名	勤	専 任		名
従	理学療法士	常	専	従	名	非常	専 従 (常勤換算)	(名 名)
事	在 一凉 丛 工	勤	専	任	名	勤	専 任		名
者	作業療法士	常	専	従	名	非常	専 従 (常勤換算)	(名 名)
	宋凉丛工	勤	専	任	名	勤	専任		名
	言語聴覚士	常	専	従	名	非常	専 従 (常勤換算)	(名 名)
	百品称克工	勤	専	任	名	勤	専任		名
専用施	こ設の面積						-	方メートル	
	当言	亥療法	まを行	· うた	めに必要な専用の)器柄	战・器具の一覧		
訓練マットとその付属品 姿勢矯正用鏡 車椅子 各種杖 各種測定用器具(角度計、 握力計等) その他()									
	障害	· 明(者)!.	ノハビ	リテーションの履	量出る	を行う施設一覧		

- ・ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- ・ 児童福祉法第6条の2の2に規定する指定発達支援医療機関
- ・ リハビリテーションを実施している外来患者のうち、おおむね8割以上の患者が脳性麻 痺等である保険医療機関

- 1 専任の非常勤医師、専従の非常勤看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち、週 3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非 常勤従事者を組み合わせて配置している場合には、当該非常勤従事者を常勤換算した人数(小 数点以下第2位四捨五入)を記入すること。
- 2 当該リハビリテーションに従事する医師、看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 の氏名並びに勤務の態様等について、別添2の様式44の2を添付すること。
- 3 当該リハビリテーションが行われる専用の機能訓練室の平面図を添付すること。なお、言語聴覚療法を行う保険医療機関においては、遮蔽等に配慮した専用の個別療法室があることがわかる平面図であること。
- 4 「当該療法を行うために必要な専用の器械・器具の一覧」欄については、該当するものに○ をつけること。また、その他に器械・器具がある場合は()に記入すること。
- 5 「障害児(者) リハビリテーションの届出を行う施設一覧」欄については、該当するものに○ をつけること。
- 6 その他、障害児(者) リハビリテーションの届出を行うに当たっては、次の要件を満たす必要があること。
 - ・リハビリテーションに関する記録(医師の指示、実施時間、訓練内容、担当者等)が患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者により閲覧が可能であること。
 - ・定期的にその他関係職種が参加するカンファレンスが開催されていること。
- ※ 以下はリハビリテーションを実施している外来患者のうち、おおむね8割以上の患者が脳性麻 痺等である保険医療機関である場合のみ記載すること。

リハビリテーションを実施した患者(延べ人数) A	名	
上記のうち、障害児(者)に該当する患者(延べ人数)B	名	
(再掲)		患者数
脳性麻痺	名	算出期間
胎生期若しくは乳幼児期に生じた脳又は脊髄の奇形及び障害	名	
顎・口蓋の先天異常	名	年 月 日
先天性の体幹四肢の奇形又は変形	名	
先天性神経代謝異常症、大脳白質変性症	名	~
先天性又は進行性の神経筋疾患	名	
神経障害による麻痺及び後遺症	名	年 月 日
言語障害、聴覚障害又は認知障害を伴う自閉症等の発達障害	名	
当該施設における障害児(者)患者の割合 B/A	%	

- ① Aは、算出期間中に当該施設でリハビリテーション料(心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、集団コミュニケーション療法料)を1単位以上算定した患者の延べ人数について記載すること。
- ② Bは、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病によるものを除く。
- ③ 平均患者数算出期間は届出の直近1か月とする。

がん患者リハビリテーションの施設基準に係る届出書添付書類

る疾 料等	施設において算 患別リハビリテ 当するものにC	ーション	脳血管疾 廃用症候 運動器リ 呼吸器リ	疾患リハビリテー 患等リハビリテー 群リハビリテーシ ハビリテーション ハビリテーション 者)リハビリテー	ション料 ョン料 料 料	I · II I · II · III I · II · III I · II · III	
	専任の常勤医的 ※ 専任の非常 を組み合わせた	常勤医師				テーションに係る 経験 がリハビリテーションの研修	あり・なし あり・なし
	専任の常勤医的 ※ 専任の非常 を組み合わせて	常勤医師		常勤換算		テーションに係る 経験 がリハビリテーショ	あり・なし
4 ×	経験を有する常職員氏名	常勤専従				ンの研修 職種	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
経験を	戦貝 氏石			常勤換算	がん患者	がリハビリテーショ ンの研修	あり・なし
を有する☆	 経験を有する 職員氏名	常勤専従	□ 常勤換算			職種	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
職員	柳貝 氏石				がん患者	fリハビリテーショ ンの研修	あり・なし
	経験を有する常勤専従					職種	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
	職員氏名		□常勤換算		がん患者	fリハビリテーショ ンの研修	あり・なし
	経験を有する常職員氏名	常勤専従				職種	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
			□ 常勤換算		がん患者	fリハビリテーショ ンの研修	あり・なし
	医師	常 勤	専任	名	非 常 勤	専任 (常勤換算)	名 (名)
124	理学療法士	常 勤	専従	名	非 常 勤	専従 <u>(常勤換算)</u>	名 (名)
従事者数		<u></u>	専任	名名		専任	名
者数	作業療法士	常 勤	専従	名名	非 一 常 勤	専従 <u>(常勤換算)</u>	名 (名)
		到	専任	名名	勤	専任	名
	 言語聴覚士	常 勤	専従	名名	非 常	専従 <u>(常勤換算)</u>	名 (名)
		勤	専任	名名	勤	専任	名

市田佐凯の王建	専用施設面積	平方メートル					
専用施設の面積	言語聴覚療法専 用施設の面積	平方メートル					
	当該療法を行うための器械・器具の一覧						

- 1 専任の非常勤医師、専従の非常勤理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち、週3日以上常態として 勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤従事者を組み合わせて配置 している場合には、当該非常勤従事者を常勤換算した人数(小数点以下第2位四捨五入)を記入すること。 また、当該従事者の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- 2 当該リハビリテーションに従事する医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及びその他の従事者の 氏名並びに勤務の態様等について、別添2の様式44の2を添付すること。
- 3 経験を有する専任の医師について、①リハビリテーションに関する経験についてわかる書類②がん患者 のリハビリテーションについて研修を修了していることがわかる書類を添付すること。
- 4 当該リハビリテーションが行われる専用の機能訓練室の平面図を添付していること。なお、 言語聴覚療法を行う保険医療機関においては、遮蔽等に配慮した専用の個別療法室があることがわかる 平面図であること。

認知症患者リハビリテーションの施設基準に係る届出書添付書類

当該施設において算定している疾 患別リハビリテーション料等 (該当するものに〇)			脳廃運呼障が精神管症器器児患科神科神科科	心大血管疾患リハビリテーション料 I・Ⅱ・Ⅲ 脳血管疾患等リハビリテーション料 I・Ⅱ・Ⅲ 廃用症候群リハビリテーション料 I・Ⅱ・Ⅲ 運動器リハビリテーション料 I・Ⅱ 呼吸器リハビリテーション料 I・Ⅱ 障害児(者)リハビリテーション料 がん患者リハビリテーション料 精神科作業療法 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア 精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア					
—————————————————————————————————————	専任の常勤医師の ※ 専任の非常勤					リハビリテ	·ーションに係る経験	あり・なり	,
を 有	組み合わせた場合		1	二 常勤換算		認知症患者	fリハビリテーション の研修	あり・なり	,
す る 職	専任の常勤医師の					リハビリテ	ーションに係る経験	あり・なり	•
員	※ 専任の非常勤医師を 組み合わせた場合を含む		□ 常勤換算		認知症患者	fリハビリテーション の研修	あり・なり	,	
	医師	常 勤	専任		名	非 常 勤	専任 (常勤換算)	(名 名)
	理学療法士	常勤	専従		名	非 常	専従 (常勤換算)	(名 名)
従 事	24一次以上	勤	専任		名	勤	専任		名
事者数	 作業療法士	常 勤	専従		名	非 常	専従 (常勤換算)	(名 名)
	17本源丛工	勤	専任		名	勤	専任		名
	言語聴覚士	常	専従		名	非 常	専従 (常勤換算)	(名 名)
	まいます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				名	勤	専任		名
			当該	療法を行うための	の器械	・器具の-	- 覧		

- 1 専任の非常勤医師、専従の非常勤理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤従事者を組み合わせて配置している場合には、当該非常勤従事者を常勤換算した人数(小数点以下第2位四捨五入)を記入すること。また、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- 2 当該リハビリテーションに従事する医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及びその他の従事者の氏名並びに勤務の態様等について、別添2の様式44の2を添付すること。
- 3 経験を有する専任の医師について、①認知症患者の診療に関する経験についてわかる書類、②認知症患者のリハビリテーションについて研修を修了していることがわかる書類を添付すること。
- 4 当該リハビリテーションが行われる専用の機能訓練室の平面図を添付していること。
- 5 当該療法を行うための器械・器具の一覧については、作業療法、学習訓練療法、運動療法等に用いるための用具を記載すること。

集団コミュニケーション療法料の施設基準に係る届出書添付書類

リ	施設にて算定 ハビリテーシ (該当するもの)	ョン料		脳血管疾患等リノ 障害児(む	ヽビリテー 針)リハビ	-ション料 I・ :リテーション料	п•ш	
従東	医師	常 勤	専任	名	非 常 勤	専任 (常勤換算)	(名 名)
従事者数	言語聴覚士	常勤	専従	名	 非 常 勤	専従 (常勤換算)	(名 名)
	口叩心兄工	勤	専任	名	勤	専任		名
<u>+</u>	□₩-□.o. z :#	集団织	療法室	平方メートル				トル
		兼用	去室との 状況 ものにO)	共通・独立・個別療法室なし				
			当該	療法を行うための器械	・器具 <i>の</i>)一覧		

- 1 専任の非常勤医師、専従の非常勤言語聴覚士のうち、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定 労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤従事者を組み合わせて配置している場合には、当該 非常勤従事者を常勤換算した人数(小数点以下第2位四捨五入)を記入すること。
- 2 集団療法室として用いている部屋を複数備えている場合については、面積が最も小さいものについて記載すること。
- 3 個別療法室との兼用状況については、共通で用いている部屋が1室でもある場合については「共通」を 選択すること。
- 4 当該治療が行われる専用の療法室の配置図及び平面図を添付すること。
- 5 当該治療に従事する医師及び言語聴覚士の氏名、勤務の態様等について、別添2の様式44の2を添付する こと。

様式 44 の 5

通院・在宅精神療法の注4に規定する加算の施設基準に係る届出書添付書類

- 1 精神科医の配置に関する要件
 - (1) 主として20歳未満の患者に対する精神医療に従事した経験を5年以上有する精神保健指定医
 - ※ 非常勤の精神保健指定医を組み合わせた場合を含む。

<u> </u>					
常勤	氏	名	, 勤務の 勤務 ** 態様 時間	勤務	精神保健指定医に指定されてからの 精神科の経験年数
換算	II.	11		うち、主として 20 歳未満の患者 に対する精神医療に従事した年数	
			口常勤	時間	年
			口非常勤	h社[日]	年
			□常勤□非常勤	時間	年 年

- (2) 主として20歳未満の患者に対する精神医療に従事した経験1年以上を含む精神 科の経験を3年以上有する精神科医
 - ※ 非常勤の精神科医を組み合わせた場合を含む。

<u> </u>	11-20-11			, 27 — —	- 3 °
常勤	<u>rc</u>	Ø	勤務の	勤務	精神科の経験年数
換算	氏	名	に対する精神医療に	うち、主として 20 歳未満の患者 に対する精神医療に従事した年数	
			口常勤	時間	年
			口非常勤	141目]	年
			口常勤	時間	年
			口非常勤	[一一一一一	年

2 専任の精神保健福祉士等の配置に関する要件

氏名	職種

3 16歳未満の患者数に関する要件

(1)通院・在宅精神療法を実施した患者の数(ひと月当たり 平均)	人
(2) うち、16歳未満の患者の数(ひと月当たり平均)	人
(3) (2) ÷ (1) × 100	%

- 1 「1」については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✔」を記入すること。また、当該精神保健指定医の指定番号がわかるものを添付すること。なお、勤務時間欄には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記載すること。
- 2 「3」については、直近6か月の各月についてひと月あたりの平均を記載すること。「3」の(3) について、診療所である保険医療機関が届出する場合に限り記載すればよいこと。

様式 44 の6

救急患者精神科継続支援料の施設基準に係る届出書添付書類

1	精神科リエゾンチーム加算の届出に関する	要件			
	精神科リエゾンチーム加算の届出	(有	無	

- 2 専任の常勤医師に係る要件
 - ※ 非常勤医師を組み合わせた場合を含む。

常勤 換算	氏名	適切な研修		
		あり・ なし		
		あり・ なし		

3 専任の常勤看護師等

氏名	職種	適切な研修
		あり ・ なし

- 1 「2」については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22 時間以上の勤務を行っている非常勤医師を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- 2 「2」及び「3」の適切な研修とは、自殺企図等により入院となった患者に対する 生活上の課題等について指導を行うための適切な研修であって、救急患者精神科継続 支援料の施設基準に規定するものをいう。適切な研修を修了していることがわかる書 類を添付すること。

様式46の3

治療抵抗性統合失調症治療指導管理料の施設基準に係る届出書添付書類

1 統合失調症の診断・治療に十分な経験を	□ 常勤換算			
有する精神科医の氏名	□ 常勤換算			
2 統合失調症について十分な知識を有する 薬剤師の氏名				
3 副作用発現時に対応するための体制の概要				

[記載上の注意]

「1」については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を 行っている精神科医である非常勤医師を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤換算」 の□に「✓」を記入すること。

精神科在宅患者支援管理料1精神科在宅患者支援管理料2

の施設基準に係る届出添付書類

※該当する届出事項を〇で囲むこと。

1 当該保険医療機関における従事者

1 当該体験区域域関にのいるが	レチーロ					
職種	常勤換算		氏	名		
ア 常勤精神科医						
イ 常勤精神保健福祉士						
ウ 作業療法士						
2 精神科訪問看護・指導を担当する保健師又は看護師、精神科訪問看護を担当する連携する訪問看 護ステーション						
所属		氏 名		勤務形態		
当該保険医療機関					常勤・	非常勤
連携する訪問看護ステーション 精神科訪問看護基本療養費を算定する者としての届出						
名称:						
開設者:		(;	あり	・なし	.)	
	·					
3 当該保険医療機関における	る 24 時間連絡		(あり	・なし)
4 当該保険医療機関における 24 時間往診が可能な体制 (あり ・ なし)						
5-1 当該保険医療機関における 24 時間精神科訪問看護・指導が可能な体制 (あり ・ なし)						

5-2 連携する訪問看護ステーションによる 24 時間精神科訪問看護が可能な体制 (あり・ なし) •名 称 : •開 設 者 : 特別の関係である ・ 特別の関係でない •特別の関係: 6-1 時間外対応加算1の届出の有無 あり なし 6-2 所属する保険医療機関が時間外、休日又は深夜における精 神科救急情報センター等から自院のかかりつけ患者に関する問 あり・ なし 合せ等に対応できる体制の有無

- 1 「1」において、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている精神科の非常勤医師を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- 2 「4」、「5-1」及び「5-2」において、当該保険医療機関が 24 時間の往診又は精神科訪問看護・指導が可能 な体制のいずれも有さない場合には、当該連携する訪問看護ステーションが 24 時間対応体制加算の届出をお こなっていることが確認できる文書を添付すること。

医療保護入院等診療料の施設基準に係る届出書添付書類

常勤の精神保健指定医の氏名 (指 定 番 号)	() □ 常勤換算
※非常勤の精神保健指定医を 組み合わせた場合を含む	() □ 常勤換算
行動制限最小化に係る委員会	開催回数 () 回/月 参加メンバー (職種) ・ ・ ・	
行動制限最小化に係る 基本指針の作成日時	年月	日作成
研修会の実施頻度	開催回数 () [回/年

- 1 精神保健指定医について、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が 週22時間以上の勤務を行っている精神保健指定医である非常勤医師を組み合わせて配置し ている場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。
- 2 行動制限最小化に係る基本指針を添付すること。

様式 48 の 2

処置 手術

の休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の施設基準に係る届出書添付書類 ※該当する届出事項を〇で囲むこと。

1 算	定を行う診療科数				
2 病	2 病院全体の診療科が届出を行っている。 (該当する・該当しない)				
病	病院の標榜診療科数				
3 病	院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的計画を策定し、	職員等に周知	田徹底し		
てし	いる。 (該当・	する・該当し	ない)		
4 急	4 急性期医療に関する事項 (該当する項目に〇をつけること)				
	①第三次救急医療機関				
	②総合周産期母子医療センターを有する医療機関				
	③小児救急医療拠点病院				
	④災害拠点病院				
	⑤へき地医療拠点病院				
	⑥地域医療支援病院				
	⑦基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する例	呆険医療機関			
	⑧年間の緊急入院患者数が200名以上の実績を有する病院	年間	名		
	⑨年間の全身麻酔による手術件数が800件以上の実績を有する病院	年間	件		
5 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外の医療従事者					
が実施する体制 (有・無)					
6 予	定手術前日において医師が当直等を実施した日数	(日)		
7 1	日の当直人数(集中治療室等に勤務する医師を除く。)(人)			

(年間の緊急入院患者数又は年間の全身麻酔による手術件数、予定手術前日において医師が 当直等を実施した日数の算出期間: 年 月 日~ 年 月 日)

- 1 「1」について、算定を行う診療科の詳細を様式 48 の2の2により提出すること。
- 2 「3」については、様式13の4「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する 体制」及び病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の写しを添付するこ と。ただし、加算の変更の届出にあたり、直近7月に届け出た内容と変更がない場合 は、様式13の4の添付を略すことができる。
- 3 年間の緊急入院患者数、年間の全身麻酔による手術件数については、直近1年間の 実績を記載すること。
- 4 「4」の①~⑥に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたことの分か

る資料を添付すること。

- 5 「5」について、静脈採血、静脈注射又は留置針によるルート確保が実施可能な医師 以外の者の氏名について、別添2の様式4を添付すること。
- 6 「6」について、予定手術前日において医師が当直等を実施した実績の一覧を提出 すること。(様式自由)なお、チーム制を実施している診療科で実施した夜勤時間帯の 手術のために呼び出した医師が翌日の予定手術に参加している場合は、全て算入して いること。
- 7 「7」については、「2」に該当する場合に記載すること。

交代勤務制の実施状況

1 実施診療科	
2 当該診療科の医師の氏名等	
医師の氏名	常勤・非常勤の別
	(該当に○をつける)
	常勤・非常勤
3 交代勤務制の概要(該当するものに〇をつけ (1)2交代制・3交代制の別 平日 (2交代制・3交代 休日 (2交代制・3交代	制) 制)
(2)夜勤者人数 ((3)夜勤をした場合、翌日の日勤を休日にして	名)
(4)日勤から連続して夜勤を行うことがある	
	: し、連続勤務者の休憩を4時間以上確保している
(o)	(該当する・・該当しない)
(6) 佟勤時間帝の当該診療科における診療及ひ	「同時 1 列までの手術を夜勤者のみで実施している (該当する ・ 該当しない)

- 1 届出前 1 か月の勤務計画表(勤務実績)が分かる書類及び届出前 1 か月の当該診療科の 手術の一覧(予定手術、緊急手術を問わず全て記載すること。また、術者、助手(全ての医 師)の氏名並びに開始時間及び終了時間が分かるものであること)を添付すること。(様式 自由)
- 2 「3」の(2)については、届出前1か月の平均を記入すること。

チーム制の実施状況

1 実施診療科		
	科	
2 当該診療科の医師の氏名等	在籍する医師数	名
医師の氏名	常勤・非常勤の別	
	(該当に〇をつける)	
	常勤・非常勤	
3 チーム制の概要(該当するものに○をつける (1)緊急呼び出し当番数)	
平日の夜勤時間帯	名)	
休日の日中(名)	
休日の夜勤時間帯 ((2)緊急呼び出し当番を夜勤時間帯に院内に呼	名) 『び出して診療を行った場合、翌日のE	日勤を休日に
している (該当する ・ 該当しない)		
(3) 夜勤時間帯における緊急手術に参加させる 予定手術がない医師としている	ために呼び出す医師について、原則と (該当する ・ 該	
4 (1)届出前1か月における夜勤時間帯の緊急呼	が出し ロ粉 (腔内に呼び出し ナ- ロ粉)	
(1) 届田削りが月における夜勤時間帯の緊急手(2) 届出前1か月における夜勤時間帯の緊急手		<u>日</u> 件

- 1 届出前 1 か月の緊急呼び出し当番の実績表(緊急呼び出し当番全員の氏名及び緊急呼び 出し実績(保険医療機関内での診療の実績がわかるものであること。なお、保険医療機関 内で診療を行った医師の氏名及び保険医療機関内の診療を開始した時間と終了した時間が わかるものであること。)がわかる書類及び届出前 1 か月の当該診療科の手術の一覧(予定 手術、緊急手術を問わず全て記載すること。また、術者、助手(全ての医師)の氏名並びに 開始時間及び終了時間がわかるものであること)を添付すること。(様式自由)
- 2 「3」の(1)については、届出前1か月の平均を記入すること。

静脈圧迫処置の施設基準に係る届出書添付書類

1. 専任常勤従事者の氏名等

	常勤医師又は看護師の氏名	診療科名	静脈疾患に 係る診療の 経験年数	勤務時間	所定の研修 修了年月日
			年	時間	
専任の常勤 医師			年	時間	
			年	時間	
				時間	
専任の常勤 看護師				時間	
				時間	

2. 検査機器の状況等

□その他(機器の名称及び目的を記載:)
口他の医療機関と連進 (連進医療機関の名称・)

- 1 「1」の常勤従事者については、該当するすべての医師及び看護師について記載すること。常勤 医師及び常勤看護師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 2 「1」の所定の研修の修了については、看護師が修了している場合も修了年月日を記入すること。なお、医師及び看護師の研修の内容及び修了が確認できる文書(修了証、プログラム等) を添付すること。
- 5 「2」の検査機器の状況等については、当該保険医療機関に備えている検査機器について、 該当するものに「✓」を記入すること。また、他の医療機関と連携する場合は、当該医療機関 の名称を記載すると共に、連携を行っていることが確認できる文書を添付すること。

多血小板血漿処置の施設基準に係る届出書添付書類

1	1 標榜診療科名(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)							
	科							
2	2 形成外科、血管外科又は皮膚科の経験を有する常勤の医師の氏名等							
	診療科名	勤務時間	当該診療科の 経験年数					
		時間	年					
		時間	年					
		時間	年					
3	3 常勤の薬剤師又は臨床工学技士の氏名等							
	氏名		職租	<u> </u>				

- 1 「2」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記載すること。
- 2 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号)第3条に規 定する再生医療等提供基準を遵守していることを証する文書として、地方厚生(支) 局で受理された再生医療等提供計画の写しを添付すること。

エタノールの局所注入の施設基準に係る届出書添付書類 (甲状腺に対するもの)

1 甲状腺の治療に係る専門の知識及び5年以上の経験を有する医師の氏名等(1名以上)						
医師の氏名	3	甲状腺の治療に係る経験年数				
			年			
			年			
2 当該療法を行うために必要	長な器械・器具					
カラードプラエコー (解像度 7. 5 MHz以上)						

[記載上の注意]

「2」については、機器名、解像度等、当該療法を実施するにつき十分な性能を有していることがわかる内容を記載すること。

下肢末梢動脈疾患指導管理加算に関する施設基準

※該当する届出事項を〇で囲むこと。

1	当該医療機関において慢性維持透析	ffを実施している患者にタ	寸し、全例	に下肢末	梢動脈疾	患に
Ī	関するリスク評価及び指導管理等を行	うっている				
(該当する ・ 該当しない)					
2	下肢末梢動脈疾患に関するリスク評	F価及び指導管理等を行っ	た1月間	の患者数		
	(実績期間 年 月)					人
3	ABI検査 0.7以下又はSPP検査	₹ 40mmHg 以下の患者につし	ハては、全	例に患者	台 おまない おりゅう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しゅう しゅう かんしょう かんしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	説明
7	を行い、同意を得た上で専門的な治療	寮体制を有している医療機	関へ紹介	を行って	いる	
(該当する ・ 該当しない)					
4	専門的な治療体制を有している医療	聚機関の名称及び当該医療	機関が標準	傍する診療	療科	
名和	弥 :					
ア	循環器内科	循環器内科の標榜(有	•	無)
1	胸部外科又は血管外科	標榜する診療科()
ゥ	整形外科、皮膚科又は形成外科	標榜する診療科()
5	「4」に定める医療機関に係る院内:	掲示の有無	(有	• 無)

[記載上の注意]

「4」について、当該届出医療機関が専門的な治療体制を有している医療機関の要件を満たしている場合、自院の名称を記入すること。

う蝕歯無痛的窩洞形成加算 手術時歯根面レーザー応用加算

の施設基準に係る届出書添付書類

届出を	行う加算	(該当る	するものに○)		_								
	う蝕歯	無痛的窩	洞形成加算										
	手術時	歯根面レ	/一ザー応用加	算									
<u> </u>					_								
標榜診	·春科												
標榜診	<i>/ 15</i> (14												
·													
\/ =+ . -	- 羊に ケッキ	. 54 FE 6T 2	n r 2 m										
当該療	養に係る歯	科医師の	の氏名等										
			の氏名等		经风	萩 (紀	8.餘	在 数	かをき	今ま 、)		
	養に係る歯 歯科医師の		の氏名等	:	経歴	歴 (紀	経験	年数	yをi	含む	。)		
			の氏名等		経歴	楚 (経	圣験	年数	枚を 1	含む	。)		
1			の氏名等	;	経歴	埜 (紀	圣験	年数	女を 1	<u>含む</u>	。)		
			の氏名等	:	経歴	楚 (紀	圣験	年数	文を1	含む	。)		
			D氏名等	:	経歴	歴 (紀	圣験	年数	枚を 1	含む	。)		
			の氏名等	:	経歴	楚(紀	圣験	年数	文を1	含む	。)		
Ī .			D氏名等	:	経歴	楚 (紀	圣験	年数	女を 1	<u></u> 含む	。)		
1			D氏名等		経歴	歴 (紀	圣験	年数	文を 1	含む	。)		
1			D氏名等		経歴	歴 (紀	圣験	年数	女を 1	<u></u> 含む	。)		
1			D氏名等		経歴	歴 (紀	圣 験	年数	女を1	<u>含む</u>	。)		
1			D氏名等		経歴	歴 (紀	圣験	年数	女を f	含む 	。)		

4 設置機器名

一般的名称		概	要	
エルビウム・	医療機器の製品名			
ヤグレーザー	設置年月日			
罹患象牙質 除去機能付	医療機器の製品名			
レーザー	設置年月日			

[※]罹患象牙質除去機能付レーザーのみ設置している場合は、手術時歯根面レーザー応用加算の届出は不可

5 歯周組織再生誘導手術に係る施設基準の届出日(当該届出を行っている場合のみ記載)

同種死体膵島移植術の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科(当該手術を担当する科名)								
				科				
2 当該医療機関において3年間 又は同種死体膵島移植術(合		重死体膵移植術、同	種死体膵腎移植	析				
				例				
3 同種死体膵島移植術を担当す	⁻ る診療科の常勤	协医師の氏名等(2	名以上)					
常勤医師の氏名	勤務時間		本膵島移植術の 験症例数					
	時間			例				
	時間			例				
	時間			例				
4 糖尿病の治療に関し、専門 医師の氏名等	の知識及び少	なくとも5年以上の	の経験を有する'	常勤の				
常勤医師の氏名	勤務時間	糖尿病の治療 の経験年数	膵臓移植又は 植患者の経験៖					
	時間	年		例				
		年		例				
		年		例				
5 医療関係団体による認定の有無 (有・無)								
6 関連学会のガイドラインの	遵守							
7 再生医療等提供基準の遵守	1							

- 1 「2」から「4」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、 主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 2 「3」及び「4」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 3 「5」について、 医療関係団体より認定された施設であることを証する文書の写しを添付す

ること。

- 4 「6」について、関連学会から示されている基準等を遵守している旨を届け出ていることを証する文書の写しを添付すること。
- 5 「7」については、地方厚生(支)局で受理された再生医療等提供計画の写しを添付する こと。

不整脈手術(左心耳閉鎖術(経力テーテル的手術によるものに限る)) の施設基準に係る届出書

1 届出種別						
• 新規届出 (実績	期間 年 月	~ 年	月)			
・再度の届出(実績	期間 年 月	~ 年	月)			
2 標榜診療科(施設基	準に係る標榜科名	を記入す	·ること。)			
					科	
3 当該保険医療機関に (「K555-2」 「K567-2」「K5 4-2」「K574-3	「K556-2」 「70-2」「K5	「K 5 5 7 0 — 3	9-2」「 」「K 5 7	K 5 5 9	-	_
4 循環器内科及び心臓	は血管外科の医師の)氏名等				
診療科名	医部	〒の氏名			当該診療科の経験年数	Ż.
						年
						年
						年
						年
5 5年以上の心血管イ 的な研修の経験を5年				常勤の医	師及び不整脈について	の専門
常勤医師の氏名	勤務時間		インターベ: 療の経験年		不整脈の経験年	数
	時間					
	時間					
5 緊急手術が可能な体質	—————————————————————————————————————			有	· 無	
6 常勤の臨床工学技士の	の氏名					

- 1 「1」は、特掲施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」については、経カテーテル大動脈弁置換術等は50例以上必要であること。また、当該 手術症例の一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により 添付すること。
- 4 「5」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休 憩時間を除く労働時間)を記入すること。

経皮的下肢動脈形成術の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)						
科						科
2 関連学会が認定する常勤医師の氏名等						
	常勤医師の氏名	勤務時間	診療科名	(当該手術を担	当する科	名)
		時間				科
		時間				科
		時間				科
		時間				科
3	緊急手術が可能な体制			有 • 無		
4	関連学会より認定された年月日			年 月	日	

- 1 「2」の医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を 除く労働時間)を記載すること。
- 2 「2」については、当該医師が関連学会からの認定を証する文書の写しを添付すること。

様式65の4の2

腹腔鏡下リンパ節群郭清術(後腹膜)の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出種別								
• 新規届出 (実績期間 年 月	~ 年	月)						
・ 再度の届出(実績期間 年 月	~ 年	月)						
2 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)								
3 以下の手術について、術者として、合わせて	20 例以上の経験を	を有する常勤の泌尿器科の医						
師の氏名等(2名以上)	悔晚绘下山、水然							
	腹腔頻トリンハ即 腹腔鏡下腎摘出術	群郭清術(後腹膜) 晦						
	腹腔鏡下骨間山帆 腹腔鏡下腎(尿管							
キー腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術		,						
常勤医師の氏名	勤務時間	2に示す手術の経験症例数						
	時間	例						
	時間	例						
	時間	例						
4 当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者と	: して 10 例以上実							
尿器科の医師の氏名等(1名以上)								
常勤医師の氏名	勤務時間	当該手術の経験症例数						
	時間	例						
	時間 例							
5 当該保険医療機関における当該手術の年間実	————— 施症例数	例						
[記載上の注意]								

- 1 「1」は、特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」及び「4」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間 (休憩時間を除く労働時間)を記載すること。
- 3 「3」から「5」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主 病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 4 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

様式 65 の 6

腹腔鏡下胃縮小術 (スリーブ状切除によるもの) の施設基準に 係る届出書添付書類

			1/1/ 9 / 1	_		~			
1	届出種別								
	新規届出	(実績期間	年	月	~	年	月)		
	再度の届出	(実績期間	年	月	~	年	月)		
2	標榜診療科()	施設基準に係	る標榜科名を訂	己入す	けること。)				
								;	科
3	3 外科又は消化器外科について5年以上の経験を有し、当該手術に習熟した医師の指導の下に、当該								
月	₣術を術者とし [・]	て5例以上実	施した経験を有	すする	。 常勤医師 <i>の</i>)氏:	名等		
	当場を任め	πд	#1 34 4 88		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		当該診療科の	当該手術の術	者と
	常勤医師の	戊 名	勤務時間		診療科名		経験年数	しての経験症例	列数
			時間		:	科	年		例
			時間		:	科	年		例
			時間		:	科	年		例
4	当該保険医療	機関における	下記の手術の年	間実	E施症例数				
⊵	☑分番号「K647	7-2J、「K649	-2J、「K654-3], [K655-2J、I	ΓK6	655-5]、「K656-2	2J、「K657-2J、	١K
662	-2J、「K666-2 ₋	J.「K667-2」	又は「K667-3	3] [:	-掲げる手術	Ī			
									例
5	当該手術を担	当する診療科	における常勤圏	≦師の	D氏名等				
	常勤	防医師の氏名		i	勘務時間	診	漆科名(当該手往	術を担当する科名	名)
					時間				科
					時間				科
					時間				科
					時間				科
6	高血圧症、脂質 関動の医師の氏:		尿病又は肥満症	に関	する診療に	つし	↑て合わせて5年	以上の経験を有 ⁻	する
		ロサ 加医師の氏名		1	 勆務時間		 経験	 6年数	
					—————— 時間				年
					時間				年
_	*# o ## 11.	- 中午 - イク				l			
7	常勤の麻酔科	惊愣医の氏名							
8	常勤の管理栄	養十の氏名							
9	緊急手術が可	能な体制			((7	有 • 無)		
10	当該手術を実	施した患者に	対するフォロー	ア	ップの有無及	なび1	術後5年目の捕扱	三率	
	(有・無) 制分)								

- 1 「1」は、特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」、「5」及び「6」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの 所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 3 「3」及び「4」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 4 「7」について、麻酔科標榜許可書の写しを添付すること。

腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)の 施設基準に係る届出書添付書類

1 届出種別 ・新規届出 (実績期間 年 ・再度の届出(実績期間 年	月~ 月~	年 年	月) 月)		
2 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術 瘍切除術(内視鏡手術用支援機器 験を有する常勤医師の氏名等				用いる場合)又は腹腔鏡下膵頭; して、合わせて5例以上実施し;	-
常勤医師の氏名	勤	務時間		当該手術の術者としての経験症	列数
			時間	•	例
			時間		例
3 腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術又は する常勤医師の氏名等		k尾部⁺	切除術を術	f者として20例以上実施した経験	を有
常勤医師の氏名	腹腔鏡下膵術の	頭十二)経験症		腹腔鏡下膵体尾部切除術の 経験症例数	
			例		例
			例		例
4 当該保険医療機関において1年間 (「K698」、「K700」、「K700-2 「K703」、「K703-2」及び「K7	!」、「K700−	3] 、			
	:.c= /51/8/-			例	
そのうち、膵頭十二指腸切除術 	近1列致 			例	
5 当該保険医療機関において1年間	に実施した腹	复腔鏡=	手術症例数	例	
6 当該保険医療機関において1年間 鏡下の肝臓・胆のう・膵臓・胃・食					
				4 5 il	

8	標榜診療科名(施設基準に係る標榜科名を				
				科	
10	病理部門の病理医氏名				
12	学会との連携体制	有		無	

- 1 「2」、「3」、「4」、「5」、「6」、「7」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 2 外科又は消化器外科を担当する常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの 所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 3 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)の 施設基準に係る届出書添付書類

1	届出種別							
			年 年	月) 月)				
2	標榜診療科(施設基準に係る権	票榜科名を記入 ⁻	するこ	٤٥)			
								科 科
3	当該医療機関における腎悪性肌	重瘍に係る手術の	の年間	実施	症例数	Į.	例	
		常勤医師の氏	名	勤務	务時間	泌尿器		当該手術の
4	 泌尿器科の常勤医師の氏名等					経験年	E数	経験症例数
	が尿器科について5年以上の経 ・たさスネバ 0.4 以上)				n+: 88		#	例
灰る	子有する者が2名以上) ┃				時間		年	1991
					時間		年	例
	+ T+ 7 T + T 0 - 1							
5	麻酔科標榜医の氏名							
6	緊急手術が可能な体制			(有	-	無)
7	常勤の臨床工学技士の氏名							
8	保守管理の計画			(有		無)

[記載上の注意]

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 3 「4」の泌尿器科を担当する常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める 週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。

また、このうち1名の医師は、当該療養について10例以上の症例を経験していることが必要であること、また、当該手術症例一覧を別添2の様式52により添付すること。

- 4 「5」について、麻酔科標榜許可書の写しを添付すること。
- 5 「8」について、当該手術に用いる機器の保守管理の計画書を添付すること。
- 6 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

腹腔鏡下腎盂形成手術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

の施設基準に係る届出書添付書類

1	届出種別							
	新規届出 (実績期間	年	月	~	年	月)		
	・ 再度の届出(実績期間	年	月	~	年	月)		
2	2 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)							
3	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視	見鏡手術用支	援機	器を用	いるもの)	又は腹腔鏡下	腎盂形成手術	
	(内視鏡手術用支援機器を用いる	る場合)を徘	i者と	して、	合わせて	10 例以上実施し	た経験を有す	
	る常勤の医師の氏名等 (1名以上)						
	常勤医師の氏名			勤矛	务時間	当該手術の	経験症例数	
					時間		例	
					時間		例	
4	4 当該保険医療機関における関連手術の年間実施症例数 例							
	このうち、腎盂形成手術又は腹腔鏡下腎盂形成手術の年間実施症例数 例							
	このうち、腎盂形成手術又は腹	腔鏡下腎盂	形成	手術の	年間実施症	坒例数	例	
5	このうち、腎盂形成手術又は腹 泌尿器科について専門の知識及						例	
5				験を有				
5	泌尿器科について専門の知識及			験を有	する常勤図	医師		
5	泌尿器科について専門の知識及			験を有	する常勤日	医師)経験年数	
5	泌尿器科について専門の知識及			験を有	する常勤日	医師)経験年数	
	泌尿器科について専門の知識及 常勤医師の氏名			験を有勤	する常勤日	≤師 泌尿器科 <i>0</i>)経験年数	

- 1 「1」は、特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」及び「5」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間 (休憩時間を除く労働時間)を記載すること。
- 3 「4」の関連手術とは、以下の手術のことを指す。
 - ア 腎 (尿管) 悪性腫瘍手術
 - イ 腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術
 - ウ 腹腔鏡下小切開腎 (尿管) 悪性腫瘍手術
 - エ 腎腫瘍凝固・焼灼術 (冷凍凝固によるもの)
 - オ 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
 - 力 腎盂形成手術
 - キ 腹腔鏡下腎盂形成手術
- 4 「3」及び「4」については、該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病 名)を別添2の様式52により添付すること。
- 5 「8」について、当該手術に用いる機器の保守管理の計画書を添付すること。
- 6 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

生体腎移植術の施設基準に係る届出書添付書類

- 1 届出種別
 - ·新規届出 (実績期間 年 月~ 年 月)
 - ・再度の届出 (実績期間 年 月~ 年 月)
- 2 標榜診療科(当該手術を担当する科名)

科

3 腎尿路系手術(K757からK823-2までに掲げる手術であって、区分番号「L008」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴うものに限る。)の年間実施症例数

別

4 生体腎移植術を担当する診療科の常勤医師の氏名等(2名以上)

常勤医師の氏名	勤務時間	死体腎移植の経験症例数	生体腎移植の経験症例数
	時間	例	例
	時間	例	例
	時間	例	例

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」は、新規届出の場合には実績期間内に5例以上、再度の届出の場合には実績期間内 に10例以上が必要であること。また、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性 別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 3 「4」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。また、医師の経験した当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 4 世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学会倫理 指針及び日本移植学会「生体腎移植ガイドライン」を遵守する旨の文書(様式任意)を添付 すること。
- 5 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

膀胱水圧拡張術の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科名(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)						
科						
2 泌尿器科の経験を5年以上有しており、膀胱水圧拡張術を、当該手術に習熟した医師						
の指導の下に、術者として5例以上第	尾施した	経験を有すん	る医師の氏名	i等		
医師の氏名		泌尿器	器科の	当該手術の術者と		
		経験	年数	しての経験症例数		
			年	例		
			年	例		
			年	例		
3 泌尿器科の常勤医師の氏名						
常勤医師の氏名 勤務時間			勤務時間			
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
4 麻酔科標榜医の氏名						
5 緊急手術が可能な体制			有 • 無			

- 1 「2」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、 主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 2 「3」の泌尿器科を担当する常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める 週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入こと。
- 3 「4」について、麻酔科標榜許可書の写しを添付すること。

様式69の3

腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術 腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術

の施設基準に係る届出書添付書類 ※該当する届出事項を〇で囲むこと。

1 標榜診療科名(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)							
		科					
2 当該保険医療機関において1年間		例					
に実施した膀胱悪性腫瘍手術症例数							
(区分番号「K803」、「K803-2」及び							
「K803-3」の合計数)							
3 泌尿器科の常勤医師の氏名等(2名以上)							
常勤医師の氏名	勤務時間	泌尿器科の経験年数					
		(少なくとも1名は5年以上)					
	時間	年					
	時間	年					
	時間	年					
4 麻酔科標榜医の氏名							
		_					
		_					
5 病理部門の病理医氏名							
6 緊急手術が可能な体制 有・無							

- 1 「2」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、 主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 2 「3」の泌尿器科を担当する常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週 あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 3 「4」について、麻酔科標榜許可書の写しを添付すること。
- 4 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)の 施設基準に係る届出書添付書類

1	届出種別									
		手 月· 手 月·			月) 月)					
2	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手 術(内視鏡手術用支援機器 を用いる場合)を術者とし	常勤	医師の	氏名		勤務	5時間		=術の術 [♯] ○経験症(
	て5例以上実施した経験を 有する常勤医師の氏名等						時間			例
							時間			例
	当該医療機関における膀胱悪性 いもの、尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの又はイ 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術又は服計)	用して尿 代用膀胱	路変更 を利用	を行う - して尿	も <i>6</i> 路 3	の、[変更る	回腸若 を行う	しくは# もの)	結腸導管 こ限る。	を利)、
4	標榜診療科(施設基準に係る様	票榜科名	を記入 ⁻	すること)		77	科 科 科 科	
5	等(泌尿器科について5年以	常	勤医師	の氏名			勤務	時間	泌尿器 経験年	
	上の経験を有する者が2名以 上)							時間		年
								時間		年
								時間		年
6	緊急手術が可能な体制				(有	•	無)	
7	常勤の臨床工学技士の氏名									
8	保守管理の計画				(有	•	無)	

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「2」及び「5」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたり の所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。また、「2」につい て、術者として実施した当該症例手術一覧を別添2の様式52により添付すること。
- 3 「3」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 4 「8」について、当該手術に用いる機器の保守管理の計画書を添付すること。
- 5 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

焦点式高エネルギー超音波療法の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)						
2 焦点式高エネルギー超音波線	療法について主	 Eとして実施する	医師及び補助を行う医師と			
して5例以上の経験を有する	常勤の泌尿器	斗の医師(当該診	療科について5年以上の経			
験を有するものに限る。)の氏名等(1名以上)						
常勤医師の氏名	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※					
市動医師の氏石	勤務時間	経験年数	音波療法の経験症例数			
	時間	年	例			
	時間	年	例			
3 当該医療機関における焦点式	は高エネルギー	-超音波療法の実	施症例数 (5 例以上)			
			例			
「記載上の注意〕						

- 1 「2」の泌尿器科を担当する常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの 所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。なお、次に該当する従事者である かについて備考欄に記載すること。
- 2 「2」及び「3」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、 主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 3 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)の 施設基準に係る届出書添付書類

1	届出種別										
		月~ 月~	年 年	月) 月)							
2	標榜診療科(施設基準に係る標	榜科名を記	!入する	こと。)							
								科 科			
3 当該医療機関における前立腺悪性腫瘍に係る手術の年間実施症例数 例											
4	泌尿器科の常勤医師の氏名等	常勤[名	勤務時間			泌尿器科の 経験年数				
	※尿器科について5年以上の経 ・有する者が2名以上)					時	年				
	-				時	年					
_	克勒利捷克尔氏 名										
5	麻酔科標榜医の氏名										
6	緊急手術が可能な体制			(有	•	弁	₩)			
7	常勤の臨床工学技士の氏名										
8	保守管理の計画			(有	•	#	₩)			

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 3 「4」の泌尿器科を担当する常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める 週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 4 「5」について、麻酔科標榜許可書の写しを添付すること。
- 5 「8」について、当該手術に用いる機器の保守管理の計画書を添付すること。
- 6 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

腹腔鏡下仙骨膣固定術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。) 科												
	2 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、腹腔鏡下仙骨膣固定術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び腹腔鏡下膣式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)を術者として、合わせて 10 例以上実施し、このうち腹腔鏡下仙骨膣固定術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)を術者として、3 例以上実施した経験を有する常勤の医師の氏名等(1名以上)											
	常勤医師の氏名		菫	力務時間	当該	当該手術の術者としての 経験症例数						
				時間		例						
				時間		例						
3	3 当該保険医療機関において1年間に実施した膀胱瘤、膀胱悪性腫瘍、子宮脱又は子宮腫瘍に係る 手術の年間実施症例数 例 このうち、腹腔鏡下仙骨膣固定術の年間実施症例数 例											
4	常勤医師の氏名等(2名以上))										
	常勤医師の氏名	勤務日	侍間	診療科名 (当語 を担当する科		当該診療科の 経験年数						
			時間			年						
			時間			年						
			時間			年						
			時間			年						
5	麻酔科標榜医の氏名											
6	緊急手術が可能な体制			(有・	無)							
7	常勤の臨床工学技士の氏名											
8	保守管理の計画			(有	• 無)						

- 1 「3」及び「4」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、 主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 2 「3」及び「5」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入こと。
- 3 「6」について、麻酔科標榜許可書の写しを添付すること。
- 4 「8」について、当該手術に用いる機器の保守管理の計画書を添付すること。
- 5 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

様式 71 の 4

胎児胸腔・羊水腔シャント術 無心体双胎焼灼術 胎児輸血術

の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を〇で囲むこと。

1 標榜診療科(施設基準に	係る標榜科名を記入すること。	
		—————————————————————————————————————
	科及び麻酔科の医師の氏名等	
		ており、そのうち1名以上は5
年以上の経験を有する医師		
医師の氏名 	診療科名	当該診療科における経験年数
		年
		年
		年
		年
		年
		—————————————————————————————————————
3 5例以上の胎児胸水症例	└────────────────────────────────────	F
常勤医師の氏名等	勤務時間	胎児胸水の経験症例数
	時間	例
	時間	例
4 無心体双胎に関する十分	└────────────────────────────────────	
常勤医師の氏名	勤務時間	無心体双胎の経験症例数
	時間	例
	時間	例
5 超音波ガイド下の胎児治 血を経験した常勤の医師の氏:		2 例以上の臍帯穿刺又は胎児輸
常勤医師の氏名等	勤務時間	臍帯穿刺又は胎児輸血の 経験症例数
	時間	例

			時間				例
6	総合周産期特定集治療室	管理料の届出		有		無	
7	緊急帝王切開に対応でき	る体制		有		無	
	新生児特定集中治療室管	理料の届出		有	•	無	

- 1 「2」については、胎児胸腔・羊水腔シャント術及び胎児輸血術の届出を行う場合に記入すること。
- 2 「3」については、胎児胸腔・羊水腔シャント術の届出を行う場合に記入し、胎児胸水症例の一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 3 「4」については、無心体双胎焼灼術の届出を行う場合に記入し、無心体双胎症 例の一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52に より添付すること。
- 4 「5」については、胎児輸血術の届出を行う場合に記入し、臍帯穿刺又は胎児輸血症例の一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 5 「2」から「4」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたり の所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 6 「6」について、「無」の場合は「7」を記載すること。

輸血管理料、輸血適正使用加算及び貯血式自己血輸血管理体制加算の施設基準 に係る届出(報告)書添付書類

1 届出する区分 (該当するものそれぞれに〇を 付すこと)	輸血管理料 I・・ ・貯血式自己血輸血											
2 輸血部門における(専任)	常勤医師の氏名											
3 輸血部門における常勤臨床	3 輸血部門における常勤臨床検査技師の氏名等											
氏 名												
		専任	専従									
		専任	• 専従									
		専任	• 専従									
4 輸血部門における臨床検査	技師の勤務状況											
	日勤 名、 当	值 名										
5 輸血部門における輸血用血	液製剤等の管理状況											
輸血用血液製剤の一元管理	実	施している ・ 実施	していない									
アルブミン製剤の一元管理	. 実	施している ・ 実施	していない									
6 輸血用血液検査を常時実施	6 輸血用血液検査を常時実施できる体制 あり なし											
7 輸血療法委員会の開催状況	7 輸血療法委員会の開催状況及び取組状況											
年間開催回数	年間開催回数 回 / 年											
取組内容												
8 輸血に係る副作用監視体制												
輸血前後の感染症検査	実	施している ・ 実施	していない									
輸血前の検体の保存	保	存している ・ 保存していない										
9 「輸血療法の実施に関する	る指針」及び「血液製剤	別の使用指針」の遵守	芹状 況									
遵	守している・	遵守していない										
10 新鮮凍結血漿、赤血球濃原	享液及びアルブミン製剤	別の使用状況										
①赤血球濃厚液(MAP)	の使用量		単位									
②新鮮凍結血漿(FFP)	の全使用量		単位									
③血漿交換療法における新	f鮮凍結血漿(FFP)	の使用量	単位									
④アルブミン製剤の使用量	<u>1</u> 1		単位									
⑤血漿交換療法におけるア	⑤血漿交換療法におけるアルブミン製剤の使用量											
FFP/MAP比	(2) - (3/2)/1 =										
アルブミン/MAP比	(4) - (5) /1 =										
11 自己血輸血に関する常勤の)責任医師の氏名											
 12 自己血輸血に関する常勤の)看護師の氏名											
	- RACIOTEV H											

- 1 「4」の臨床検査技師の勤務状況について具体的にわかるものを添付すること。
- 2 「6」の輸血用血液検査とは以下の検査のことを指す。
 - ABO血液型、Rh(D)血液型、血液交叉試験又は間接Coombs検査、不規則抗体検査
- 3 「7」の輸血療法委員会の開催状況及び取組状況については、血液製剤の使用実態の報告等、 症例検討を含む適正使用推進方策の検討、輸血療法に伴う事故・副作用・合併症の把握方法と対 策等、その取組内容について記載すること。また、輸血療法委員会の目的、構成員、開催回数等 を記載した輸血療法委員会の設置要綱等を添付すること。
- 4 「10」のアルブミン製剤の使用量は、使用重量(g)を3で除して得た値を単位数とする。また、自己血輸血については、輸血量 200mLを赤血球濃厚液1単位相当とみなし、赤血球濃厚液の使用量として計上すること。さらに、新鮮凍結血漿については、輸血量 120mLを1単位相当とみなす。
- 5 「11」について自己血輸血に関する常勤責任医師の認定証の写しを添付すること。
- 6 「12」について自己血輸血に関する常勤看護師の認定証の写しを添付すること。

強度変調放射線治療(IMRT)の施設基準に係る届出書添付書類

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,										
	出種別 新規届出 (実績期間 年 月~ 再度の届出(実績期間 年 月~											
2 標	標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を	記入すること。)	科									
3 放	3 放射線治療を専ら担当する常勤医師の氏名等 ※ 非常勤医師を組み合わせた場合を含む											
常勤換算	医師の氏名	勤務時間	放射線治療の経験年数									
		時間	年									
		時間	年									
		時間	年									
4 常	雪勤診療放射線技師の氏名等											
	常勤診療放射線技師の氏名	勤務時間	放射線治療の経験年数									
		時間	年									
		時間	年									
	▼射線治療における機器の精度管理、照 記名等	射計画の検証、照射計画	補助作業等を専ら担当する者									
	担当者の氏名	職種	勤務時間									
			時間									
			時間									
6 強	食度変調放射線治療 (IMRT)の実施	症例数	/rel									
	==+ N/	. DD	例									
	i該治療を行うために備えつけている機	:器の名称等										
・治療	₹加速器 (名称 ₹計画用CT装置 (名称)									
	バースプラン(逆方向治療計画)の可 i称	˙能な三次元放射線治療፤	計画システム))									
	t中心に対する患者の動きや臓器の体内 i称	移動を制限する装置)									
(名	ī上の照射強度を変化させることができ ;称)									
	∖容量電離箱線量計又は半導体線量計(√トム又は水等価個体ファントム	゙ダイヤモンド線量計を 額	含む。)及び併用する水フ									
	i 称 マ元以上で相対的な線量分布を測定・比	:較できる機器)									
(名	i称)									

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」、「4」及び「5」の常勤医師、常勤診療放射線技師及び担当者の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。なお、「3」について、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の□に「√」を記入すること。
- 3 「6」は、新規届出の場合には実績期間内に5例以上、再度の届出の場合には実績期間 内に10例以上が必要であること。また、当該実施症例一覧(実施年月日、患者性別、年齢、 主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 4 当該医療機関における強度変調放射線治療 (IMRT) に関する機器の精度管理に関する指針及び線量測定等の精度管理に係る記録の保存・公開に関する規定がわかるもの (様式任意) を添付すること。

調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類

	()	調剤基本料 1											
1 当該保険薬局に		() 調剤基本料 2											
る調剤基本料の区類		調剤基本料3ーイ											
(「参考」を踏まえ れかに○を付ける)		調剤基本料3一口											
10%120 2 13 17 30	()	特別調剤基本料(訓	周剤基本料の「注2」)										
2 届出の区分(該当	当する項目の□に「	☑」を記入する)											
	新規届出(遡及指定	Eが認められる場合を	除く)										
		指定日	令和	年 月	日								
□ 新規指定に伴う	3 新規指定に伴う届出(遡及指定が認められる場合)												
□ 調剤基本料の区	分変更に伴う届出												
□ その他 ()									
			ロあり										
	1 ただし書への該当((様式 87 <i>0</i>	(様式 87 の 2 の添付が必要)									
(医療資源の少な	ない地域に所在する	□なし											
4 保険医療機関と不	下動産取引等その他(の特別な関係の有無 (<u>-</u> 特別調剤基本料	 }関係)									
特別な関係を有す	る保険医療機関名 ^注	1	名称:										
		に☑がある場合に記載	□病院	□診療所									
ア保険医療機	選と不動産の賃貸債	当取引	□なし □あり ^{注2}										
イ保険医療機	関が譲り渡した不動	助産の利用	ロなし	 □あり ^{注 2}									
ウ保険薬局が	所有する設備の貸与		ロなし	□あり									
エー保険医療機	関による開局時期の		□なし	□あり ^{注 2}									
注2 病院と平成 28	8 年 10 月 1 日以降に関	開局した保険薬局との間) 関係がある場合									
		に開局した保険薬局(同											
		がある場合に「あり」に		N W M E O C C	U - 23								
<u> </u>		(調剤基本料3関係)	_										
			口所属して	いない(個店))								
ア 薬局グループ・	への所属の有無		→ [6] ~										
			口所属して	いる									
イ 所属するグル・	ープ名												
ウ 1月当たりの同	司ーグループ内の処	方箋受付回数の合計											
(1)					回								
エー特定の保険医療	療機関との不動産の	 賃貸借取引の有無	□なし	□あり									

6	6 処方箋の受付回数及び集中率等																
ļ	期間	引:	年		月	~	年		月	(ケ	月間	2)				
(1)	全処ス	5箋受	付回	数等												
	ア	全処	方箋受	受付回]数	(③)											回
	1	アの (④)	うち、	主た	こる保	保険医 療	様関か	らの) 処方	箋受ſ	寸回	数					П
	ゥ	主た	る保険	食医療	聚機関	1名											
	エ	処方	箋集中	中率	(%)	(⑤)											%
(2)	同一致	建物内	にあ	る保	:険医療	機関の	有無	等(調剤	基本	料 2	関係)				
	ア	同一	建物内	内の伊	呆険區	医療機関	目の有無	Ħ					□ な l		→ [(3)]	^	
	1	同一	建物内	りのほ	保険医	돌療機関	数 (6))									施設
	ゥ	イの	保険医	医療機	幾関カ	いらの処	l方箋受	:付叵]数の	合計	(7))					回
(3)	主たる	る保険	医療	機関	が同一	のグル	ープ	内の	他の何	呆険	薬局	の有無等	(≣	周剤基本料 2	2 関係)
	ア	主た	る保障	负医 疹	寮機 [関が同-	-である	るグノ	レーコ	グ内の	他の) 保	口なし	٠	→記載終了	•	
		険薬局	の有無	Ħ									口あり	J			
	イ 	主た 険薬局			寮機	関が同−	- である	るグノ	レーコ	プ内の	他の) 保					施設
	ウ	イの 箋受付			-	ナる主 <i>†</i> 9))	こる保障) 医	療機 阝	から	のタ	业方					口
	ェ	ع 4	9を台	合計し	した気	四方箋3	受付回数	女 (①	0)								回

(参考)

調剤基本料の区分については、以下のAからDに基づき判定し、表の「1」に該当する区分にOをつける。ただし、実績が判定されるまではそれぞれの項目について、該当しないものとして取り扱う。

A 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局への該当性(表の「3」の「あり」に☑)

該当 →調剤基本料1に該当

該当しない →Bへ

- B 特別調剤基本料への該当性
 - ・保険医療機関と特別な関係にない (表の「4」でいずれも「なし」に☑) → C へ
 - ・保険医療機関と特別な関係があり(表の「4」のいずれかの「あり」に2)、かつ、処方箋 集中率(表の⑤)が 70%を超える

該当 →特別調剤基本料に該当

該当しない → Cへ

- C 調剤基本料3への該当性
 - ・薬局グループに所属していない (表の「5」のアの「所属していない (個店)」に \square) $\rightarrow D-1$
 - ・同一グループの1月当たりの処方箋受付回数(表の①)が、
 - · 3万5千回以下 → D 1へ
 - ・3万5千回を超え、4万回以下 → C 1へ
 - ・ 4 万回を超え、40 万回以下 → C 2 へ
 - ・40 万回を超える → C 3 へ
- C-1 グループ内の1月当たりの処方箋受付回数:3万5千回を超え、4万回以下
 - ・次のいずれかに該当 →調剤基本料3 イに該当
 - ・保険医療機関との不動産賃貸借取引がある(表の「5」のエの「あり」に②)
 - 処方等集中率(表の⑤)が95%を超える
 - いずれにも該当しない → D 1 へ
- C-2 グループ内の1月当たりの処方箋受付回数:4万回を超え、40万回以下
 - ・次のいずれかに該当 →調剤基本料3 イに該当
 - ・保険医療機関との不動産賃貸借取引がある(表の「5」のエの「あり」に「☑」)
 - 処方箋集中率(表の⑤)が85%を超える
 - いずれにも該当しない →D-1へ

- C-3 グループ内の1月あたりの処方箋受付回数:40万回を超える
 - ・次のいずれかに該当 →調剤基本料3 口に該当
 - 保険医療機関との不動産賃貸借取引がある(表の「5」のエの「あり」に「☑」)
 - ・処方箋集中率(表の⑤)が85%を超える
 - ・いずれにも該当しない → D 1へ
- D-1 調剤基本料 2 への該当性①
 - ・1 つの保険医療機関からの 1 月あたりの処方箋受付回数 (表の④): 4,000 回を超える 該当 →調剤基本料 2 に該当 該当しない → D - 2 へ
- D-2 調剤基本料2への該当性②
 - ・同一建物内に保険医療機関がない (表の「6」の(2)のアの「なし」に「☑) →D-3へ
 - ・同一建物内に保険医療機関がある(表の「6」の(2)のアの「あり」に「☑)
 - ・当該保険医療機関からの 1 月当たりの処方箋受付回数 (表の⑦/②): 4,000 回を超える 該当 →調剤基本料 2 に該当 該当しない → D - 3 へ
- D-3 調剤基本料2への該当性③
 - ・主たる保険医療機関が同一であるグループ内の他の保険薬局がない (表の「6」の(3)のアの「なし」に「☑))
 - \rightarrow D 4 \sim
 - ・主たる保険医療機関が同一であるグループ内の他の保険薬局がある(表の「6」の(3)のアの「あり」に「☑))
 - ・当該保険医療機関からの 1 月当たりの処方箋受付回数の合計(表の⑩/②): 4,000 回を超える

該当 →調剤基本料 2 に該当 該当しない → D - 4 へ

- D-4 調剤基本料2への該当性④
 - ・次のいずれかに該当 →調剤基本料2に該当
 - 1月当たりの処方箋受付回数(表の③/②)及び処方箋集中率(表の⑤)がそれぞれ、
 - ・4,000回を超え、かつ、70%を超える
 - ・2,000回を超え、かつ、85%を超える
 - ・1,800回を超え、かつ、95%を超える

いずれにも該当しない →調剤基本料1に該当

- 1 「2」については、保険薬局の新規指定(遡及指定が認められる場合を除く。)の場合は、指 定日の属する月の翌月から3ヶ月間の実績から、調剤基本料の区分が調剤基本料1から変更に なる場合は届出が必要になることに注意する。
- 2 「2」については、「その他」に☑を記入した場合は、理由を記載する。
- 3 「2」については、令和2年度改定に伴い新たに区分変更の届出を行う場合には、「その他」 に☑を記入し、「令和2年度改定に伴う届出」と記載する。
- 4 「3」については、注1ただし書に該当する保険薬局の場合においては、「あり」に ☑ を記入し、様式 87 の 2 を添付する。
- 5 「4」については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについ て」(令和2年3月5日保医発 0305 第3号 以下「特掲診療料施設基準通知」という。)の別 添1の第 90 により判断する。
- 6 「5」については、グループ内で統一したグループ名を記載すること。また、1月当たりの処方箋受付回数の合計は、当年2月末時点でグループに属している保険薬局の③/②の値(小数点以下は四捨五入)を合計した値を記載すること。
- 7 「5」のエについては、特掲診療料施設基準通知の別添1の第88の2の(9)により判断する。
- 8 「6」については、処方箋の受付回数は次の処方箋を除いた受付回数を記載する。
 - ア 時間外加算、休日加算若しくは深夜加算又は夜間・休日等加算を算定した処方箋
 - イ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急時 等共同指導料の基となる調剤に係る処方箋(ただし、在宅患者訪問薬剤管理指導料の処 方箋については、単一建物診療患者が1人の場合の処方箋については受付回数の計算に 含める。)
 - ウ 居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費の基となる調剤に係る処方箋 (ただし、単一建物居住者が1人の場合の処方箋については受付回数の計算に含める。)
- 9 「6」の⑤については、同一グループの保険薬局の勤務者及びその家族の処方箋を除外 した上で、④/③にて算出する。
- 10 「6」の⑥について、主たる保険医療機関が同一建物内にある場合は、当該保険医療機関を含めた数を記載する。また、⑦については、④を含めて記載する。

調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準に係る届出書

1 基本診療料の施設基準等の別表第6の2に所在する保険薬局 ⁻	である								
2 全処方箋の受付回数並びに主たる保険医療機関に係るものの受付回数及びその割合期間: 年 月 ~ 年 月 (ヶ月間)									
ア 1月あたりの平均処方箋受付回数									
イ 主たる医療機関に係る処方箋の集中率		%							
ウ 主たる保険医療機関名									
 許可病床数(病院の場合のみ記載)		 床							
	□該当	□ 非該当							
3 当該保険薬局の所在する中学校区における医療機関の情報									
保険医療機関名		(病院のみ記 載)							
(1)		床							
(2)		床							
(3)		床							
(4)		床							
(5)									
(6)									
(7)									
(8)									
(9)									
(10)									
	□ あり								
4 特定の区域内の許可病床数 200 床以上の医療機関の有無 	ロ あり	<u> </u>							
◯ 17℃♡℃%™♡床跌℃涨™成员效 									

- 1 「1」については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号)の別添3の別紙2を参照すること。
- 2 「2」については、調剤報酬点数表の区分番号 00 に掲げる調剤基本料に係る届出書添付書類に準じるものとする。
- 3 「3」の保険医療機関名については、当該保険薬局が所在する中学校区内に所在しているすべての保険医療機関名と許可病床数を記載すること。ただし、病院以外の保険医療機

関については許可病床数の記載は不要とする。

- 4 「4」及び「5」については、原則として、「特定の区域内」は当該保険薬局の所在する中学校区として記載する。ただし、「2」の主たる保険医療機関が当該保険薬局の所在する中学校区内に所在しない場合でも、当該保険医療機関に係る処方箋の集中率が70%以上である場合は、当該保険医療機関は特定の区域内にあるものとして記載する。
- 5 当該届出にあたっては、当該保険薬局の所在する中学校区の地名がわかる資料を添付する。

地域支援体制加算の施設基準に係る届出書添付書類 (調剤基本料1以外を算定する保険薬局用)

1	保険薬局の常勤薬剤師数							
	週 32 時間以上勤務する保険薬剤師数 (①)	人						
	週 32 時間に満たない保険薬剤師の常勤換算数 (②)		人					
	常勤換算した保険薬剤師数(①+②)		人					
2	各基準の実績回数							
*	※以下の(1)から(9)までの9つの基準のうち8つ以上を満たす必要がある。							
薬	新師1人当たりの基準(1年間の各基準の算定回数) 期間: 年 月 ~ 年 月	各基準に常勤 換算した保険 薬剤師数を乗 じて得た回数	保険薬局にお ける実績の合 計					
	(1)時間外等加算及び夜間・休日等加算(400回/人)	回	回					
	(2)麻薬の調剤回数(10回/人)	回	回					
	(3)重複投薬・相互作用等防止加算及び在宅患者重複投 薬・相互作用等防止管理料(40回/人)	回	回					
	(4)かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包管 理料(40回/人)	回	回					
	(5)外来服薬支援料(12回/人)	回	□					
	(6)服用薬剤調整支援料(1回/人)	□	0					
	(7)単一建物診療患者が1人の場合の在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、介護保険における居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費(12回/人)		П					
	(8)服薬情報等提供料等(60回/人)	回	回					
保	険薬局当たりの基準	保険薬局におり	ける実績の合計					
	(9) 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定 制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多 職種と連携する会議の出席回数(5回/保険薬局)		П					

[記載上の注意]

- 1 「1」の「常勤薬剤師数」は届出前3月間の勤務状況に基づき、以下により算出する。
 - ・当該保険薬局における実労働時間が週32時間以上である保険薬剤師は1名とする。
 - ・当該保険薬局における実労働時間が週32時間に満たない保険薬剤師は、以下により算出する。

当該保険薬局における週32時間に満たない保険薬剤師の実労働時間の合計(時間/3月) 32(時間/週)×13(週/3月)

- 2 「1」の②の計算については、小数点第二位を四捨五入して小数点第一位まで求める。
- 3 「2」の合計算定回数欄には当該保険薬局が「2」に記載されている期間における、それぞ

れの実績の合計を記載すること。

- 4 「2」の(1)から(8)の実績の範囲は以下のとおり。
 - (1) ①時間外等加算:調剤料の「注 4」の時間外加算、②夜間・休日等加算:調剤料の「注 5」の夜間・休日等加算
 - (2) 麻薬の調剤回数:調剤料の「注3」の麻薬を調剤した場合に加算される点数
 - (3) ①重複投薬・相互作用等防止加算 (薬剤服用歴管理指導料の「注 4」、かかりつけ薬剤師 指導料の「注 3」)、②在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料
 - (4) ①かかりつけ薬剤師指導料、②かかりつけ薬剤師包括管理料
 - (5)外来服薬支援料
 - (6)服用薬剤調整支援料:服用薬剤調整支援料1及び2
 - (7)以下における、単一建物診療患者に対する算定実績。なお、在宅協力薬局として連携した場合や同等の業務を行った場合を含む(同一グループ薬局に対して業務を実施した場合を除く)。
 - ①在宅患者訪問薬剤管理指導料、②在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、③在宅患者緊急時等共同指導料、④介護保険における居宅療養管理指導費、⑤介護保険における介護予防居宅療養管理指導費
 - (8)服薬情報等提供料及びそれに相当する業務の算定実績。なお、「相当する業務」とは、以下の①から⑤をいう。
 - ①薬剤服用歴管理指導料の「注7」の特定薬剤管理指導加算2、②薬剤服用歴管理指導料の「注9」の吸入薬指導加算、③薬剤服用歴管理指導料の「注10」の調剤後薬剤管理指導加算、④服用薬剤調整支援料2、⑤かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料を算定している患者に対し、①から④に相当する業務を実施した場合
- 5 「2」の(9)については、出席した会議の名称(具体的な名称がない場合は、その内容を簡潔に説明することで差し支えない。)及び参加日のリストを別に添付すること。なお、出席した会議が複数ある場合、最大でも10までの記載とすること。
- 6 届出に当たっては、様式87の3を併せて提出すること。

人工腎臓の施設基準に係る届出書添付書類

届出に係る区分	()	慢性維持透析を行った場合 1
(いずれかに〇をつける)	()	慢性維持透析を行った場合 2

1 届出の区分(該当する項目の口に「レ」	1 届出の区分(該当する項目の口に「レ」を記入する)							
□新規届出								
□区分変更に伴う届出								
口その他()								
2 透析用監視装置1台あたりの区分番号「J 期間: 年 月 ~ 年 月	_	を算定した患者数						
上記期間の各月はじめの人工腎臓を行う日の								
台数の合計(①)	X2 171 7 17 200 170 170 170 170 170 170 170 170 170 1		台					
上記期間の各月の区分番号「J038」人工	.腎臓を算定した		1					
患者数の合計(②)			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
透析用監視装置 1 台あたりの区分番号「JO38」人工腎臓 を算定した患者数 (②/①) (③)								
有・無 3 透析機器安全管理委員会の設置状況								
3 遊伽城命女王日垤女良云の畝皀仏ル	職種	氏	名					
(1) 透析液安全管理者(専任の医師又 は専任の臨床工学技士)の職種及び 氏名								
(2) 透析液製造担当者の職種及び氏名								
(3) 品質管理者の職種及び氏名								
(4) 機器・設備管理担当者の職種及び 氏名								
4 慢性維持透析を行った場合の区分につい	ては、以下に基づ	き判定し、該当す	 ⁻ る区分に〇を					
つける。								
 (1) ①を上記期間の月数で除した値が 26	台未満 → 慢性維	∄持透析を行った場	易合 1					
①を上記期間の月数で除した値が 26	台以上 → (2)	~						
 (2) ③が 3.5 未満 → 慢性維持透析を行	った場合 1							
 ③が3.5以上4.0未満 → 慢性維持	③が 3.5 以上 4.0 未満 → 慢性維持透析を行った場合 2							

- 1 「2」の①については、次のいずれも満たす透析用監視装置の台数により求めること。
 - ア 透析室に配置されていること
 - イ 患者に対して使用できる状態であること
- 2 「2」の②については、①が26台未満の場合にあっては記載する必要はないこと。
- 3 「2」の②については、区分番号「J038」人工腎臓の「1」から「3」を算定した患者 (外来患者に限る。)のうち、外来で人工腎臓を実施した回数が当該月において5回以下の患 者を除いて求めること。
- 4 透析液安全管理者は、医療機器安全管理責任者を兼任できること。
- 5 品質管理者は、透析に携わる医師又は透析液の品質管理に十分な経験と知識を有する者であること。
- 6 透析機器安全管理委員会において作成した「管理計画」の写しを添付すること。

様式87の12

経皮的僧帽弁クリップ術の施設基準に係る届出書

1	届出種別								
	・新規届出(実績期間	年 月~	- 生	手 月)				
	・再度の届出(実績期間	年 月~	- 生	手 月)				
2	標榜診療科(於	西設基準に係る標	——— 票榜科名 <i>を</i>		すること	,)			
							科		
3	3 経皮的冠動脈形成術の年間実施症例数 例								
4 経食道心エコー検査の年間実施症例数 例									
5	当該診療科の医	師の氏名等							
	医師の氏名	勤務の態様	勤務時	計間	診療科名	当該診療科 の経験年数	心血管インターベンションに関する経験年数		
		常勤・非常勤		時間		年	年		
		常勤・非常勤		時間		年	年		
		常勤・非常勤		時間		年	年		
		常勤・非常勤		時間		年	年		
		常勤・非常勤		時間		年	年		
		常勤・非常勤		時間		年	年		

- 1 「1」は、特掲施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」については、経皮的冠動脈形成術は100例以上必要であること。また、当該手術症例の一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 3 「4」については、経食道心エコー検査は100例以上必要であること。また、当該手術症例の一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 4 「5」の医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 5 関係学会より認定された施設であることを証する文書の添付すること。

バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科(施設基準	に係る標榜科名を記	!入すること。)	
			科
2 バルーン閉塞下逆行性 常勤の医師の氏名等	E経静脈的塞栓術を 征	析者として合わせて	5 例以上実施した経験を有する
常勤医師の印	E 名	勤務時間	術者としての経験症例数
		時間	例
		時間	例
		時間	例
3 消化器内科の5年以上 医師の氏名等	この経験及び消化管に	内視鏡検査について	5 年以上の経験を有する常勤の
常勤医師の氏名	勤務時間	消化器内科の経験 年数	消化管内視鏡検査の経験年数
	時間	年	年
	時間	年	年
4 放射線科の経験を5年	以上有する常勤の医	師の氏名等	
常勤医師の	氏名	勤務時間	放射線科の経験年数
		時間	年
		時間	年
3 緊急手術が可能な体制			(有・無)

- 1 「2」については、当該手術の症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 2 「2」、「3」及び「4」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの 所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 3 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので、内視鏡 手術用支援機器を用いる場合)の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出種別				
		手 月) 手 月)		
2 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる。	常勤医師の』	5.名	勤務時間	当該手術の術 者としての経 験症例数
る場合)を術者として10例以 上実施した経験を有する常勤 医師の氏名等			時間	例
			時間	例
3 当該医療機関における肺悪性腫 そのうち、胸腔鏡下手術(内視 実施症例数				例)の年間
				例
4 標榜診療科(施設基準に係る様	票榜科名を記入る	けること。)	科 科
	常勤医師の	氏名	勤務時間	呼吸器外科の 経験年数
5 呼吸器外科の常勤医師の氏 名等(呼吸器外科について 5 年以上の経験及び専門的知識			時間	年
を有する者が2名以上、その うち10年以上の経験を有する 者が1名以上)			時間	年
			時間	年
6 緊急手術が可能な体制		(有・・・	無)
7 常勤の臨床工学技士の氏名				
8 保守管理の計画		(有 • 第	無)

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「2」及び「5」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの 所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 3 「2」及び「3」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 4 「8」について、当該手術に用いる機器の保守管理の計画書を添付すること。
- 5 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)の 施設基準に係る届出書添付書類

┃1 届出種別 ┃ ・新規届出 (実績期	間年	月~	年	月)				
・再度の届出(実績期		万 月~	年	月)				
			· ·		T	T		
	W #1 /		#1 -			当該手術の術		
2 腹腔鏡下直腸切除・	常勤医師	の氏名	勤剂	务時間	診療科	者としての経験点例数		
切断術(内視鏡手術用						験症例数		
支援機器を用いる場合						例		
)を術者として10例以 上実施した経験を有す				時間		171		
コースル した 性歌を行り る常勤医師の氏名等								
				時間		例		
	古胆切除。	扣账货权	1十時时	2 经下古	ᄪᄳᅅᇎᄳ	 		
3 当該医療機関における直腸切除・切断術又は腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡 手術用支援機器を用いる場合を含む。)の年間実施症例数								
	77911211	, , ,		אא נילו בות ט		例		
そのうち、腹腔鏡下直腕	易切除・切断	折術(内視	閱鏡手徘	 所支援	機器を用い			
む。)の年間実施症例	数							
						例		
4 標榜診療科(施設基準	に係る標榜	科名を記	入する	こと。)		- .		
						科		
						科 科		
						—————————————————————————————————————		
	44 #1 p . 4 7		#1 2	% n± 00	-> c 1/2	当該診療科の		
	常勤医師	の氏名	野才	务時間	診療科名	経験年数		
5 外科又は消化器外科 の常勤医師の氏名等(
■ め帯動医師の氏石等 (・ 外科又は消化器外科に				時間		年		
ついて5年以上の経験								
を有する者が2名以上				吐田		/		
、そのうち10年以上の				時間		年		
│ 経験を有する者が1名 │ 以上)								
<u> </u>				時間		年		
6 緊急手術が可能な体制				(7	有 •	無)		
7 常勤の臨床工学技士の	氏名							
8 保守管理の計画				(7	有 •	無)		

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「2」及び「5」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所 定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 3 「2」及び「3」については、当該症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 4 「8」について、当該手術に用いる機器の保守管理の計画書を添付すること。
- 5 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

性同一性障害の患者に対して行う手術の施設基準に係る届出書添付書

1	標榜する診療科									
2	関連学会の認定を	- 全有する常勤	又は非常勤の	 医師						
	医師の氏名	医師の氏名 勤務時間 勤務の態様 経験年数								
			時間	常勤・非	宇常勤		年			
			時間	常勤・非	丰常勤		年			
3	当該保険医療機関 の患者に対して行・					1 (竹	生同一性障害			
							例			
4	医科点数表第2章	章第 10 部手	術の通則4(性	<u></u>)患者に対し	して彳	テうものに限			
	る。)に掲げる手術	テを 20 例以♪	=実施した経験	を有する関連	学会認定の	常勤]医師			
	診療科名		師の氏名	勤務時間	当該手術	_j の	当該診療科			
	砂塊作力	中到丘	別の人で口	主儿 ([力 寸 中]	経験症例	亅数	の経験年数			
		時間 例					年			
	時間例									
5	5 関連学会のガイドラインを遵守していること 口									

- 1 「1」の標榜する診療科については、施設基準にかかる診療科であること。
- 2 「2」については、医師が関係学会による認定を受けたことを証明する書類の写 しを添付すること。
- 3 「3」及び「4」については、いずれか一方を記載すればよいこと。また、当該 手術症例一覧を別添2の様式52により添付すること。
- 4 「2」及び「3」の医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの 所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。

遺伝性乳癌卵巣癌症候群の患者に対して行う手術の施設基準に係る 届出書添付書類

1	乳房切除術							
	子宮附属	属器腫瘍摘出術						
2	標榜診療科	名(施設基準に係る標	榜科	名を記入するこ	こと。)	—————————————————————————————————————		
3	乳腺外科の耳	専門的な研修の経験を5	5 年以	以上有する常勤[医師の氏名等			
	診療科名	常勤医師の氏名		勤務時間	当該診療科の 専門的な研修 の経験年数	所定の研修 修了年月日		
				時間	年			
				時間	年			
				時間	年			
4	産婦人科及7	び婦人科腫瘍の専門的な	よ研修	多の経験を6年」	- 以上有する常勤医	師の氏名等		
	診療科名	常勤医師の氏名		勤務時間	当該診療科の 専門的な研修 の経験年数	所定の研修 修了年月日		
				時間	年			
				時間	年			
				時間	年			
5	臨床遺伝学(の診療に係る経験を3年	F以上	上有する常勤医師	師の氏名等			
	診療科名	常勤医師の氏名		勤務時間	臨床遺伝学の記	診療の経験年数		
				時間		年		
				時間		年		
6	乳房MRIカ	加算の施設基準に係る届	出		(有	• 無)		
7	遺伝カウン	セリング加算の施設基準	単に伊	系る届出	(有	• 無)		
8	麻酔科標榜團	医の氏名						
9	病理部門の乳	 病理医氏名						

- 1 「3」から「5」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 2 「3」及び「4」について、医師の医療関係団体が主催する遺伝性乳癌卵巣癌 症候群に関する研修の修了を証する文書の写しを添付すること。
- 2 「8」について、麻酔科標榜許可書の写しを添付すること。

在宅患者調剤加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 在宅患者訪問薬剤管理指導に係る届出 □あり	
2 開局時間以外の時間における調剤応需体制の整備状況 口あり	
3 在宅業務実施体制に係る周知の状況	
(周知方法)(対応方法に☑をすること。)	
□ 薬局機能情報提供制度を通じて周知している。	
□ 地域の薬剤師会を通じて周知している。	
口 その他(具体的に記入)
4 在宅業務に必要な体制の整備状況	
在宅業務に関する職員等研修の実施実績及び計画 口あり	
外部の学術研修の受講 口あり	
5 医療材料及び衛生材料の供給に必要な整備状況 口あり	
6 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実施状況(届出時の直近一年間)	
期間: 年 月 ~ 年 月	
在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実施状況	
算定回数:	
在宅患者訪問薬剤管理指導料(医療保険)	
算定回数: 回 (実施患者数:)	
居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費(介護保険)	
算定回数: 回 (実施患者数:)	
	ノ
7 麻薬小売業者免許証の番号	

- 1 「2」については、開局時間以外の時間における調剤応需体制について患者等に交付する文書(他の保険薬局と連携の場合にはその名称・所在地・電話番号等を記載)の見本を添付すること。
- 2 「3」については、在宅業務実施体制に係る周知先の名称、及びその周知方法等を記載すること。
- 3 「4」については、当該保険薬局における職員等に対する研修実施計画及び実施実績等を示す文書を添付すること。
- 4 「6」の算定回数については、届出時の直近1年間で在宅患者訪問薬剤管理指導料及び居宅 療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を合算して計10回以上であること。

※「届出一覧」について、次の赤字箇所を訂正

16頁

<u>_</u> •(6)	第1の6		B001·9·注2		外来栄養食事指導料の注2	(外栄食指)	1の2		
18頁									
六の三	第22の3	D21	1-3	時	間内歩行試験	(歩行)	24の6 、52		
六の三の二		D21	1-4	シ	ャトルウォーキングテスト				
六の四	第22の4		D215·3·=		胎児心エコー法	(胎心エコ)	24の3 <mark>、52</mark>		
19頁									
五	第35の2	E20	0-2	血	流予備量比コンピューター断層撮影	(血予備断)	37の2 <mark>、52</mark>		
20頁									
_	第57の8	K	.007·注		センチネルリンパ節加算	(セ節)	50の4、52 、4		
23頁	23頁								
_	第75の4	K703	3-2	腹	腔鏡下膵頭部腫瘍切除術	(腹膵頭)	52、67の2の3 <mark>、4</mark>		
=	第79						満		
二の五	第75の4				内視鏡手術用支援機器を用いる場合	(腹膵頭支)	52、67の2の4 、4		

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れ た保険医療機関等の診療報酬上の評価を適切に行う観 点から、当該保険医療機関の入院基本料に係る施設基 準について、臨時的な対応として下記のとおり取り扱

うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴 管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

なお、下記の取扱いは、新型コロナウイルス感染症 患者を受け入れた保険医療機関の診療報酬上の評価を 適切に行う観点から行うものであって、看護要員の労 働時間が適切であることが求められることは当然のこ とであり、例えば、非常勤職員を新たに採用するなど、 看護要員の過重労働の防止に配慮すべきであることを

記

2. 施設基準の取扱いについて

申し添える。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(以下「基本診療料の施設基準等通知」という。)の第3の1(1)の規定にかかわらず、当面、月平均夜勤時間数については、1割以上の一時的な変動があった場合においても、変更の届出を行わなくてもよいものとすること。
- (2) また、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等した保険医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足した保険医療機関については、基本診療料の施設基準等通知の第3の1(3)及び(4)の規定にかかわらず、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率については、当面、1割以上の一時的な変動があった場合においても、変更の届出を行わなくてもよいものとすること。
- (3) 上記と同様の場合、DPC対象病院について、「DP C制度への参加等の手続きについて」の第1の4(2) ②に規定する「DPC対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」としての届出を行わなくてもよい

(令和2年2月14日 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

ものとすること。

(4) (1)から(3)の届出を行わなくてもよいこととされた 保険医療機関においては、新型コロナウイルス感染 症患者等を受け入れたことにより入院患者が一時的 に急増等したこと又は新型コロナウイルス感染症患 者等を受け入れた保険医療機関等に職員を派遣した ことにより職員が一時的に不足したことを記録し、 保管しておくこと。

3. 診療報酬の取扱いについて

- 問1 保険医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者等を医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合等は、どの入院基本料、特定入院料を算定するのか。
- 答 当面の間、以下の取扱いとする。

<原則>

実際に入院した病棟(病室)の入院基本料・特定 入院料を算定する。

<会議室等病棟以外に入院の場合>

速やかに入院すべき病棟へ入院させることを原則 とするが、必要とされる診療が行われている場合に 限り、当該医療機関が届出を行っている入院基本料 のうち、当該患者が入院すべき病棟の入院基本料を 算定する。

この場合、当該患者の状態に応じてどのような診療や看護が行われているか確認できるよう、具体的に診療録、看護記録等に記録する。

<医療法上、本来入院できない病棟に入院(精神病棟に精神疾患ではない患者が入院した場合など) 又は診療報酬上の施設基準の要件を満たさない患者が入院(回復期リハビリテーション病棟に施設基準の要件を満たさない患者が入院した場合など)した場合>

○入院基本料を算定する病棟の場合

入院した病棟の入院基本料を算定する(精神病 棟に入院の場合は精神病棟入院基本料を算定。)。

ただし、結核病棟については、結核病棟入院基本料の注3の規定に係らず、入院基本料を算定する

○特定入院料を算定する病棟の場合

医療法上の病床種別と当該特定入院料が施設基準上求めている看護配置により、算定する入院基本料を判断すること(一般病床の回復期リハビリテーション病棟に入院の場合は13対1又は15 対1の看護配置を求めていることから、地域一般入院基本料を算定。)。

問2 保険医療機関において新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院(例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など)した場合に、特定入院料等に規定する施設基準の要件についてどのように考えればよいか。

答 保険医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院(例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など)した場合には、当面の間、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否か判断する。

問3~問5 〔略〕

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その8)

(令和2年4月3日 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

- 問 保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイル ス感染症に感染し、又は濃厚接触者となり出勤がで きない場合における施設基準の取扱いについては、 どのように考えればよいか。
- 答 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月14日厚生労働

省保険局医療課事務連絡)中2及び3は、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に施設基準を満たすことができなくなる場合を想定したものであり、ご質問の場合も同様の取扱いとして差し支えない。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その3)

(令和2年3月2日 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

1. 基本診療料に係る施設基準の取扱いについて

「基本診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の第2の7において、各月の末日までに基本診療料の施設基準の要件審査を終え、届出を受理した場合の取扱いに係り、月の最初の開庁日に要件審査を終えた場合を除き、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定するとされているところであ

る。今般、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために緊急に開設する必要がある保険医療機関について、新たに基本診療料の届出を行う場合においては、この規定にかかわらず、当分の間、要件審査を終えた月の診療分についても当該基本診療料を算定できることとする。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その6)

(令和2年3月19日 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

- 問5 区分番号「A001」再診料の注12地域包括診療加算及び区分番号「B001-2-9」地域包括診療料の施設基準に規定する慢性疾患の指導に係る適切な研修について、2年毎の届出が必要とされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても、届出を辞退する必要があるか。
- 答 届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である。ただし、研修が受けられるようになった場合には、速やかに研修を受講し、遅滞なく届出を行うこと。
- 問6 区分番号「A234」医療安全対策加算の注2医療安全対策地域連携加算及び区分番号「A234-2」感染防止対策加算の注2感染防止対策地域連携加算の施設基準に規定する年1回程度の評価について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施できない場合においても、届出を辞退する必要があるか。
- 答 届出を辞退する必要はない。ただし、実施できる ようになった場合には、速やかに評価を実施するこ と。